

吹田市地域防災計画

(修正案)

令和6年〇月

吹田市防災会議

総　目　次

本編

■ 共通編

- 第1部 総則
- 第2部 予防

■ 地震応急対策編

- 活動組織：第1章
- 初動・応急期の活動：第2章～第6章
- 二次被害防止・生活再建：第7章～第9章

■ 付編 南海トラフ地震防災対策推進計画

■ 風水害応急対策編

- 活動組織：第1章
- 警戒期の活動：第2章
- 災害発生後の活動：第3章～第7章
- 二次被害防止・生活再建：第8章～第10章

■ 事故等災害応急対策編

■ 復旧・復興計画編

吹田市地域防災計画

- 本 編 -

<共通編>

目次

第1部 総則.....	1
第1章 計画の目的等.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ	1
第2章 計画の方針	2
第1節 災害対策の計画的推進.....	2
第2節 計画の運用	3
第3章 計画の構成.....	4
第4章 市域の概況	6
第1節 自然的条件.....	6
第2節 社会的条件.....	9
第5章 災害の想定	10
第1節 想定災害.....	10
第2節 地震被害の想定	11
第3節 風水害の想定.....	11
第6章 市・関係機関の業務大綱	16
第1節 地方公共団体の業務	16
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	18
第7章 市民・事業者の基本的責務.....	25
第1節 市民の役割	25
第2節 事業者の役割	26
第3節 N P O ・ボランティア等多様な機関との連携.....	27
第8章 防災に関する組織	28
■吹田市防災会議（会長：市長）	28
■吹田市防災対策推進会議（議長：市長）	29
第2部 予防	30
第1章 自助・共助.....	30
『地域防災行動力の向上（地域防災を担う人づくり）』	30
第1節 防災意識の高揚	30
第2節 自主防災体制の整備.....	34
『地域と連携した仕組みづくり』	40
第3節 ボランティア活動環境の整備	40
第4節 要配慮者対策	42
第5節 帰宅困難者支援体制の整備	47
第6節 広域一時滞在	48
第7節 広域避難の受入れ	49

第2章 公助	50
『都市の防災機能の強化（強くしなやかな地域づくり）』	50
第1節 市街地の整備	50
第2節 建築物等の安全対策	56
第3節 水害予防対策	60
第4節 地盤災害予防対策	66
第5節 危険物等災害予防対策	70
第6節 放射線災害予防対策	73
第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	74
第8節 新・大阪府地震防災アクションプランの推進	75
『災害に備えた体制の確立と適切な対応』	76
第9節 防災組織及び活動体制の整備	76
第10節 情報収集伝達体制の確立	99
第11節 消防体制の整備	103
第12節 応急医療体制の整備	107
第13節 緊急輸送体制の整備	112
第14節 避難体制の確立	115
第15節 応急復旧体制の整備	125
第16節 二次災害防止体制の整備	127
第17節 非常用物資の確保体制の整備	128
第18節 ライフライン確保体制の整備	131
第19節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	137
第20節 遺体安置所、火葬場等の確保	140

第1部 総則

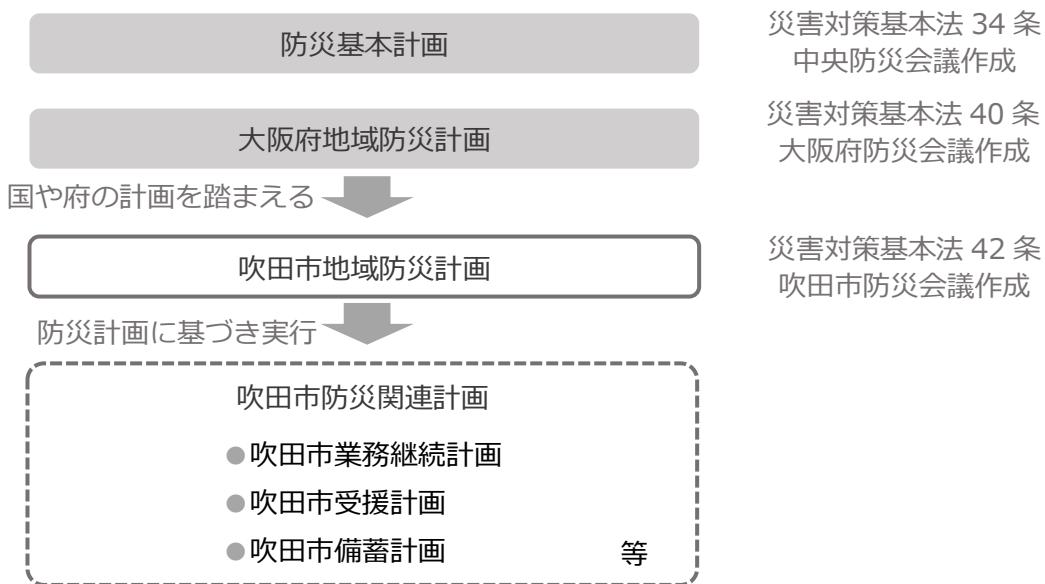
第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条（推進計画）の規定に基づき、吹田市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関し、市、大阪府（以下「府」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他の機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備え、市の防災対策を示す総合的計画である。



第2章 計画の方針

第1節 災害対策の計画的推進

基本方針に則り、次のとおり計画的に災害対策を進めていく。

<基本方針>

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。これまで、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、市域における災害対策を進めてきた。今般、市独自の地震被害想定の結果及び府による南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果に基づくとともに、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本に据えることとした。

具体的には、I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持、V 迅速な復旧・復興の5つを基本方針とする。

第1 災害対策の計画的推進

災害対策は、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階における適切な対応があり、状況に応じて的確かつ計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのため、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

1 災害予防段階の対応

災害予防段階の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての充実等、ソフト対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

2 災害応急段階の対応

正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無、国籍など被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

3 災害復旧・復興段階の対応

最優先事項であるライフライン施設等の早期復旧とともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

第2 災害対策の推進にあたっての役割分担と相互の連携協力

市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他の機関の各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

第2節 計画の運用

第1 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第2 計画の修正

この計画を、より実態に即したものとするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や子供、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正の手順については、次のとおりである。

- 1 修正を必要とする関係機関は、修正すべき内容及び資料を市に提出する。
- 2 市は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- 3 防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- 4 防災計画の修正について府の助言等により「大阪府地域防災計画」との整合性を図る。
- 5 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- 6 災害対策基本法に基づき、府知事に報告するとともに、防災計画修正の要旨を公表する。

第3 計画の進捗の把握

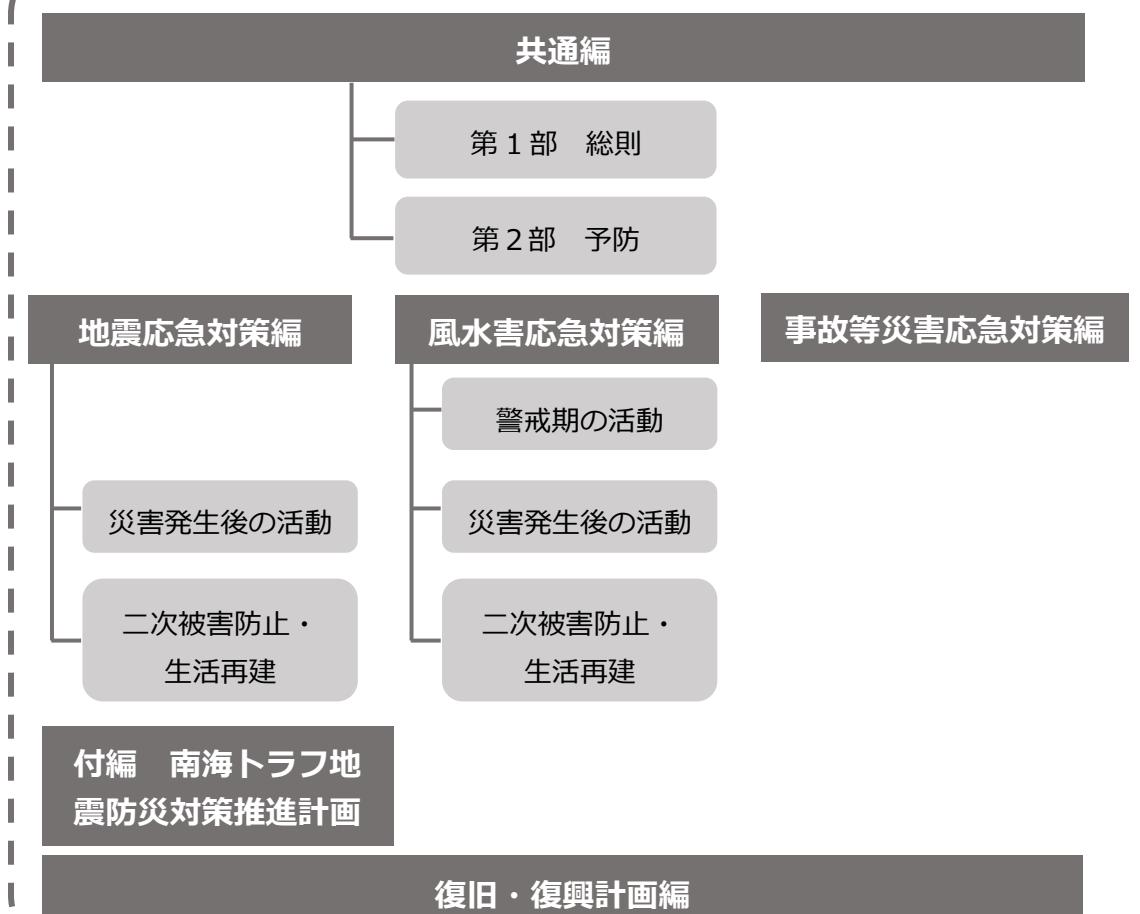
市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

第3章 計画の構成

この計画は、「本編」、「災害対応マニュアル編」及び「資料編」で構成する。

なお、「本編」の掲載内容は、災害ごとにできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、「災害対応マニュアル編」や「資料編」にとりまとめる。

<本 編>



<マニュアル編>

地震応急対策編

風水害応急対策編

<資料編>

本編や災害対応マニュアル編に関連するデータ、資料、付表・付図、様式等

本編

本編は、「共通編」「地震応急対策編」「付編 南海トラフ地震防災対策推進計画」「風水害応急対策編」「事故等災害応急対策編」で構成する。

<共通編>

この計画の基礎や前提となる市及び関係機関の業務大綱や想定される災害等を総則に定める。

また、各種災害に備えるための措置や対策など、予防対策について定める。

<地震応急対策編>

地震災害に対応するため、地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、活動組織や市及び関係機関に求められる活動内容を『初動・応急期の活動』(第2章～第6章)・『二次被害防止・生活再建』(第7～9章)に分け時系列に定める。

<付編 南海トラフ地震防災対策推進計画>

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震については、国による「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成14年7月に制定され、平成25年11月の改正により「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」となり、平成25年12月に施行された。

本市は南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱と想定されており、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

このことから、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。

<風水害応急対策編>

風水害に対応するため、災害発生前の警戒活動などとともに、対象となる市民への避難情報等の広報、避難誘導、発生直後の人命救助に重点を置き、活動組織や市及び関係機関に求められる活動内容を『警戒期の活動』(第2章)『災害発生後の活動』(第3章～第7章)『二次被害防止・生活再建』(第8～10章)に分け時系列に定める。

<事故等災害応急対策編>

大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害、その他突発災害の応急対策について定める。

マニュアル編

通常業務にはない災害時特有の手順、基準等を具体的に定める。

資料編

本編や災害対応マニュアル編に関連するデータ、資料、付表・付図、様式等を記載する。

第4章 市域の概況

第1節 自然的条件

第1 地理的条件

1 位 置

市は、府の北部に位置し、南は神崎川を隔てて大阪市に、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に隣接している。

市は、大阪都心から 10km 圏に位置し、隣接各市とは JR 東海道本線、JR おおさか東線、阪急京都線・千里線、地下鉄御堂筋線（北大阪急行）、大阪モノレールの鉄軌道と国道 423 号（新御堂筋線）、国道 479 号（大阪内環状線）、府道大阪中央環状線、府道大阪高槻京都線等の幹線道路で結ばれ至便な交通条件にある。

国土幹線道路として、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道が通っており、吹田ジャンクションによって連結され、国土軸・大阪都市圏軸それぞれの交通結節点として重要な位置にある。

【吹田市の位置】



【市内の主な交通機関】



2 地 勢

市域北部は、北摂山地を背景に樹枝状浸蝕谷の発達した標高 20mから 116mのなだらかな千里丘陵で、南部は安威川・神崎川・淀川のつくる標高 10mほどの沖積低地によって形成されている。市域は、東西 6.3 km、南北 9.6 km、面積 36.09 km²となっている。

3 地 形

市の地形は、市域中央部以北の丘陵地、丘陵地南東部の台地、南部の低地に区分される。

丘陵地は、大部分が人工改変地で、全体として南東に向かって低くなる地形を有している。丘陵地のなかで、旧谷部は谷底平野や崖錐が各所にみられ、これらと周辺丘陵斜面を含んで盛土地形が分布する。丘陵部のうち自然地形が残されている箇所は極めて少なく、旧地形の尾根部を中心として切土地形がみられる。丘陵地に残された自然斜面のうち急斜面はごく一部にみられ、市街地に接して細長く帯状に分布する。

台地は、高位・中位・低位に大きく 3 区分され、高位段丘は部分的な分布を示している。中位段丘及び低位段丘は、JR 東海道本線に沿って帯状に分布している。

低地は、氾濫平野が広く分布し、神崎川沿いには旧河道が分布し、部分的には自然堤防がみられる。高川の下流部は、天井川であり、また、高川の東側にはごく浅い谷底状の凹地の地形が南北に延びている。

ため池は、丘陵南部の台地との接点付近などで埋め立てられる傾向がみられる。

第2 地盤・地質特性

丘陵部は、大阪層群で構成される。この地層は、大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称で、地層を形成した地質年代は約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫、砂、粘土や火山灰などが繰り返し重なった地層である。

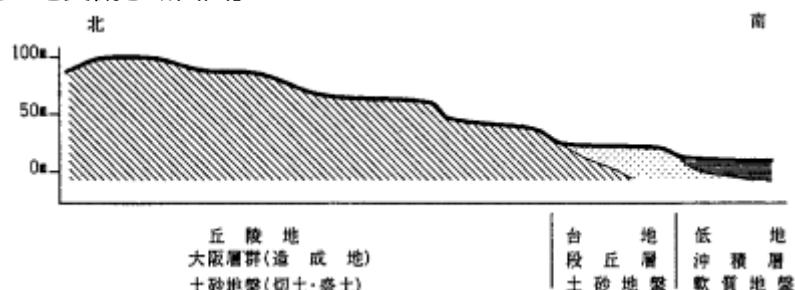
これらは全体としてゆるやかに東に傾斜する地質構造となっている。これらの地層は、半固結状の土砂地盤に該当する。

大阪層群の下には、神戸層群が分布している。この地層は、約 2,000 万年前に堆積し、この地域の基盤を形成する地層で固結した砂岩層、泥岩層や礫岩層などによって構成される。

段丘層は、砂礫層を主体とする未固結であるがよく締まった地層であり、地形の台地に相当する土砂地盤である。

沖積層は、泥・砂などでできている軟弱な地層で、低地に分布する軟弱地盤に該当し、旧河道などの地域では砂質土が多い。その層厚は、厚いところで 10 数mであり、北に向かって層厚が漸減する地質構造となっている。

【地形・地盤地質概念断面図】



第3 気 候

市の気候は、大阪湾からの海風の影響を受けて比較的温暖である。過去5年間（平成30年（2018年）～令和4年（2022年））の気象をみると、平均気温17.6℃（最高42.9℃、最低-3.4℃）、平均湿度63.5%、平均風速1.9m/s、平均降水量1338.6mmである。（観測地点：西消防署 出典：吹田市統計書（R4））

第2節 社会的条件

第1 人 口

市の人口は、令和4年（2022年）の調査では人口381,024人、世帯数181,607世帯で一世帯当たり2.1人、人口密度は10,558人／km²である。

昭和15年（1940年）市制施行当時には約66,000人であった人口は、高度経済成長の進行とともに増加傾向が顕著になり、特に千里ニュータウンの建設によって加速され、昭和35年（1960年）から昭和50年（1975年）の15年間で2.58倍になった。

その後、昭和62年（1987年）をピークに少しずつ減少し続けたが、平成7年（1995年）に増加に転じて以降、概ね微増が続いている。

総人口における65歳以上の人口は年々増加し令和4年（2022年）9月末の住民基本台帳人口で23.7%の人口比率（高齢者比率）を占めている。（出典：吹田市統計書（R4））

第2 土地利用現況

市の土地利用は、昭和36年（1961年）当時は市街地が市域の24%、農地・山林が70%と田園都市型の土地利用がなされていた。その後の社会経済情勢の変遷とともに市街地面積は大幅に増加し、特に千里ニュータウンの建設や万国博覧会の開催、土地区画整理事業等による都市基盤の整備充実は、市街地拡大の大きな要因となった。

令和2年（2020年）の調査では、令和2年（2020年）9月1日現在、市域面積36.09km²のうち市街地が65.0%、普通緑地が19.9%、農地が1.6%、山林・水面・道路・鉄道などが13.5%になっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。（出典：都市計画基礎調査（R2））

第5章 災害の想定

第1節 想定災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地盤・地質特性、気候等の自然的条件に加え、人口、土地利用等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市域において発生するおそれがある災害を想定した。

また、以下の各災害が複合的に発生する（同時又は、連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる）可能性を考慮するものとする。

第1 地震災害

地震災害として、海溝型地震及び活断層による内陸型地震を想定した。

- 1 海溝型地震（南海トラフ）
- 2 内陸型地震（上町断層帯）

第2 風水害

風水害として、大雨及び暴風による災害を想定した。

- 1 大雨による災害
- 2 暴風による災害

第3 事故等災害

事故等災害として、大規模火災及びその他災害を想定した。

- 1 大規模火災
- 2 その他災害
 - (1) 危険物等災害
 - (2) 大規模交通災害
 - (3) その他突発災害

第2節 地震被害の想定

地震被害想定を行った南海トラフ、上町断層帯、有馬高槻断層帯、生駒断層帯を震源とする地震の中で被害が最も大きいのは、直下型地震では上町断層帯を震源とする地震であり、海溝型地震では南海トラフ地震である。その想定結果は、次のとおりである。

			市の被害想定		府の被害想定	
想定地震		南海トラフ	上町断層帯	南海トラフ	上町断層帯	
地震規模 (マグニチュード)		府と同様	7.5	9.0~9.1	7.5~7.8	
手法	地盤	府と同様	ボーリングデータを基に、250m メッシュ毎に地盤種を区分 (前回より280 本追加)	ボーリングデータを基に、250m メッシュ毎に地盤種を区分	500m メッシュで地盤種を区分	
	震度予測	府と同様	市に一番影響が大きい震源モデルを想定し、また断層については実際の破壊過程を考慮したものとした上でメッシュ毎に計算し、震度を算出	内閣府公表の内、府に一番影響が大きい震源モデルを想定した上でメッシュ毎に計算し、震度を算出	想定断層の選択、多数のシナリオによる予測、府域対象シナリオの詳細予測の3段階で計算し、メッシュ毎に震度を計算	
	建物被害	熊本地震等の被害率を参考に建築年、木造・非木造の区分毎に計測震度、液状化等との関係から算出	熊本地震等の被害率を参考に建築年、木造・非木造の区分毎に計測震度、液状化等との関係から算出	建築年、木造・非木造の区分毎に計測震度、液状化等との関係から算出	兵庫県南部地震時の地震動と建物被害率の関係式等により算定	
震度			府と同様	6弱~7	6弱	6弱~7
被 告	建物被害	全壊	433 棟	7,291 棟	767 棟	12,876 棟
		全壊率	0.8%	13.4%	1.1%	25.3%
	火災	半壊	5,501 棟	12,071 棟	5,345 棟	10,224 棟
		半壊率	10.1%	22.3%	7.4%	20.1%
	人的被害	炎上出火件数	1 件	15 件	10 件 (全出火)	12 (24) 件
		焼失棟数	5 棟	6,586 棟 (焼失率:12.1%)	3 棟	-
	避難所生活者数	死者数	20 人	512 人 (総人口比:0.1%)	16 人	459 人
		負傷者数	1,608 人 (総人口比:0.4%)	5,998 人 (総人口比:1.5%)	749 人	5,021 人
		り災者数	38,270 人 (総人口比:10.0%)	158,576 人 (総人口比:41.5%)	-	145,252 人
ライフライン被害	被災直後	被災直後	4,474 人 (総人口比:1.2%)	53,498 人 (総人口比:14.0%)	-	-
		1週間後	10,779 人 (総人口比:2.8%)	62,677 人 (総人口比:16.4%)	22,313 人	42,124 人
		1か月後	2,237 人 (総人口比:0.6%)	26,749 人 (総人口比:7.0%)	-	-
	通信	上水道	水道断水率 51.5%	水道断水率 91.8%	水道断水率 91.9%	水道断水率 77.6%
		ガス	ガス供給停止 3戸	ガス供給停止 179,159 戸	ガス供給停止 547 戸	ガス供給停止 157,000 戸
	電力	停電率 2.2%	停電件数 82,037 戸	停電率 49.0%	停電件数 151,680 戸	停電率 151,680 戸
	信	固定電話不通率 0.2%	固定電話不通率 10.2%	固定電話不通率 30.5%	携帯電話停波率 28.7%	電話不通 67,136 加入者

- 注) ・市の被害想定は、地震動を上町断層帯は平成25年3月調査、南海トラフは平成26年1月調査により、算定手法は令和6年3月調査による。
- ・府の被害想定は、上町断層帯は平成19年3月調査、南海トラフは平成26年1月調査による。
- ・市の建物存在棟数(市による被害想定:54,235棟、府による被害想定:72,202棟(南海トラフ))
- ・炎上出火件数(市による被害想定:地震発生時刻3パターン想定(冬の5時、12時、18時)のうち最大値。火気器具、電熱器具、電気機器・配線からの出火件数の合計、府による被害想定:出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、()は1日の件数、死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計)
- ・市における焼失棟数は、全壊・半壊との重複を除く。
- ・市の総人口(市による被害想定:381,961人(令和5年5月末調査)、府による被害想定:355,799人(平成25年))

1 想定結果の相違の理由

(1) 上町断層帯地震

上町断層帯地震についての市による被害想定、府による被害想定の結果の相違は、概ね次の条件の相違に起因するものであると考えられる。

- ア 計算上の破壊開始点の違い
- イ 採用しているボーリングデータの違い
- ウ 評価(計算)単位(メッシュ)の違い
- エ 基礎データ(建物棟数、築年数、人口等)の違い
- オ 被害算定手法(建物被害率等)の違い

(2) 南海トラフ地震

南海トラフを震源とする地震についての結果の相違は、概ね次の条件の相違に起因するものであると考えられる。

- ア 基礎データ(建物棟数、築年数、人口等)の違い
- イ 被害算定手法(建物被害率等)の違い

2 府の地震被害想定結果への対応

本市に最も大きな被害をもたらす上町断層帯を震源とする地震における建物被害については、府による想定よりも本市による想定の方が小さい。これは、府の想定から17年経過しており、建物の建て替えによる耐震性の向上による影響が大きいと考えられる。一方、火災、人的被害は本市による想定の方が大きい。これは府の算定は広域的な観点で実施されており、本市より相対的に出火の危険性が高い市町村へ出火点が設定されたためだと考えられ、本市としては過小な想定となっている可能性がある。

このため、市地域防災計画においては、現在の市内の建物状況を反映し、本市の火災危険性を考慮している市の想定結果に基づき対応するものとする。

第3節 風水害の想定

風水害の原因となるものは、大雨、暴風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

第1 大雨による災害

1 河川の氾濫による浸水

河川名	災害の想定
(1) 淀川	○国の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間水防区域である。 ○洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、 洪水による被害のおそれがあるときは淀川洪水予報が発表される。 ○淀川洪水浸水想定区域は、過去に淀川水系において、甚大な被害を与えた昭和28年9月洪水時の2日間総雨量（淀川流域平均約250mm）の2倍の雨量による外水氾濫の想定で、JR線の南東側の広範囲に5m以下の浸水が予想されている。
(2) 神崎川	○府の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。 ○洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、 洪水による被害のおそれがあるときは神崎川・安威川洪水予報が発表される。 ○神崎川洪水浸水想定区域は、神崎川水系のダムの整備状況を勘案して、 概ね150年に1回程度起こる大雨（神崎川流域の日総雨量250mm）による外水氾濫の想定で、市の南西部の広範囲に5m以下の浸水が予想されている。
(3) 安威川	○府の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。 ○洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、 洪水による被害のおそれがあるときは神崎川・安威川洪水予報が発表される。 ○安威川洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（安威川流域の日総雨量247mm）による外水氾濫の想定で、JR線の南東側の広範囲に2m以下の浸水が予想されている。
(4) 高川、 山田川	○府の管理河川で、水防警報河川に指定され、ほぼ全区間が水防区域である。 ○水位周知河川に指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）※が設定されている。 ○河川水位が避難判断水位、及び氾濫危険水位に達した場合は、本市及び量水標管理者に通知されるとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨が水位を示して周知される。

河川名	災害の想定
	○本市は避難判断水位、及び氾濫危険水位に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させる措置を講ずる。
	○高川の洪水浸水想定区域は、概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨（1 時間雨量 85.7mm）による外水氾濫の想定で、河道から約 1.5km の範囲に 2 m以下の浸水が予想されている。
	○山田川の洪水浸水想定区域は、概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨（1 時間雨量 85.7mm）による外水氾濫の想定で、河道から約 0.5km の範囲（市域は一部地域）に 1 m以下の浸水が予想されている。
	※：本地域防災計画において「氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）」は「氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位）」を示す。
(5) 糸田川、 上の川、 正雀川、 三条川、 新大正川	○府の管理河川で、全区間水防区域である。 ○各河川とも府洪水リスク表示図が公表されており、1 時間に最大約 80mm（概ね 100 年に 1 回程度）の大雨による外水氾濫の想定で、糸田川は、河道から約 0.5km の範囲に 0.5m以下の浸水が予想されており、上の川は、河道から約 0.5km の範囲に 1 m以下の浸水が予想されている。 ○正雀川、三条川、新大正川では、浸水なしと想定されている。

2 想定される洪水による被害

先に示した河川による被害によって吹田市全域においては、下表の通り被害が想定される。

下表からも分かる通り、吹田市においては、神崎川の洪水による被害が最も多く、避難が必要となる人が 3,344 人、要避難戸数が 1,855 戸となることが予測される。

河川名	要避難戸数	要避難人口（推計）
淀川	70	124
神崎川	1,855	3,344
安威川	1,103	2,119
高川	839	1,411
糸田川	1,382	2,477
上の川	31	63

3 ため池の破堤等

市域の全ため池について災害が想定されるが、府により、公共上及ぼす影響の程度を考慮して水防ため池が3箇所定められている。

- (1) 釈迦ヶ池 吹田市岸部北4丁目
- (2) 今池（馬池） 吹田市原町2丁目3030-1
- (3) 王子池 吹田市山田西4丁目478

4 土砂災害

府によって「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。（資料編資料集参照）

第2 暴風による災害

暴風による家屋の倒壊の想定は困難なため、台風の際は、その進路・強度等の気象情報の収集に努め、状況に応じて、木造家屋の住民を堅牢建築物へ避難させる等の対策を講ずる。

第6章 市・関係機関の業務大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るために相互に連携・協力し、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1節 地方公共団体の業務

第1 吹田市

市は、防災の第一次的責任者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防機関の整備、公共的団体及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の推進等、地域防災力の充実強化に努める。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

市の業務大綱は、以下のとおりである。

1 吹田市

- (1) 市の防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (2) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関すること。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。
- (4) 消防活動及び水防活動の実施に関すること。
- (5) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民の防災活動の促進に関すること。
- (7) 市等が実施する災害時の医療救護活動、保健衛生活動等の支援・指導に関すること。
- (8) 災害時の医療情報の把握、連絡及び広報並びに医療提供体制に関すること。

第2 大阪府

1 茨木土木事務所

- (1) 府の所管する道路管理施設、河川管理施設等の防災対策及び復旧に関すること。
- (2) 水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること。
- (3) 災害予防、災害応急対策等に関し、市が実施する業務の連絡調整に関すること。

2 西大阪治水事務所

- (1) 府の所管する河川施設の防災対策及び復旧に関すること。
- (2) 水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること。

3 北部農と緑の総合事務所

- (1) 用水路、ため池の防災対策の指導に関すること。

第3 大阪府警察（吹田警察署）

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (2) 交通規制・管制に関すること。
- (3) 災害資機材の整備に関すること。
- (4) 被災者の救出救護及び避難指示に関すること。
- (5) 犯罪の予防・取締り・その他治安維持に関すること。
- (6) 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1 近畿農政局（大阪農政事務所）

- (1)応急食糧（米穀）等の備蓄に関すること。
- (2)災害発生時における主要食糧の供給に関すること。

2 大阪航空局

- (1)指定地域上空の飛行規制及び周知徹底に関すること。
- (2)航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。
- (3)災害発生時における航空機輸送の安全確保に関すること。
- (4)遭難航空機捜索・救助活動に関すること。

3 大阪管区気象台

- (1)観測施設等の整備に関すること。
- (2)防災気象知識の普及・啓発に関すること。
- (3)災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。

4 近畿地方整備局

- (1)国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
- (2)応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
- (3)指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- (4)国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (5)災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。
- (6)国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- (7)国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
- (8)災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。

第2 陸上自衛隊第3師団

陸上自衛隊第3師団は、他の関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1 第36普通科連隊

- (1)地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- (2)災害派遣に関すること。

第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1 日本郵便株式会社近畿支社（吹田市内郵便局38局）

- (1)災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- (2)災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
- (3)災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

2 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（西日本営業本部）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

- (1)電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2)応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3)気象警報の伝達に関すること。
- (4)災害発生時における重要通信に関すること。
- (5)災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6)被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7)「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

3 日本赤十字社（大阪府支部吹田地区）

- (1)災害医療体制の整備に関すること。
- (2)災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (3)災害発生時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (4)義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (5)避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (6)救助物資の備蓄に関すること。

4 日本放送協会（大阪放送局）

- (1)防災知識の普及等に関すること。
- (2)災害発生時における放送の確保対策に関すること。
- (3)緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- (4)気象予警報等の放送周知に関すること。
- (5)避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (6)社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (7)災害発生時における広報に関すること。
- (8)災害発生時における放送の確保に関すること。
- (9)災害発生時における安否情報の提供に関すること。

5 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (1)管理道路の整備と防災管理に関すること。
- (2)道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (3)災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (4)被災道路の復旧事業の推進に関すること。

6 KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社

- (1)電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2)応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3)津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4)災害時における重要通信確保に関すること。
- (5)災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6)被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7)「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

7 西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社（吹田保線区、吹田駅、岸辺駅、南吹田駅、吹田貨物ターミナル駅）

- (1)鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2)輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3)災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4)災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
- (5)災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (6)被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

8 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

- (1)ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。
- (2)災害発生時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- (3)災害発生時におけるガスの供給確保に関すること。
- (4)被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

9 日本通運株式会社（大阪支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1)緊急輸送体制の整備に関すること。
- (2)災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

10 関西電力送配電株式会社（大阪北電力本部北摂配電営業所）

- (1)電力施設の整備と防災管理に関すること。
- (2)災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
- (3)災害時における電力の供給確保に関すること。
- (4)被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

11 出光興産株式会社、太陽石油株式会社、昭和シェル石油株式会社、コスモ石油株式会社、ENEOS 株式会社

- (1)石油供給に係る災害予防、応急対策および復旧に関すること。

12 一般社団法人全国建設業協会

- (1)被害情報の収集・伝達に係る業務、公共施設の応急対策業務への協力など災害対応活動に関すること。

13 一般社団法人日本建設業連合会

- (1)災害対策用資機材の確保と備蓄に関すること。
- (2)被災者の救護と安全確保、被災構造物・施設の応急復旧、必要資機材の調達・運搬等の応急対策に関すること。

14 各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、阪急バス株式会社、京阪バス株式会社）

- (1)鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2)輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3)災害発生時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4)災害発生時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (5)被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

1 5 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）

- (1)防災知識の普及等に関すること。
- (2)災害時における広報に関すること。
- (3)緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- (4)気象予警報等の放送周知に関すること。
- (5)社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6)被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

1 6 淀川右岸水防事務組合

- (1)水防団員の教育及び訓練に関すること。
- (2)水防資機材の整備、備蓄に関すること。
- (3)水防活動の実施に関すること。

1 7 公益財団法人大阪府消防協会

- (1)防火・防災思想の普及に関すること。
- (2)消防団員の教養・訓練及び教育に関すること。

1 8 一般社団法人大阪府トラック協会

- (1)緊急輸送体制の整備に関すること。
- (2)災害時における緊急物資輸送の協力に関すること。
- (3)復旧資機材等の輸送協力に関すること。

第4 公共的団体その他の機関

公共的団体その他の機関は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には市及び関係機関と相互に協力し、応急対策活動を実施する。

1 地方独立行政法人 市立吹田市民病院

- (1)災害医療活動等の調整に関すること。
- (2)災害時における医療救護の活動に関すること。
- (3)負傷者に対する医療活動に関すること。

2 一般社団法人 吹田市医師会

- (1)災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2)負傷者に対する医療活動に関すること。

3 一般社団法人 吹田市歯科医師会

- (1)災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2)負傷者に対する歯科保健医療活動に関すること。

4 一般社団法人 吹田市薬剤師会

- (1)災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- (2)医薬品の確保及び供給に関すること。

5 吹田市社会福祉協議会

- (1)要配慮者対策に関すること。
- (2)福祉活動に関すること。
- (3)ボランティアの受入れ、人材の育成に関すること。

6 株式会社ジェイコムウエスト北大阪局・千里ニュータウンFM放送株式会社

- (1)防災知識の普及等に関すること。
- (2)災害情報の放送等に関すること。
- (3)被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

7 神安土地改良区、吹田土地改良区、釈迦ヶ池土地改良区

- (1)ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- (2)農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- (3)湛水防除活動に関すること。
- (4)被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

8 北大阪農業協同組合

- (1)農業施設の応急対策の指導に関すること。
- (2)農業関係者の復興支援に関すること。

9 学校法人 関西大学

- (1)地域の避難所及び支援拠点等としての施設の一部及び物資等の提供に関すること。
- (2)地域の要配慮者への支援に関すること。
- (3)社会安全研究科との人的、知的資源の交流及び都市防災の連携研究に関すること。

10 学校法人 大和大学（西大和学園）

- (1)臨時の避難所及び要配慮者の支援拠点等としての施設提供に関すること。
- (2)避難所及び福祉避難所への医療福祉チームの派遣に関すること。

11 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

- (1)災害に対する子供支援の予防活動に関すること。
- (2)災害発生時の子供支援の活動に関すること。

12 国立研究開発法人 防災科学技術研究所

- (1)レジリエントな社会の構築を目指した技術開発及び実証研究の促進に関すること。
- (2)平時の防災行政実務及び災害対応のDX化に関すること。

第7章 市民・事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1節 市民の役割

市民は、「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければならない。また、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 自己管理・自己防衛

市民は、日頃から災害等の知識の習得に努めるとともに、災害発生に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具の転倒防止措置等を自ら実施し、被害の軽減に努める。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 防災訓練や防災講習等への参加
- イ 地域の地形、危険場所等の確認
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

- ア 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- イ 避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族との安否確認方法の確認
- エ 最低3日分、推奨1週間分の生活必需品等の備蓄
- オ 災害時に必要な情報の入手方法の確認

2 地域への協力

地域住民が協力して初期消火、近隣の負傷者・災害時における要配慮者への援助、避難所の自主的運営等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の結成に努める。

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第2節 事業者の役割

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P : Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（B C P）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業者及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分、推奨1週間分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3節 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、周辺市町村、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第8章 防災に関する組織

■吹田市防災会議（会長：市長）

吹田市防災会議は、吹田市地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べるための組織とする。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るために、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画・子供の支援など多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

（1）防災会議の構成員

防災会議の構成員は、吹田市防災会議条例に基づき次の通りである。

職名	構成員
会長	市長
委員	(1) 大阪府知事がその部内の職員のうちから指名する者 (2) 吹田警察署長又はその指名する職員 (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (4) 市の教育委員会の教育長 (5) 市の消防長及び消防団長 (6) 市指定公共機関の職員のうちから市長が任命する者 (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（2）会議の庶務

会議の庶務は、総務部が行う。

■吹田市防災対策推進会議（議長：市長）

吹田市防災対策推進会議は日頃から総合的かつ計画的に防災対策を推進するための組織とする。

なお、必要に応じて、各室課の意見調整を行うため、防災対策推進会議開催前に防災対策推進会議準備会を組織することができる。

（1）防災対策推進会議の構成員（議長：市長）

防災対策推進会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
議長	市長
副議長	副市長
委員	水道事業管理者、教育長、危機管理監、各部（局）長
防災関係機関	必要に応じて、吹田市防災会議条例第3条第5項の第1号委員、第2号委員、第5号委員（消防長を除く。）及び第6号委員に出席を求める。

（2）事務局

事務局は、総務部が行う。

第2部 予防

第1章 自助・共助

『地域防災行動力の向上（地域防災を担う人づくり）』

第1節 防災意識の高揚

防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の子供や女性のニーズなど、多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発

市民及び事業所が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害発生時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

併せて災害発生後に、指定避難場所や仮設住宅、ボランティアの活動場所などにおいて、被災者や支援者が性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

《実施担当》

総務部、消防本部

1 市 民

大規模災害発生時における生活行動基準、各家庭における対応の指針、災害危険箇所の分布等を内容とする防災ブック等の配布・更新、自主防災組織等との意見交換会の開催、防災訓練の実施等によって、防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。その際、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

また、自治会、消防団、ボランティア等などの団体を通じて正しい避難行動や応急手当の方法、地域の状況を記した「マイ防災マップ」の作成など、知識の普及、啓発に努める。

さらに、以上のような防災情報のホームページ、公共施設等への掲示、広報誌や放送メディアでの

定期的な紹介、また、それらの情報の認知度の定期調査等により、情報の継続的な提供と普及に努める。

外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に対しては、外国版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、多様できめ細かな啓発に努める。

普及啓発の主な内容は次のものが考えられる。

(1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアスなどを克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取ること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 1週間分以上の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- オ 家具・什器類の固定、家屋・設備・塀・擁壁の安全対策
- カ 避難地、避難路、避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）並びに安全な親戚・知人宅・ホテルなどの避難場所、及び家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修、コンクリートブロック塀等倒壊の危険がないか、所有者による維持保全の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難地や避難所での行動

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 初期消火、救出救護活動
- ウ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- エ 情報の入手方法
- オ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- カ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- キ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ク 災害時における要配慮者への支援
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- シ 避難行動要支援者への支援
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から、物資の買い占めの自粛などの協力要請があった場合の協力
- セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難できるべく行動
- ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

2 事業者

大規模災害時における行動や地域との連携、災害発生時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での事業継続計画（B C P）の策定や非常時マニュアル等を整備する。

第2 防災教育の実施

防災意識の高揚を図るため、学校や社会において防災教育を実施する。

《実施担当》

教育委員会、児童部、総務部、消防本部

1 学校教育

防災の手引を作成し、園児・児童・生徒の安全確保に万全を期するとともに、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。

防災ブックや洪水ハザードマップを教材とした総合学習、防災関係者や災害体験者による講座や体験的・実践的な防災教育等を検討する。

市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

市と学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

教育の主な内容は次のものが考えられる。

- (1) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 災害等についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

2 社会教育

生涯学習活動などにおいて、防災教育の実施とその充実を図る。

現在、市出前講座において、各種防災・安全メニューの内容を実施している。

第2節 自主防災体制の整備

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1　自主防災組織の育成

自治会等の住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

《実施担当》

総務部、市民部

1　自主防災組織の結成促進

市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の必要性を啓発し、連合自治会や単一自治会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、組織のリーダーを育成する講習会を開催するとともに女性の参画の促進に努める。

2　自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要となる活動費や資機材等の支援、技術的指導に努める。

(1) 資機材等の支援

自主防災組織の活動に必要な活動費や資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等を実施し、防災活動の技術的指導、助言に努める。

3　自主防災組織の活動内容

自主防災組織が行う活動の内容は、次のとおりである。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発
- イ 災害発生への備え（要配慮者の把握、避難地・避難路・避難所の把握とそれらを記した「マイ防災マップ」の作成、防災用資機材や備蓄品の管理など）
- ウ 災害発生時の活動の知識の習得（情報伝達・避難・消火・応急手当・炊き出し訓練など）
- エ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難経路の安全確認、要配慮者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式小型動力ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報の市民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配など）

4 各種組織の活用

家庭防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

5 地域コミュニティの活性化

高齢者や障がい者、女性、中高生をはじめとする子供世代等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

6 自主防災活動の有効性に関する普及啓発

- (1) 人命救助や避難誘導に際しては、発災直後に自治会等による家屋の被災状況や住民の安否確認に加え、普段からの住民相互の情報共有が有効であることを周知する。
- (2) 各家庭の物資を持ち寄って行われる炊き出しや避難所運営における住民参加等、地域の共助の取り組みを紹介する。

第2 事業者による自主防災体制の整備

事業者に対しては、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

《実施担当》

総務部、都市魅力部、消防本部、大阪府

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（B C P）の作成
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常時マニュアル等の整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動・知識の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、要配慮者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式小型動力ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の方法

府及び経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

3 企業防災の推進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。
また、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

（1）事業者

ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。

イ 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーン（供給連鎖）の寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものではなく、サプライチェーン（供給連鎖）を通じて、広く連鎖すること等が明らかとなつたことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

- ・防災体制の整備
- ・従業員の安否確認体制の整備
- ・必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- ・防災訓練
- ・事業所の耐震化
- ・損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- ・予想被害からの復旧計画の策定
- ・各計画の点検・見直し
- ・燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ・取引先とのサプライチェーン（供給連鎖）の確保

ウ その他

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業

は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

また、事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図る。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 重要施設及び災害応急対策に係る期間

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる再生可能エネルギー等の導入を含めた非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（B C P）の策定、事業継続マネジメント（B C M）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 防災訓練の実施

地域における防災力の向上を図るため、防災訓練や避難訓練を実施し、市民及び事業所の自主防災力の向上に努める。

《実施担当》

総務部、消防本部、自主防災組織

1 市 民

- (1) 地域ごとに防災訓練を行い、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。
- (2) 避難訓練の実施に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等いわゆる要配慮者の保護に配慮した訓練を実施する。
- (3) 洪水及び土砂災害の避難訓練の実施に際しては、自主防災組織等において、避難情報の収集・伝達、氾濫前の円滑な避難活動を検証する。
 - ア 就寝中や外出中の場合等も想定して、自主防災組織等を通じて確実に住民に避難情報を伝達する系統等を確認する。
 - イ 避難所まで実際に歩いてみて、現地で確認した危険箇所や注意点等を吹田市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）に記述するよう指導する。特に、JR線の南側の地区では、北側に避難する経路が、数少ない地下道等に限られるため、早めの避難行動と地下道等での混雑・混乱の防止策を検討する。
 - ウ 現状、洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所が不足しており、その他に利用可能な洪水時避難所を指定しているため、洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所とその他の利用可能な洪水時避難所の利用について、要配慮者に配慮した体制を自主防災組織等で検討する。

2 事 業 所

事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。

第4 救助・初期消火活動の支援

災害発生時の救助活動に活用できるよう、小学校、中学校、消防団詰所、交番等に配置した救助用資機材の拡充を図るとともに、他の公共施設についても整備を検討する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

《実施担当》

総務部、消防本部

第5 地区防災計画の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、子供、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、市地域防災計画に定める地域防災力の充実強化に関する事項の実施に努めることとし、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区的地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練などにより両計画の一体的な運用を図るよう努める。

《実施担当》

関係各部（局）、地区居住者等

『地域と連携した仕組みづくり』

第3節 ボランティア活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域で長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、N P O 等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関等と担当者同士の交流のための場づくりを行うなどの連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

《実施担当》

総務部、福祉部、吹田市社会福祉協議会

1 受入れ窓口の整備

(1) 一般ボランティア

災害発生時にボランティア活動を行おうとする一般ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から吹田市社会福祉協議会と連絡調整を行う。なお、災害ボランティアセンターの設置予定場所は、ららぽーと E X P O C I T Y 屋外駐車場、総合福祉会館、総合運動場駐車場を候補施設とする。

また、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

(2) 府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」登録しているボランティア

災害発生時に府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」に登録しているボランティア団体（登録ボランティア団体）に協力要請を行う際の、受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から府と連絡調整を行う。

2 事前登録への協力

吹田市社会福祉協議会と連携のもと、災害発生時に一般ボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に関する協力に努める。

第2 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、リーダーやコーディネーターの養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚等を図る。

《実施担当》

福祉部、吹田市社会福祉協議会

1 人材の育成

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 意識の高揚

防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚等を図る。

第3 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネートに努める。

《実施担当》

福祉部、吹田市社会福祉協議会

第4節 要配慮者対策

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する。

《実施担当》

総務部、市民部、都市魅力部、児童部、福祉部、健康医療部、都市計画部、学校教育部、
消防本部

第1 要配慮者の安全確保

地域や近隣住民による自助・互助を基本として、要配慮者の災害時の安全確認（被災状況の把握等を含む。）、情報伝達、避難、生活支援体制等を円滑に行うなど、地域の実情に応じた安全の確保対策を推進するとともに、避難所の整備や移送体制の整備を進める。

1 防災啓発

広報等によって要配慮者本人及び家族、地域住民等に対する啓発を行う。

(1) 要配慮者及びその家族に対する啓発

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃から努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(2) 地域住民等に対する啓発

- ア 自主防災組織等において、地域内の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ウ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

2 防災情報の提供及び伝達手段の整備

災害発時の自主避難の呼び掛けや避難情報等の提供にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等にも分かりやすい言葉や表現を使用する。

障がいの種別や程度によって、適切な伝達手段が異なることを考慮するなど、要配慮者への情報提供に配慮する。

3 安全機器の普及促進

災害発時に、要配慮者への防火指導とあわせて、家具転倒防止器具、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

4 避難対策

避難所において要配慮者の生活に支障がないよう、補助設備の整備に努めるとともに、避難所生活が困難な要配慮者を社会福祉施設等へ移送する体制についても整備に努める。

(1) 避難所の整備

- ア 避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

- イ 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から吹田市社会福祉協議会等との連携に努める。
- ウ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 移送体制の整備

避難所では対応できない人の受入先として、移送可能な社会福祉施設や医療機関を把握し、災害発生時の受入れについて協力体制の整備を進める。

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）との連携体制の確立など福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、「吹田市受援計画」に基づき、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図るものとする。

6 訓練の実施

要配慮者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を確保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 「吹田市災害時要援護者避難支援プラン」の推進

災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿を活用した避難支援等の体制づくりを推進するため、また、福祉避難所の指定と運営等の体制整備を進めるため、「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」、「災害時要援護者避難支援ハンドブック」に基づき、地域住民や関係組織、関係団体の協力を得ながら、必要な体制整備を推進する。

第3 災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿・個別避難計画の作成

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、特に支援を要する者の避難支援等を進めるために災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿を作成する。

また、避難支援をより実効性のあるものとするため、名簿の作成に合わせ、個別避難計画を本人の同意を得て作成する。計画は、あらかじめ地域支援組織や避難支援者に共有し、多様な主体の協力を得ながら、災害時要援護者（避難行動要支援者）に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

名簿及び計画は、定期的に更新するとともに、情報漏えいの防止や庁舎の被災等の事態が生じた場合においても活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

第4 福祉避難所の整備

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）」及び「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を基に、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害

が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する。

1 福祉避難所の指定

市が所有する福祉施設や民間の社会福祉施設等を対象に、福祉避難所として求められる機能を備え、利用が可能なものを福祉避難所として指定し、福祉避難所の役割について、平時より住民や職員等への周知を図る。なお、必要に応じてあらかじめ指定避難所として福祉避難所を指定する際に受入対象者を特定して公示する。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、「個別避難計画」などを作成するよう努める。

2 福祉避難所における体制整備

福祉避難所として必要な備蓄品等の整備を進める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、要配慮者の受入手続、福祉避難所の管理運営方法等についてマニュアルを整備するなど準備を進め、相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保についても検討をすすめる。

また、福祉施設等と本部等との連絡手段の確保や情報伝達ルートの明確化を図る。

第5 社会福祉施設等における対策

災害発生時における通入所者の安全確保のため、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講ずる。

1 防災マニュアルの策定

災害発時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

この計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。

また、火気については、日頃から安全点検を行う。

4 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

5 応援体制の整備

市営の社会福祉施設は、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、府内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れの他、被災時における協力関係を構築する災

害協定等を締結するように努める。また、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うなど、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第6 外国人に対する支援体制整備

1 情報発信等による支援

市は、府が行う府内在住外国人や来阪外国人旅行者に対する支援に協力する。

また、行政などから提供される災害や生活支援などに関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行うため、府内の災害時外国人支援情報コーディネーターを活用するものとする。

2 避難所における支援

府は、避難所を運営する市が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（O F I X）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

また、市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの受け入れができるよう府及び大阪府国際交流財団と連携とともに、（公財）吹田市国際交流協会と協力し避難者の支援を行う。

第5節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒步帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組みを強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める。

《実施担当》

総務部、都市魅力部、福祉部、環境部、水道部、大阪府

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

市は、府と連携し、災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始することによる二次災害の発生を防止するため、企業等に対して次の普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 企業等の事業所内に滞在するために必要な物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者等と対策について連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、要配慮者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 徒歩帰宅者への支援

府は、大規模地震等により徒步帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒步帰宅者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒步帰宅者）に対し、次のような支援を行う。

(1) 飲料水、トイレ等の提供

(2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、市は、府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するよう府等とも連携する。

第4 徒歩帰宅が困難な人への支援

大規模地震等が発生した場合に、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要がある。このため、市及び府は、関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行う。

事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。

第6節 広域一時滞在

市が被災した場合、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要と判断した場合、他の都道府県の市町村への受入れについて府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、市長は他の都道府県から避難者の受入れについて、府より協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、避難者を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた避難者に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

《実施担当》

各施設管理者及び関係各部（局）、大阪府

第7節 広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で避難者の受入れを行う。

原子力災害に係る広域避難ガイドラインに基づき、府はカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

市は、高島市から1,925名（令和3年12月現在）を受入れる想定とする。

《実施担当》

各施設管理者及び関係各部（局）

詳細は下表のとおり（平成30年4月現在）

平成30年4月現在

避難元府県	避難元市町	対象人口 (人)	避難先			
			府県	地域・市町村	受入人数(人)	
滋賀県	長浜市	25,708	大阪府 (19市6町1村)	大阪市	5,710	
				泉北	堺市 和泉市 高石市 泉大津市 忠岡町	5,123 1,105 344 480 74
				中河内	八尾市 東大阪市 柏原市	1,752 3,337 435
				南河内	松原市 藤井寺市 羽曳野市 河内長野市 富田林市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村	853 310 812 801 725 386 137 101 109
				泉南	岸和田市 泉佐野市 貝塚市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町	1,074 434 430 333 365 354 41 83
				大阪市（再掲）	11,281	
				豊能	豊能町 能勢町 池田市 豊中市 箕面市	129 44 513 2,088 999
				三島市	吹田市 高槻市 茨木市 島本町 摂津市	1,925 2,009 1,569 199 571
				北河内	枚方市 守口市 門真市 寝屋川市 大東市 四条畷市 交野市	2,389 846 639 1,590 952 361 465
					54,277	
				小計	54,277	

第2章 公助

『都市の防災機能の強化（強くしなやかな地域づくり）』

第1節 市街地の整備

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。

市は、府が平成28年3月に策定した「大阪府強靱化地域計画」（令和2年3月31日見直し）及び平成28年2月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成31年1月一部修正）を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進するものとする。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する。

第1 市街地の面的整備

市街地の防災機能を強化するため、防災空間の整備、木造建築物が集積している地域の整備に努める。

《実施担当》

都市計画部、土木部、下水道部

1 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、延焼防止及び円滑な災害応急対策の実施を図るため、府と連携し、道路・緑道、公園・広場、河川、ため池、水路、終末処理場を効果的に整備する。また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

（1）道路・緑道の整備

- ア 道路・緑道は、災害発生時に応急対策活動及び避難を実施するうえで重要であるだけでなく、延焼遮断帯としても重要な機能を有しているため、十三高槻線、豊中岸部線、千里丘朝日が丘線、佐井寺片山高浜線、千里山佐井寺線等の都市計画道路の整備に努めるとともに、既設道路についても有効な幅員等についても検討し、道路のネットワーク化を図る。
- イ 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。
- ウ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）を整備する。

（2）公園・広場の整備

公園・広場は、災害発生時における避難地及び応急対策活動の拠点として重要な機能を有しているため、その配置や規模等の検討を行いながら整備に努める。

ア 広域避難地となる都市公園の整備

- (ア) 広域的な避難の用に供する概ね面積 10ha 以上の都市公園（面積 10ha 未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積 10ha 以上となるものを含む。）の整備の促進に努める。ただし、10ha 未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として整備する。
- (イ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(ア) に該当するものを除く。）に整備する。

イ 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積 1 ha 以上の都市公園を整備する。

ウ 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

エ その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。また、「災害危険度判定調査」により要整備地区と判定された地区内の街区公園に「街角防災ふれあい広場整備」事業として防災施設を整備する。

(3) 市街地緑化の推進

緑地や並木は、延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

(5) 所有者不明土地の活用

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

2 木造建築物が集積している地域の整備

木造建築物が集積している地域の防災性の向上を図るために、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、都市基盤施設を総合的に整備し、住宅・住環境の整備を図る。

(1) 不燃化の促進

延焼による建築物の被害の軽減を図るために、都市計画の見直し時期において可能な限り防火・準防火地域について見直しを行い、建築物の不燃化を促進する。

(2) 耐震化の推進

地震による被害の軽減を図るために、本市の耐震改修促進計画により耐震診断及び耐震改修の促進を図り、耐震性が不十分な既存建築物の耐震化を推進する。

(3) 都市基盤施設の整備

避難及び応急対策の円滑な実施を図るため、道路、公園等の都市基盤施設を総合的に整備する。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

都市基盤施設の防災機能を強化するため、府と連携し、道路、公園、河川に災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

《実施担当》

土木部、下水道部、ため池管理者

1 道路の防災機能の強化

災害発生時における道路機能を確保するため、応急対策活動及び避難を実施するうえで重要な道路の拡幅、無電柱化、不法占有物件の除去、道路の占用の禁止又は制限に努める。

2 公園の防災機能の強化

災害発生時における避難地及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、利用目的に応じて放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害時用臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 河川の防災機能の強化

災害発生時における水上輸送の手段及び緊急用水の供給源としての機能を確保するため、河川管理者と協力して整備に努める。

4 災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策の推進

災害発時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の機能を確保するため、ため池の耐震診断及び耐震改修を推進する。

第3 土木構造物の耐震対策

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川、鉄軌道施設等の構造物について耐震対策を推進する。

《実施担当》

土木部、下水道部、茨木土木事務所、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、大阪市高速電気軌道(株)、ため池管理者

1 道路の安全確保

特に、市管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。

また、橋梁、横断歩道橋等の道路施設については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講ずる。

2 河川・水路の安全確保

水路の決壊などによる水害の未然防止を図るため、調査、補強等耐震性の向上に努める。
また、市管理以外の河川・水路については、府等の施設管理者と協力して、耐震性の向上に努める。

3 ため池施設の安全確保

府、市、ため池等管理者は、ため池等農業用施設について、「土地改良施設耐震対策計画（案）」（大阪府環境農林水産部農政室）に基づき、耐震対策を実施する。

4 鉄軌道施設の安全確保

落橋等による災害の未然防止を図るため、橋梁、高架部、盛土部、トンネル、モノレール等の施設について耐震性の向上に努める。

第4 ライフライン施設の災害対応力の強化

ライフラインに関わる事業者は、災害による被害の軽減を図るため、自らが管理する施設設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

《実施担当》

下水道部、水道部、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)、
西日本電信電話(株)（関西支店）、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)（西日本営業本部）
及び(株)NTTドコモ（関西支社）、KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、
(株)ジェイコムウエスト北大阪局
千里ニュータウンFM放送(株)

1 下水道施設

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。
施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。また、補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。また、下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムの充実を図る。

（1）管路施設及びポンプ場・処理場の耐震化

変位を吸収する措置等によって、管渠の耐震性の向上を図る。

また、ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

（2）機能の強化

下水道施設が損傷した場合にその機能の代替について検討する。

（3）処理水の有効利用

災害発生時において処理水などを防火用水、雑用水としての利用を検討する。

2 上水道施設

災害による断水、減水を防止するため、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、上水道施設の強化と保全に努める。

(1) 施設・管路の耐震化

管路整備時に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう継手等の導入を推進する。医療拠点、避難所その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化に努める。

(2) 機能の強化

送水管の複数系統確保及び配水本管のループ化を推進する。

(3) 水道水の安定供給

ア 複数水源としての地下水を安定的に確保するとともに、大阪広域水道企業団からの安定受水に努める。

イ 浄配水施設の施設更新にあたっては、貯水能力の充実を図る。

3 電力供給施設

《実施担当》

関西電力送配電(株)（大阪北電力本部北摂配電営業所）

災害による電力の供給障害を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

(1) 電力供給施設の強化

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

(2) 電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。

(3) 施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設

《実施担当》

大阪ガスネットワーク(株)（北東部事業部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

(1) ガス供給施設の強化

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

(2) ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) 施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設

《実施担当》

西日本電信電話(株)（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)（西日本営業本部）及び(株)N T T ドコモ（関西支社）、K D D I (株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備等の強化と保全に努める。

(1) 電気通信施設の信頼性向上

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、建物内への浸水防止のための水防板・水防扉の更改、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信施設の耐震・耐火構造化など防災強化を推進する。

また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムのバックアップ体制の確立を推進する。重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、道路管理者は、ライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・B O X）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 放送

放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

《実施担当》

(株)ジェイコムウエスト北大阪局・
千里ニュータウンF M放送(株)

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

第2節 建築物等の安全対策

地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める。

また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める。

第1 建築物等の耐震化対策

「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」を踏まえた本市の耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

《実施担当》

総務部、都市計画部、学校教育部、茨木土木事務所

1 公共建築物の耐震化

- (1) 市有建築物の耐震性が不十分な建築物については、耐震改修等に限らず、解消に向けた対策を検討する。
- (2) 公共建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (3) 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (4) 公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (5) 今後計画する建築物は、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、民間建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。
- (6) 公共建築物について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 重要施設の耐震化

病院や避難所など、発災時において特に重要な施設や、避難時に配慮を要する者が利用する施設などの耐震化を促進するよう努める。

3 民間建築物等の耐震化

- (1) 耐震性が不十分な建築物については、耐震改修等に限らず、解消に向けた対策を検討する。
- (2) 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）については、特に耐震化の重要性が高い大規模建築物（耐震診断義務付け建築物）について、令和7年度（2025年度）までにおおむね解消を目標とする。
- (3) 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みをできる限り

支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開し、民間建築物の耐震化を促進する。

ア 所有者の負担軽減のため、耐震診断補助や特に耐震化率の低い木造住宅を対象とした耐震化に向けた補助を実施する。

(ア) 吹田市既存民間建築物耐震診断補助制度

(イ) 吹田市既存民間木造住宅耐震設計補助制度

(ウ) 吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助制度

イ 相談しやすい窓口を整備する。

ウ 防災ブック等を活用するとともに、市報すいた、株式会社ジェイコムウエスト北大阪局、千里ニュータウンFM放送株式会社、インターネット等で情報提供を行うことにより普及啓発を推進する。

また、外国語版、点字版等のパンフレットや声のテープの作成等による啓発にも努める。

エ 「防災週間」、「防災とボランティア週間」等、防災に関する諸行事にあわせ、講演会等の開催、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発に努める。

オ 総合防災訓練、事業所の防災訓練、市民の防災訓練など、防災訓練の機会を活用して情報提供を促進する。

カ 住民が主体となったまちづくりを積極的に支援し、協働で地域の災害対策を推進する。

(4) 特定既存耐震不適格建築物への取組み

市（所管行政庁）は、一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物等の所有者に、必要に応じ、耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物への取組み

市（所管行政庁）は、上記のうち、耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の所有者から耐震診断の結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

(6) 要安全確認計画記載建築物への取組み

府、あるいは市は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、市（所管行政庁）は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

(7) ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけではなく、災害発生時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣又はフェンスへの転換や改善の啓発に努める。

第2 建築物等の防火・安全化対策

建築物等の安全を確保するため、防火知識の普及啓発に努めるとともに、特殊建築物等の安全確保、建築物の福祉的整備等を推進する。

《実施担当》

都市計画部、消防本部

1 防火知識の普及啓発

関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等を通じて、市民に対し建築物に関する防火知識の普及啓発に努める。

2 特殊建築物等の安全確保

不特定多数人が利用する建築物等については、定期的又は隨時に立入り検査を実施するとともに、所有者に対し、建築基準法（第12条）に基づく定期報告の時期に敷地、構造、設備等に関する防災上必要な指導を実施する。

また、所有者又は管理者に対し、研修会、講習会の開催等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導に努める。

3 建築物等の福祉的整備

府の「福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物等の福祉的整備を促進する。

4 屋外広告物等の安全対策

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物は、関係機関との連携のもと、設置者に対して改善措置を講ずるよう指導する。

5 液状化対策

液状化危険度予測図（液状化マップ）等により液状化対策の啓発、周知に努める。

6 地下空間の浸水防止

ホームページ等で地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的な事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

7 土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく区域指定を受けた「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の啓発及び周知に努める。

8 落下物の安全化対策

府、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第3 文化財の保護対策

文化財を災害から保護するため、保護思想の普及に努めるとともに、火気使用制限区域の指定を推進する。

また、文化財の所有者又は管理者は、防災対策を推進する。

《実施担当》

教育委員会、文化財の所有者・管理者

1 保護思想の普及

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 火気使用制限区域の指定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、市民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置を推進する。

3 防災対策の推進

文化財の所有者又は管理者は、文化財保護対象物を所蔵する建造物に対し、消火設備、避雷設備などの防火設備の設置又は改修及び耐震構造化を推進する。

4 予防体制の確立

(1) 初期消火と自衛組織の確立

文化財所有者等は、自衛組織を結成して初期消火体制の確立を図る。

自衛組織を結成する人員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等にはあらかじめ対策を講ずるように努める。

(2) 防災関係機関との連携

文化財所有者等、市消防本部、市教育委員会、府警察（吹田警察署）（以下、吹田警察署という。）その他関係機関は平常時から連携を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

(3) 地域住民との連携

防災には、地元の地理や水利に詳しく、いち早く駆けつけられる組織が望ましいため、付近住民に対し、平常時から文化財の保護、災害時における初期消火活動への協力を呼びかける。

第3節 水害予防対策

水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 河川・水路の安全対策

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等を推進するとともに、各種情報システムの活用に努める。

また、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

《実施担当》

下水道部、茨木土木事務所

1 河川・水路の改修等

近年、全国各地で局地的な集中豪雨により都市において浸水の被害が多発している中、都市に残された水路の溢水を防止するため、水路の改修事業を推進する。

また、出水前までには、河川・水路の重点箇所の点検とともに、幹線水路の浚渫、清掃等を実施する。

さらに、府と協力して神崎川等の河川改修を促進する。

2 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システムの活用に努める。

3 観測機器の整備点検

円滑な観測業務が実施できるよう、定期的に機器を整備・点検するとともに、必要に応じて観測機器の増設に努める。

4 資機材倉庫・資機材の整備点検

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

第2 水害減災対策の推進

国及び府は、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、洪水予報、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による水位情報の公表、洪水浸水想定区域の指定・公表を行う。

《実施担当》

総務部、近畿地方整備局、大阪府（茨木土木事務所、池田土木事務所、西大阪治水事務所）

1 洪水予報

近畿地方整備局又は府は、洪水予報河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、府知事、市長、及び水防管理者に通知するとともに報道機関に協力を求めて一般に周知する。

また、近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

淀川・神崎川・安威川洪水予報が該当する。

2 避難判断水位、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川〕において、避難判断水位（高齢者等避難の発表判断の目安となる水位）、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、市長及び水防管理者等に通知する。

また、避難判断水位、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したときは、市長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。本市では、高川、山田川が該当する。

その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

3 水防警報

(1) 近畿地方整備局又は府は、水防警報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに、市長及び水防管理者に通知する。
神崎川、安威川、高川、山田川が該当する。

(2) 市長及び水防管理者は、水防警報が発せられた時、水位がはん濫注意水位に達した時、その他水防上必要があると認められた時は関係機関を出動させ、警戒にあたる。

4 水位情報の公表

近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

本市では、淀川、神崎川、安威川、高川、山田川、正雀川、糸田川、上の川が該当する。

5 洪水浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局又は府は、其々の管理河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

- (1) 淀川水系洪水浸水想定区域図
- (2) 神崎川洪水浸水想定区域図
- (3) 安威川洪水浸水想定区域図
- (4) 高川洪水浸水想定区域図
- (5) 山田川洪水浸水想定区域図

6 洪水リスク表示図の公表

府は、管理河川がはん濫した時に想定される浸水区域について、その区域の危険度をⅠ（床下浸水）、Ⅱ（床上浸水）、Ⅲ（1階相当水没若しくは木造家屋が流出する。）の3段階で示した「洪水リスク表示図」を公表している。

市長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

府及び市は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講ずるように努める。

7 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

現在、市は、上記の淀川、神崎川、安威川、高川、山田川の各洪水浸水想定区域と、府調査による糸田川、上の川、正雀川の洪水浸水想定区域を重ねた洪水浸水想定区域に、洪水時の避難所、避難対象地区ごとの避難方向などを示した洪水ハザードマップを市民に配布している。

なお、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

- (1) 市域に水防法による洪水浸水想定区域の指定があった場合、市地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- (ア) 広報車
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) ホームページ
- (エ) 電話、FAX
- (オ) 電子メール等
- (カ) SNS（「Yahoo！防災速報」など）

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- (ア) 浸水の際に想定される水深及び洪水浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の避難所について、周知を図る。
- (イ) 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。
また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、災害時における要

配慮者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

災害時における要配慮者の避難については、市が作成した「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づき実施する。

当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ 施設の名称及び所在地

洪水浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設及び大規模工場等の所有者又は管理者から申し出のあった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

エ 伝達方法

名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

オ 伝達手段

市は避難情報等の緊急情報を発令する際に、固定電話やFAXに配信する「吹田市災害情報自動配信サービス」等を活用する

(2) 上記ウにより定められた施設等の所有者又は管理者は、以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」又は「浸水防止計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

ア 防災体制に関する事項

イ 避難誘導に関する事項

ウ 浸水の防止のための活動に関する事項

エ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

オ 防災教育・訓練に関する事項

カ 自衛水防組織の業務に関する事項 等

8 防災訓練の実施・指導

府及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法 等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、洪水ハザードマップを活用しつつ行う。

9 水防と河川管理等の連携

- (1) 市及び府は、国や府が想定する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3 地下空間浸水災害対策の強化

浸水の際は、地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場、地下街（地階）等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

《実施担当》

総務部、地下空間の管理者

1 情報の提供

地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。

2 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導体制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

第4 下水道の整備

降雨による浸水被害の未然防止を図るため、雨水を排水する管渠能力の向上及び雨水ポンプ能力の増強に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透施設の設置を推進する。

《実施担当》

下水道部

第5 農地・ため池の安全対策

市・府をはじめ関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

《実施担当》

下水道部、北部農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を図る。

2 ため池

ため池の決壊等による水害の未然防止を図るため、ため池管理者は、雨期前に重点箇所の点検や清掃を行うとともに、老朽ため池の改修及び防災上重要なため池の改修・補強を実施するよう努める。

また、ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備に努める。

第4節 地盤災害予防対策

地盤崩壊等による災害の未然防止を図るため、液状化対策、土砂災害対策及び宅地防災対策を実施する。

第1 液状化対策

液状化による建築物等の被害の軽減を図るため、市民等に対して液状化による建築物の被害防止対策を建築時において実施するよう、「液状化マップ」等を掲示し意識啓発を図る。

《実施担当》

総務部、都市計画部

第2 土砂災害警戒区域等における防災対策

急傾斜地の崩壊及び大量の崩土による災害のおそれがあるとして府により指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の周知に努めると共に、指定地域の警戒活動を実施する。また府が発する「土砂災害の防災情報」を基に避難情報の発信伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に実施できるよう、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の充実化を図り、警戒体制・避難体制の整備に努める。

また、土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

《実施担当》

総務部、都市計画部、茨木土木事務所

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。また、市は同区域内に住宅を新設若しくは建替えを行う際には想定される外力に耐えうる構造であるかの建築確認を行う。

3 警戒体制・避難体制等

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域の範囲や避難場所・避難経路（又は、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）を網羅した防災マップ等を作成し、住民へ周知する。

(2) 警戒体制・避難体制の確立

土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発表・伝達に関する事項

- イ 避難場所及び避難経路（又は、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）に関する事項
- ウ 土砂災害に関する避難訓練の実施
- エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
学校、医療施設、主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒・避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法
- オ 救助に関する事項
- カ その他必要な事項

(3) 要配慮者利用施設の警戒避難体制の確立

市は、地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

当該施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3 土砂災害警戒情報等の作成・発表

《実施担当》

大阪府

1 土砂災害警戒情報

大阪管区気象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適時・適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知する。

2 土砂災害の防災情報

府は、常時、土砂災害の防災情報として次の情報を公表している。

- (1) 全域危険度判定状況
- (2) 地域危険度判定状況
- (3) 市町村内危険度判定状況
- (4) 雨量観測所危険度判定状況
- (5) 雨量レーダ情報
- (6) 雨量履歴
- (7) 土砂災害警戒情報発表状況
- (8) 土砂災害警戒情報（気象庁）

第4 宅地防災対策

宅地における災害の未然防止を図るため、造成行為に対する指導や宅地防災パトロールを実施するとともに、危険宅地の解消を図る。

《実施担当》

都市計画部、茨木土木事務所

1 宅地造成工事規制区域の指定

府は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。

2 造成行為の指導

宅地造成や開発行為は、許可申請時の計画内容を十分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。

3 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、地すべり危険箇所や土砂災害警戒区域に接する宅地を重点的にパトロールし、関係者に対し防災措置を指示する等必要な措置を行う。

4 危険宅地の解消

- (1) 土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど危険宅地の解消を図る。
- (2) 市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。
- (3) 市及び府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。
- (4) 市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、当該盛土が市域に影響を及ぼす場所に存在する場合、対策が完了するまでの間、府の助言や支援をもとに必要に応じて避難情報の発令基準等の見直しを行うものとする。

第5節 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類による災害の未然防止を図るため、保安教育を実施するとともに、指導の強化、事業所の防災組織の強化を図る。

また、毒物・劇物、管理化学物質による災害の未然防止を図るため、府が実施する啓発活動等に協力する。

第1 危険物災害予防対策

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

消防本部

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、危険物取扱者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

消防本部

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

吹田警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底、規制を行うとともに、火薬類取扱事業等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

消防本部

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

《実施担当》

消防本部

第5 管理化学物質災害予防対策

府、市は、管理化学物質としてP R T R法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、府条例に基づく指導を行うとともに、府条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

《実施担当》

環境部、大阪府

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- ア 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- イ 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導体制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

大阪府等関係機関と協賛による化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第6節 放射線災害予防対策

放射線による災害の未然防止を図るため、保有施設の防災対策を推進するとともに、放射性物質の輸送時の安全対策に努める。

第1 保有施設の防災対策

市、関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、連携して施設の耐震・不燃化等の防災対策を推進するとともに、放射線防災に関する知識の普及、放射線防災業務従事者に対する教育等の災害予防対策を講ずる。

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画（原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講ずるよう努める。

《実施担当》

環境部、消防本部、放射性同位元素取扱事業者

第2 輸送時の安全対策

市内の高速道路を経由して行われる放射性物質の輸送について、安全を確保するため、輸送状況の把握に努めるとともに、安全対策の充実強化を図る。

《実施担当》

消防本部

1 輸送状況の把握

核燃料輸送については、関係機関等と密接な連携を取ることによって、輸送のコース・日程の正確な把握に努める。

2 安全対策の充実強化

放射性物質輸送時の火災等における警防活動要領を基に、対応策の研修、資機材の整備を充実強化する。

第3 放射線災害医療体制の整備

府が「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき実施する緊急医療への協力体制を整備する。

《実施担当》

健康医療部

第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づき府が策定する第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

《実施担当》

総務部、関係各部（局）

1 対象地区

市全域

2 計画の初年度

令和3年度

3 計画対象事業

府の地震防災緊急五箇年計画の計画対象事業は、次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設、又はヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて地震防災対策特別措置法施行令で定めるもの

第8節 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

市は、「新・大阪府地震防災アクションプラン」(平成31年1月一部修正)に基づき、府と連携協力して、事業の推進に努める。

《実施担当》

総務部、関係各部(局)

1 取組期間と目標

(1) 取組期間

平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)までの10年間とする。

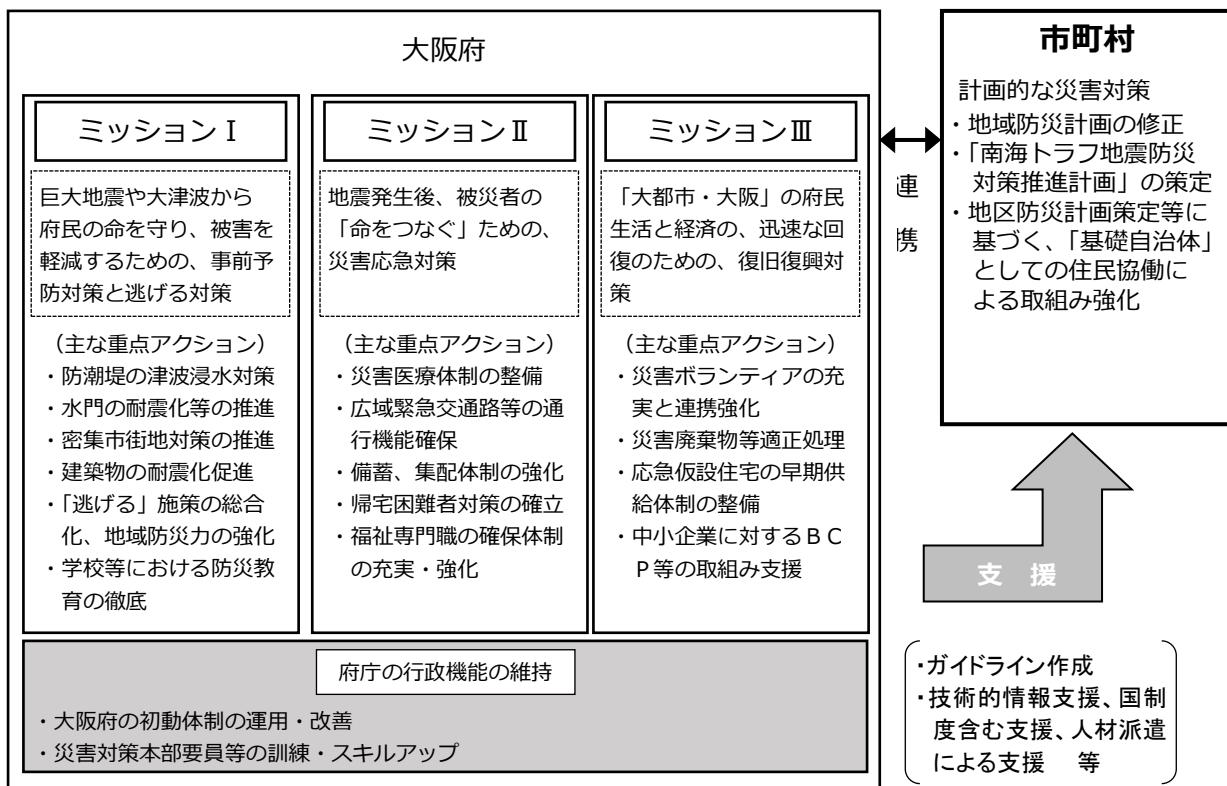
(2) 基本目標

発災による死者(犠牲者)数を限りなくゼロに近づけるとともに、その建物被害や経済的被害についても最小限に抑えることを究極の目標とする。

2 推進方針と推進体制

アクションプランでは、目標達成に向け、3つのミッション(100のアクション)を推進することとなっている。

また、「命を守り、つなぐ」を第一に、人命被害の軽減効果が極めて高いハード対策、地域・コミュニティにおける「逃げる」対策や市町村の取組みに対するソフト対策等から重点アクションが位置づけられている。



『災害に備えた体制の確立と適切な対応』

第9節 防災組織及び活動体制の整備

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画（BCP）や受援計画の策定や各部局マニュアルの整備を図る。

第1 活動組織等の整備・充実

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた活動組織を整備・充実するとともに、勤務時間外の職員による初動体制を整備する。

また、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 活動組織の整備・充実

災害の規模その他の状況に応じた活動組織を整備・充実する。

■吹田市災害対策本部

- 気象庁が発表する市での震度（以下、「震度」という。）が5強以上の場合、特別警報が発表された場合、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置
- 市が総力をあげて災害予防及び災害応急対策を実施するための組織

本部長等	本 部 長：市長 副本部長：副市長2名、水道事業管理者、教育長 参 謀：危機管理監 本 部 員：危機管理監、災害対策本部体制下の各部長、総務企画部・生活支援部・都市基盤部・教育部の副部長
構 成 員	○組織体制は、吹田市災害対策本部体制組織図のとおり。
事務局等	事務局：総務部

■吹田市現地災害対策本部

- 災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施するための組織

本部長等	本 部 長：災害対策本部長が指名する者
事務局等	事務局：総務部

■吹田市災害警戒本部

- 震度5弱を観測した場合、小規模又は中規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に設置

- 災害予防及び災害応急対策を実施するための組織

本部長等	本 部 長：市長
構 成 員	○組織体制は災害対策本部体制に準じる。 ○ただし、危機管理室兼務職員の派遣は除く。
事務局等	事務局：総務部

■吹田市災害対策準備室

- 災害が発生するおそれがある場合において、災害に備えるための組織

本部長等	室 長：危機管理監
構 成 員	○組織体制は災害対策本部体制に準じる。 ○ただし、危機管理室兼務職員の派遣及び緊急防災要員の配備は除く。
事務局等	事務局：総務部

■吹田市防災対策会議

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置
- 市で震度4を観測した場合は自動的に設置
- 災害の種類・規模・発生時間などの災害に関する情報分析
- 災害対策本部を設置するに至らない場合における組織体制・動員体制の決定
- 災害対策本部を設置する必要がある場合における市長への進言

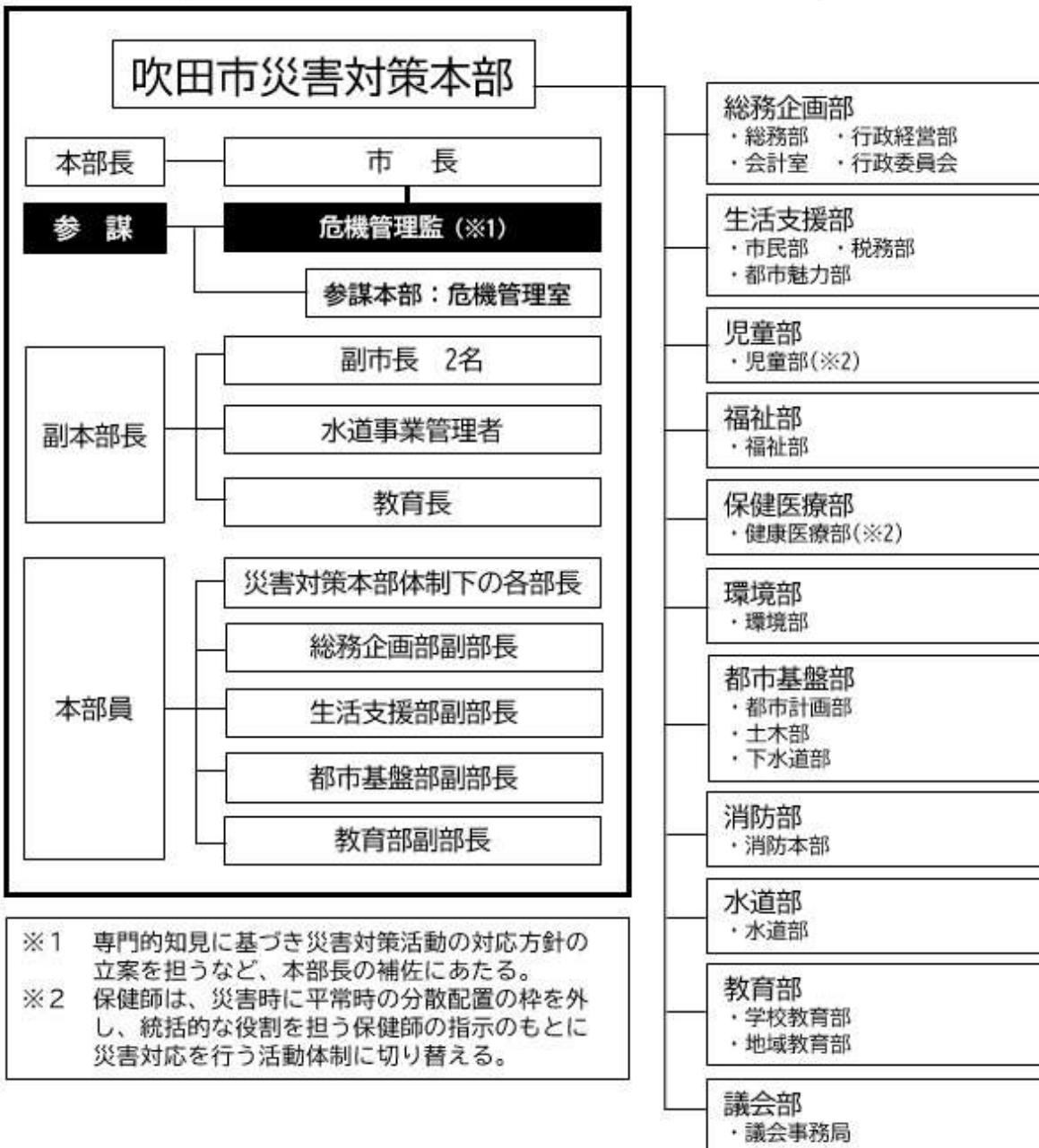
本部長等	議長：危機管理監 副議長：総務部長、消防長
構成員	委員：都市計画部長、土木部長、下水道部長、学校教育部長、水道部長 必要に応じて、関係部（局）長に出席を求める。
事務局等	事務局：総務部

■吹田市災害情報分析作戦会議

- 災害対策本部会議開催前に実施
- 被害の全体像に関する共通認識及び災害情報の分析による将来予測に基づき、災害対応の当面目標及び将来計画など災害対策本部進行方針の決定を行う
- 災害対応の基本方針等についての災害対策本部長への進言

本部長等	議長：総務部を担当する副市長
構成員	副市長、危機管理監、 災害及び時間軸を鑑み、必要に応じて関係部（局）長、職員に出席を求める。
事務局等	事務局：総務部

吹田市災害対策本部体制組織図



※1 専門的知見に基づき災害対策活動の対応方針の立案を担うなど、本部長の補佐にあたる。

※2 互栄と互うまと、本部長の席位にめたる。
保健師は、災害時に平常時の分散配置の枠を外し、統括的な役割を担う保健師の指示のもとに災害対応を行う活動体制に切り替える。

2 勤務時間外の職員による初動体制の整備

(1) 地震災害の場合

勤務時間外に地震が発生した場合において、市域の概括的な被害・避難状況等の迅速な把握及び初動期の応急対策が実施できる初動体制を整備する。

(2) 風水害等の場合

勤務時間外に風水害等が発生し必要が生じた場合において、市域の概括的な被害・避難状況等を迅速に把握できる初動体制を整備する。

第2 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部体制が設置された場合の各部の事務分掌及び部長、班長等は、次のとおりとする。なお、対策の目的や実施場所が同一の事務については、関係部班は連携して行うこととする。

【各部の事務分掌】

部	班	事務分掌
共通事項		<p>1 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。</p> <p>2 班関連の災害記録に関すること。</p> <p>3 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。</p> <p>4 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。</p> <p>5 吹田市災害専門ボランティアの配置に関すること。</p> <p>6 庶務班：</p> <ul style="list-style-type: none">・所管施設の避難者の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。 <p>7 庶務班以外の班：</p> <ul style="list-style-type: none">・所管施設の被害状況の把握及び報告に関すること。・所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。

◎は部長、班長を、○は副部長、副班長担当室課を示す。班長、副班長については各室課長級を任意で指名のこと。

部	班	担当室（課）	事務分掌
参謀本部 ○危機管理監	本部班 ○危機管理室	危機管理室※	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 防災対策会議及び災害対策本部会議の庶務に関すること。 3 災害対策の方針及び計画の立案、調整、進行管理に関すること。 4 本部員等その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 各部の災害対策活動の連絡調整に関すること。 6 国・自衛隊・府への要請、他自治体等との相互協力・応援及び日本赤十字社・民間協力団体等への協力要請に関すること。 7 総務省総括支援チーム及び対口支援団体との連絡調整に関すること。 8 復興対策本部の庶務に関すること。 9 災害救助法の適用に関すること。 10 緊急防災要員等の活動に関すること。 11 気象予警報等及び地震情報の収集及び伝達に関すること。 12 避難指示等その他本部長命令の伝達に関すること。 13 防災行政無線の運用・管理に関すること。
総務企画部 ○総務部長 ○行政経営部長 ○会計管理者	庶務班 ○総務室	総務室	1 部内の庶務に関すること。 2 電話交換業務に関すること。 3 庁内放送に関すること。
		デジタル政策室 (令和6年3月まで 情報政策室)	4 庁内情報システム等の復旧及び機能回復に関すること。
		人事室	5 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 6 職員及びその家族の被害状況の把握に関すること。 7 職員への情報提供に関すること。
	企画調整・財務班 ○企画財政室	企画財政室	1 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること 2 災害発生時の応急財政措置に関すること。 3 国、府等の補助金に関すること。 4 災害関係経費のとりまとめに関すること。
	受援動員班 ○人事室	人事室	1 各部の職員の参集状況の把握に関すること。 2 災害対策従事者の把握に関すること。 3 災害対策従事者の宿泊に関すること。 4 災害派遣職員等の応援要請、受入れ及び配置に関すること。 5 専門ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 6 各部の応援体制の整備・指示に関すること。

部	班	担当室（課）	事務分掌
	情報収集記録班 ○法制室 ○情報政策室	危機管理室※ 法制室 デジタル政策室 (令和6年3月まで 情報政策室)	1 災害・被害状況、災害対策活動状況等、関係情報全般の集約に 関すること。 2 防災対策会議及び災害対策本部会議の議事録作成その他庶務に 関すること。 3 応急情報の緊急収集、整理に関すること。
	秘書班 ○秘書課	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	広報班 ○広報課	広報課	1 市民に対する本部指令等の周知に関すること。 2 市民、新聞、放送機関等への情報提供に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 広報紙等の災害広報の編集及び発行、配布に関すること。 5 災害に関する写真、映像資料等の記録・整理に関すること。
	会計班 ○会計室	会計室	1 災害関係費の支払いに関すること。
	調達班 ○契約検査室	危機管理室※ 契約検査室	1 物資の調達に関すること。 2 災害対策従事者の食料の調達に関すること。 3 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・賃借及び工事等の契 約に関すること。
	車両班 ○総務室 (車両担当)	総務室	1 車両等（フォークリフト含む）の確保に関すること。（消防、水 道、下水道、市民病院を除く。）
	応援班 ○選挙管理委員会 ○監査委員 ○農業委員会	選挙管理委員会事務 局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局 固定資産評価 審査委員会事務局	1 委員との連絡調整に関すること。 2 特命事項の処理に関すること。

※危機管理室には兼務職員及び緊急防災要員を含む。危機管理室兼務職員は、災害対策本部が設置された時に総括部の職員として初動対応に務め従事する。緊急防災要員は、勤務時間外に災害が発生した時に備えるため、市長があらかじめ指名する職員で初動体制の整備を行う。なお、緊急防災要員の構成は、地域防災要員及び校区防災要員とする。

部	班	担当室(課)	事務分掌
生活支援部 ○市民部長 ○都市魅力部長 ○税務部長	庶務班 ○市民総務室 ○市民自治推進室	市民総務室 市民自治推進室 市民課 山田出張所 千里丘出張所 千里出張所 地域経済振興室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 臨時の避難所の開設に関すること。 6 被災証明・罹災証明の発行に関すること。 7 埋火葬の許可に関すること。 8 農業及び事業者の被害状況の把握に関すること。 9 農業及び事業者に対する災害関係融資・相談・斡旋に関するこ と。
	相談班 ○人権政策室 ○市民総務室	市民総務室 人権政策室 交流活動館 男女共同参画セン ター	1 市民からの災害関連の問合せ・相談(電話・ファクシミリによる もの含む。)に関するこ と。 2 相談事項の処理のための各班への要請に関するこ と。 3 市民相談等の状況を応急情報として本部に報告するこ と。 4 物価の安定に関するこ と。 5 要配慮者の救援・救護対策に関するこ と。
	物資班 ○地域経済振興室 ○シティプロモーシ ョン推進室	地域経済振興室 シティプロモーシ ョン推進室 文化スポーツ推進 室	1 避難所等における物資需要の把握に関するこ と。 2 避難所等における物資の受払管理、配送及び配分に関するこ と。 3 炊き出し手配に関するこ と。 4 救援物資の受け入れ及び管理に関するこ と。 5 遺体安置所の開設に関するこ と。 6 受援計画の物的支援に関するこ と。 7 要配慮者の救援・救護対策に関するこ と。 8 所管施設の被害状況の集約及び報告に関するこ と。

部	班	担当室(課)	事務分掌
	調査班 ○資産税課 ○債権管理課	税制課 (令和6年3月まで) 資産税課 市民税課 納税課 債権管理課	1 建築物の被災調査及び報告に関すること。 2 被災家屋判定に関すること。
	救援班 ○市民税課 ○納税課	税制課 (令和6年3月まで) 資産税課 市民税課 納税課 債権管理課	1 避難指示等の場合の避難誘導に関すること。

部	班	担当室（課）	事務分掌
児童部 ○児童部長 ○児童部次長	庶務班 ○子育て政策室 ○子育て給付課	子育て政策室 子育て給付課	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 被災児童の児童福祉に関すること。
	救援班 ○保育幼稚園室 ○家庭児童相談室	保育幼稚園室 家庭児童相談室 すこやか親子室 (令和6年4月～) のびのひ子育てプラザ こども発達支援センター	1 乳幼児・園児の救援・救護対策に関すること。 2 所管施設の園児等の保護に関すること。 3 休園措置に関すること。 4 要配慮者の救援・救護対策に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
福祉部 ◎福祉部長 ○福祉部次長	庶務班	福祉総務室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。
	◎福祉総務室	総合福祉会館	3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。
	○福祉指導監査室	福祉指導監査室	4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 死者、被災傷病者の集約及び報告に関すること。 6 ボランティアに関すること。 7 社会福祉協議会等社会福祉諸団体との連絡調整に関すること。
	救護班 ◎高齢福祉室 ○障がい福祉室 ○生活福祉室	高齢福祉室	1 要配慮者の救援・救護対策に関すること。
		障がい福祉室	2 民生委員・児童委員を通じての被災状況の収集に関すること。 3 義援金に関すること。
		福祉総務室	4 遺体の安置、遺体安置所の運営に関すること。
		生活福祉室	5 災害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金、災害救助資金等の支給に関すること。

部	班	担当室 (課)	事務分掌
保健医療部 ◎健康医療部長 ○保健所長	庶務班	国民健康保険課	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。
	◎健康まちづくり室		4 保健医療班の活動状況等の集約に関すること。 5 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。
	○国民健康保険課		
	保健医療班 ◎保健医療総務室	健康まちづくり室	
		成人保健課	1 保健医療調整本部の運営に関すること。
		母子保健課	2 医療機関との連絡調整に関すること。
		(令和6年3月まで) 保健医療総務室	3 市内の医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。
		衛生管理課	4 医療救護班編成、医療救護所設置及び医療救護班との連絡調整に関すること。
		地域保健課	5 医療救護班活動の把握、医療救護班活動継続の必要の有無の判定及びこれら的情報に関すること。
			6 医療救護班・医療要員・医療用資器材・医薬品等の医療関係機関等への支援要請に関すること。
			7 避難所生活を含む生活・環境衛生対策に関すること。
			8 感染症発生時の対応等個別疾病対策に関すること。
			9 避難者等に対する保健衛生活動に関すること。

部	班	担当室（課）	事務分掌
環境部 ○環境部長 ○環境部次長	庶務班	環境政策室	1 部内の庶務に関すること。
	○環境政策室	環境保全指導課	2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 災害対策に係る物品の調達・賃借に関すること。
	○環境保全指導課		6 災害による大気、河川、土壤、その他の汚染対策に関すること。
	防疫班	環境政策室	1 防疫に関すること。 2 遺体の埋火葬に関すること。
	○環境政策室		
	清掃班	事業課	1 ごみ、し尿の収集、運搬及び処理に関すること。
○事業課 ○資源循環エネルギー 一センター ○破碎選別工場	○事業課	資源循環エネルギー	2 仮設トイレの設置及び管理に関すること。
	○資源循環エネルギー	一センター	3 災害廃棄物の処理に関すること。
	一センター	破碎選別工場	4 関係業者の指導及び連絡調整に関すること。
	○破碎選別工場		

部	班	担当室（課）	事務分掌
都市基盤部	庶務班	都市計画室	1 部内の庶務に関すること。
	○都市計画部長 ○地域整備推進室	総務交通室	2 他班との調整に関すること。
	○土木部長 ○下水道部長	経営室	3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。
	○計画調整室	計画調整室	4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 災害対策に係る資機材等の調達・賃借に関すること。 6 関係業者への協力要請及び機械等の調達に関すること。 7 被災建築物応急危険度判定士等の応援受入れに関すること。 8 被災家屋の応急復旧等に関すること。
	都市整備班	都市計画室	1 土砂災害の警戒活動に関すること。
	○地域整備推進室	地域整備推進室	2 事業中の事業区域の被害調査・応急復旧等に関すること。
	建築調査班	開発審査室	1 土砂災害の調査・応急措置等の相談・支援に関すること。 2 被災家屋判定の協力に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	建築施設班	資産経営室	1 市関連施設の被害状況の総括的把握及び報告に関すること。 2 市関連施設の応急復旧等に関すること。 3 応急仮設住宅の建設の協力に関すること。 4 被害発生時の用地対策に関すること
	道路班	道路室	1 道路等の被害調査・応急復旧等に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 通行制限に関すること。 4 道路等の障害物の除去に関すること。 5 緊急交通路の確保に関すること。
	○道路室 ○地域整備推進室		6 事業中の都市計画道路の被害調査・応急復旧等に関すること。
	住宅施設班	住宅政策室	1 被災者の住宅対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設計画に関すること。 3 被災住宅の融資等に関すること。 4 市営住宅の被災を受けた住民対策に関すること。
	下水道班	水再生室	1 下水道処理施設及びポンプ場施設の被害調査・応急復旧等に関すること。
	○管路保全室 ○水再生室	管路保全室	2 下水道管路施設の被害調査・応急復旧等に関すること。 3 河川、水路、ため池等の被害調査・応急復旧等に関すること。
	公園班	公園みどり室	1 公園等の被害調査・応急復旧等に関すること。 2 公園等への避難状況の把握に関すること。
	○公園みどり室		

部	班	担当室(課)	事務分掌
消防部 ○消防長 ○消防本部理事 ○消防本部次長 ○総務予防室長 ○警防救急室長 ○指令情報室長	第1中隊 ○南消防署長 ○副署長 第2中隊 ○西消防署長 ○副署長 第3中隊 ○北消防署長 ○副署長 第4中隊 ○東消防署長 ○副署長 救助中隊 ○救助G	南消防署 西消防署 北消防署 東消防署 救助G	1 消火及び救出・救助に関すること。 2 救急に関すること。 3 消防団との連携に関すること。 4 消防活動状況及び災害情報の把握に関すること。
	指揮班 ○警防G	警防G 総務G	1 消防部隊の運用に関すること。 2 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
	指令班 ○指令情報室	指令情報室 救急G	1 消防指令通信に関すること。 2 消防活動の記録集計及び被害速報に関すること。 3 消防に関する情報処理に関すること。
	情報収集班 ○予防G	予防G	1 災害情報の収集連絡に関すること。 2 消防広報に関すること。
	内務班 ○総務G	総務G 企画G 警防G 救急啓発G	1 災害対策に必要な物資等の調整に関すること。 2 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 3 消防機械器具の整備に関すること。 4 その他消防に関すること。
	活動支援班 ○救急G	救急G 指令情報室 企画G	1 災害現場における指揮支援活動に関すること。 2 災害対策本部の業務支援に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
水道部 ○水道部長 ○水道部次長 ○水道技術管理者	庶務班 ○総務室 ○企画室	総務室 企画室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 災害対策に係る資機材等の調達・賃借に関すること。 6 住民への広報活動に関すること。
	給水班 ○工務室 ○総務室	工務室 (給水相談G) 総務室(料金G)	1 応急給水に関すること。
	工事班 ○工務室 ○浄水室	工務室 浄水室	1 水道施設の被害調査・応急復旧等に関すること。 2 水源確保及び水質管理に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
教育部 ○学校教育部長 ○地域教育部長	庶務班 ○教育総務室 ○教育未来創生室	教育総務室 教育未来創生室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 避難所の総括的な状況把握及び報告に関すること。
		学務課	5 学用品等の調達及び給付に関すること。 6 就学援助金等の支給に関すること。 7 児童・生徒の転出入学に関すること。
		学校管理課	8 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 9 所管施設の応急対応等に関すること。
	学校教育班 ○学校教育室 ○保健給食室 ○教育センター	学校教育室 教職員課 教育センター	1 児童・生徒の避難誘導に関すること。 2 応急教育対策に関すること。 3 学校と保護者との連絡に関すること。 4 休校措置に関すること。 5 教職員及びその家族の被災状況の把握及び報告に関すること。
		保健給食室	6 児童・生徒の保健に関すること。 7 給食施設の利用に関すること。
	地域教育班 ○まなびの支援課 ○青少年室	まなびの支援課 中央図書館 青少年室 放課後子ども育成室 子育て青少年拠点夢つながり未来館	1 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 2 所管施設の応急対応等に関すること。 3 要配慮者に関すること。
		文化財保護課	4 文化財の被害調査・応急復旧等に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
議会部 ○議会事務局長 ○議会事務局次長	議会班	議会事務局	1 部内の庶務に関すること。 2 議員との連絡調整に関すること。 3 活動報告に関すること。

第3 勤員体制の整備

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制及び参集体制を整備する。

《実施担当》

各部（局）

1 配備体制の整備

災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制を整備する。（地震応急対策編・風水害応急対策編 第1章 「活動組織」参照）

配備体制	配備内容
準備配備	気象予警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合において、関係する部（局）の職員を最小限に配置し、情報収集、資機材の点検等の活動を実施するための体制とする。
1号配備	小規模な災害が発生し、又は発生するおそれはあるが、時間、規模等の推測が困難な場合や時間的にある程度の余裕がある場合において、各部（局）から一部の職員を配置し、災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。
2号配備	震度5弱を観測した場合、中規模又は大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、各部（局）から1号配備の約3倍の職員を配置し、災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。
3号配備	震度5強以上を観測した場合、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が総力をあげて災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。

2 勤務時間外における参集体制の整備

迅速な初動活動を確保するため、職員の参集場所の周知徹底を図り、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。なお、緊急防災要員については、参謀本部（本部班）で把握する。

（1）参集場所の周知徹底

あらかじめ職員に参集場所を指定し、周知徹底を図る。

（2）参集可能職員の把握

各部（局）長は、公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段、参集に要する時間等を調査し、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。

第4 緊急連絡体制の整備

各部は、迅速かつ的確な緊急連絡体制を確保するため、「災害時の緊急連絡系統図」を作成し、勤務時間外における伝達方法を整備する。なお、緊急防災要員については、参謀本部（本部班）で整備する。

《実施担当》

各部（局）

1 連絡責任者の指名

各部（局）に連絡責任者を指名する。

各部（局）の連絡責任者は、資料編を参照のこと。

2 伝達方法の整備

各部（局）長は、所属職員の住所、電話番号及びメールアドレス等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに、職員に周知徹底を図る。

第5 関係機関等との連携体制の整備

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間団体と連携のうえ、迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、連携体制の整備に努める。

また、円滑な自衛隊の災害派遣要請の実施及び派遣部隊との連携を図るため、知事に対する派遣要請の依頼要領を明確にするとともに、連絡体制の整備等に努める。

《実施担当》

総務部、市民部、都市魅力部、福祉部、健康医療部、環境部、
都市計画部、土木部、下水道部、水道部、消防本部、教育委員会

第6 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟や実効性の確認、関係機関等との連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び防災体制の確立を図るため、各種防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、子供や女性、要配慮者などの参画を含め多くの住民の参加を得るとともに民間事業者等と連携しながら実施する。

また、訓練実施後は事後評価を行いその効果を検証し、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、いわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において災害時における要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

《実施担当》

各部（局）

1 総合防災訓練

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策の実施を図るため、毎年「防災の日」や「防災週間」にあわせ、関係機関、市民・事業所等の参加を得て、防災訓練を総合的に実施する。

2 個別防災訓練

各種災害に対し迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策の実施を図るため、活動種別や災害種別に応じた防災訓練を実施する。

(1) 緊急連絡、参集訓練

勤務時間外における迅速な職員の動員配備の実施を図るため、緊急連絡、非常参集など の訓練を実施する。

(2) 情報収集伝達訓練

迅速かつ的確な情報の収集・伝達の実施を図るため、平常通信から非常通信への迅速な切替え、無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認等の訓練を実施する。

(3) 避難誘導・救出救助訓練

迅速かつ的確な避難指示等の伝達、救出・救助活動等の実施を図るため、関係機関、市民・事業所等の協力を得て、災害時における要配慮者の避難誘導、救出・救助、応急医療、緊急物資の供給等の訓練を実施する。

(4) 水防訓練

迅速かつ的確な水防活動の実施を図るため、関係機関と連携して、水位・雨量観測、水防資機材等の輸送、水防工法の修得等についての訓練を実施する。また、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。

(5) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常招集、通信連絡、火災防ぎよ技術、救助等についての訓練を実施する。

3 広域訓練

大規模広域災害時の円滑な広域避難など、隣接市町との連携体制を強化するため、広域的な図上訓練・実践訓練の実施を目指す。

4 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知られないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等を継続する。

また、職員全員が災害時の役割について認識を深め、災害対応への意識改革を進められるよう、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うとともに、明確な課題を設定し住民や企業とも連携した実践的な訓練を実施する。

新型コロナウィルス感染症対策を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

第7 人材の育成

防災体制の強化と併せて職員の災害対応力の向上を図るため、防災教育の充実に努める。

また、市は、府が行う市の幹部職員等を対象とした研修に参加する等、市の災害対応能力の向上に努める。

《実施担当》

総務部

1 防災教育の方法

- (1) 防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施
- (2) 「吹田市職員防災マニュアル」等の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施、防災訓練への参加

2 防災教育の内容

- (1) 災害発生時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- (2) 防災対策活動の概要
- (3) 非常参集の方法
- (4) 災害発生時の役割の分担
- (5) 災害発生時の指揮系統の確立
- (6) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び災害の種別ごとの特性
- (7) 過去の主な被害事例
- (8) 防災知識と技術
- (9) 防災関係法令の適用
- (10) 図上訓練の実施
- (11) その他必要な事項

第8 防災拠点の整備・充実

迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の整備、充実に努めるとともに、活動目的に応じた、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

《実施担当》

総務部、市民部、都市計画部、教育委員会

1 防災中枢機能等の整備・充実

防災中枢機能を確保するため、市役所、消防本部等の防災拠点施設については、耐震性の向上及び設備の充実を図るとともに、相互に連携した災害予防及び災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

災害対策本部用として、飲料水・食料等の確保に努める。

2 地域防災拠点の整備

地域での応急対策活動を実施するため、活動目的に応じた各種拠点の整備を図るとともに、関係機関に周知する。

市域における消防、警察、自衛隊等、広域応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、府の広域防災拠点（万博記念公園東地区）及び後方支援活動拠点（万博記念公園）と連携した地域防災拠点の整備に努める。

（1）備蓄拠点の整備

北部の備蓄拠点としての市立吹田サッカースタジアムの防災備蓄倉庫の円滑な運用及び救援物資の集積機能の確立を図る。

また、非常用物資の受入れ及び供給を円滑に実施するため、府の備蓄拠点、物資輸送拠点と連携した備蓄拠点を災害時用臨時ヘリポートの整備を行う広域避難地において整備する。

（2）物資輸送拠点の整備

ヘリコプターを利用した物資輸送の受入れを円滑に実施するため、物資輸送拠点を災害時用臨時ヘリポートの整備を行う広域避難地において整備する。

また、応援協定を締結している事業者と災害時に輸送拠点として施設を利用する際の方法等をあらかじめ定めるとともに、緊急時に円滑な情報交換が図れるよう相互の連絡体制を整備する。

（3）活動拠点の整備

応援部隊の地域での受入れ及び活動を円滑に実施するため、府の広域活動拠点と連携した活動拠点を公園・広場において整備する。

（4）連絡拠点の整備

地域と本部との連絡機能を強化するため、連絡拠点を各小学校において整備する。

3 避難所施設の整備

避難所施設の耐震化を進めるとともに、体育館等の天井落下を防ぐ措置や非常電源の準備を進め
る。また、熱中症予防や感染症対策に配慮した設備の整備に努める。

第9 防災用資機材等の確保体制の整備

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、必要な人材、装備、資機材の確保体制
の整備を図る。

なお、応援協定の一覧は資料編に示す。

《実施担当》

各部（局）

1 人材の確保体制の整備

災害発生時に人材が不足した場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

その他、随意契約等の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定
の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成
に取り組む。

2 装備、資機材の確保体制の整備

災害発生時に必要となる装備、資機材については、備蓄に努めるとともに、不足が生じた場合に備
えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、
データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第10 市の業務継続計画（B C P）の運用

市においては、全部局の①職員収集計画、②災害時優先業務、③災害対応装備の抽出を行い、自らの業務継続計画（B C P）の運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

《実施担当》

各部（局）

第11 市の受援計画の運用

市においては、業務継続計画を踏まえ、全部局の受援に関する①受援を必要とする業務の抽出、②役割分担等の体制、③要請・受入手順などの手続きを明確にし、発災時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用し、大規模災害からの早期復旧を図る。

《実施担当》

各部（局）

第12 防災に関する調査研究等の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、被害想定等の調査研究を実施するとともに、防災体制の検討、災害復興計画の研究を行う。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用に努める。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目などの標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。

《実施担当》

総務部、都市計画部

1 被害想定等の調査研究

災害要因及び被害想定についての調査研究を継続的に実施する。

2 防災体制の検討

防災訓練時における諸問題、地域防災計画の修正等を踏まえ、迅速かつ的確な災害予防、災害応急及び災害復旧・復興対策が実施できる体制について継続的に検討を加える。

3 災害復興計画の研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造建築物が集積している地域が壊滅的な被害を受けた場合等を想定し、災害復興が円滑に進められる計画の策定を研究する。

第13 広域応援体制等の整備

市及び関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

《実施担当》

総務部、消防本部、大阪府

1 広域応援体制の充実

市及び関係機関は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害対策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。また、避難所不足の事態に備えて、他市町村との避難者の相互受入れ体制についても整備を図る。

2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

市及び府は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため府の「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携及び受入れ体制の整備を図る。

3 民間関係団体等との協力体制の整備

市は、大量の人的・物的手段を確保し、応急活動及び救護活動の効率化を図るため、関係団体等との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を密にする情報交換の強化・充実に努める。

4 自衛隊の派遣要請に関する連携体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連絡を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化及び派遣要請手続の明確化に努めるとともに、総合防災訓練等への自衛隊の参加により相互の連携を図る。

5 基幹的広域防災拠点との連携

近畿地方整備局が、堺泉北港堺2区において整備した、基幹的広域防災拠点は、上町断層帯を震源とする地震や南海トラフ地震などの府県域をまたがる大規模災害の際に緊急物資輸送拠点となる。

市は、府と連携し、基幹的広域防災拠点との緊急輸送体制を整備する。

基幹的広域防災拠点は、国、被災府県市、指定公共機関等の責任者が参集して、広域的な災害対策活動の総合調整等を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合にこれを支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能など

6 受援体制の整備

受援計画に基づき、災害時受援体制の整備に努めるほか、応援を受ける必要があると想定される業務は標準化を図る。

また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第 10 節 情報収集伝達体制の確立

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第 1 情報収集伝達体制の整備

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、情報収集伝達体制の整備を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、府、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

《実施担当》

総務部

1 勤務時間内の情報収集伝達体制の整備

府から伝達される防災情報を、総務部が受理し、必要な情報は府内放送等によって職員に伝達できる体制を整備する。

2 勤務時間外の情報収集伝達体制の整備

(1) 府からの防災情報の収集伝達体制

府から伝達される防災情報を消防本部が受理し、必要な情報は総務部に伝達するとともに、伝達を受けた総務部が、関係各部（局）へ伝達できる体制を整備する。

(2) 市民等からの情報収集伝達体制

勤務時間外において、災害が発生した場合に、市民等から市役所に伝達される情報は、市庁舎警備業務委託業者から主担となる部（局）に伝達し、伝達を受けた部（局）から関係各部（局）へ伝達できる体制を整備する。

(3) 緊急防災要員による被害状況の把握体制

勤務時間外において、震度4以上を観測した場合、又は風水害が発生し必要が生じた場合に、緊急防災要員が市域の概略的な被害状況等を迅速に把握し伝達できる体制を整備する。

3 情報収集伝達体制の強化

情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、吹田市防災情報自動配信サービス、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有システム（ニアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、SNS、防災アプリ、スマートフォン（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化・見える化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

第2 通信の確保体制の整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに保安管理の徹底を行う。

《実施担当》

総務部、消防本部

1 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

2 通信手段の多様化

電話やメール機能の活用を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

3 防災行政無線及び消防無線の整備・拡充等

防災行政無線及び消防無線の整備・拡充を図るとともに、無線通信の多重化を検討する。また防災行政無線等を運用する無線従事者を養成する。

(1) 防災行政無線及び消防無線の整備・拡充

災害発時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うため、及び災害発時に必要な情報を市民に伝達するため、防災行政無線（固定系、移動系）及び消防無線の整備・運用を充実させ、より有効な通信体制を確保する。

(2) 無線通信の多重化

有線途絶時の情報連絡のため、及び災害現場からの画像や映像等を通信するため、公共安全LTE（PS-LTE）の導入など、無線通信の多重化を検討する。

(3) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 府防災情報システムの活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から防災情報システムを活用した訓練に取り組む等、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

5 吹田市防災気象情報システム

市における気象予測や、防災体制上必要な気象に関する情報の提供を行う。

- (1) 気象情報処理装置
- (2) 気象観測データのネットワーク
- (3) 市民向けホームページ
- (4) 災害対応職員向けの情報受発信

6 吹田市防災情報システム

- (1) 災害情報の管理
- (2) 避難所管理
- (3) 物資・物流管理

第3 災害広報・広聴体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を伝達するとともに、市民からの問い合わせ等に適切に対応するため、災害広報体制及び災害広聴体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、市は、国等と連携し、安否情報収集・提供のシステム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

《実施担当》

総務部、市民部、福祉部、児童部、都市魅力部、教育委員会

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

災害広報責任者は、平時から災害時に発信する情報の整理様式を作成するとともに、災害広報手段の確保に努める。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 市民への情報提供体制

情報提供体制の整備及び要配慮者や居住地以外の市町村に避難する住民にも配慮した、多様で細かな広報手段の確保に努める。

- (1) 市ホームページに災害時用ページを準備するとともに、SNSなどを活用した災害時に必要な情報をわかりやすく適時に発信する。
- (2) 災害発生時はテレビのデータ放送、インターネット、ラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (3) あらかじめ、市役所、出張所、消防署、避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。
- (4) 避難所となる公民館・学校への電話、FAX等の通信手段の整備に努める。
- (5) Wi-Fiなどを活用した情報取得環境の整備を図る。
- (6) 停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制を整備する。

4 報道機関との協力体制の確保

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

第4 災害情報共有化の推進

災害情報を各部（局）で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、吹田市防災情報システムやLoGoチャットを活用する。

《実施担当》

各部（局）

第11節 消防体制の整備

火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める。

第1 火災予防対策

住宅、事業所からの出火防止及び初期消火の徹底を図るため、火災予防対策を推進する。

《実施担当》

消防本部、都市計画部

1 一般建築物（住宅を含む。）

（1）火災予防査察の強化

消防本部は、市域の消防対象物について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

（2）防火管理制度の推進

消防本部は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任した防火対象物の所有者、管理者、占有者（以下「防火対象物の所有者等」という。）に対し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

（3）防火対象物定期点検報告制度の推進

消防本部は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

（4）住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

（5）住民、事業所に対する指導及び啓発

消防本部は、火災予防のための指導及び啓発を行う。

- ア 火気使用場所の環境整備、火気使用器具の安全化などの指導強化を図る。また、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い方法等を周知・徹底する。
- イ 市民に対し、出火防止や火気の取扱いなど防火知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進する。
- ウ 市民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等を実施する。
- エ 事業所における防火管理の知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図る。また、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。
- オ 広報活動などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

（6）定期報告制度の活用

都市計画部は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物及び建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物、地下街（地下駐車場、ビルの地下施設等）

消防本部は、高層建築物、地下街については、前項の事項の徹底のほか、共同防火管理体制の確立、防炎規制など、防火対象物の所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

（1）対象施設

ア 高層建築物

高さが31mを越える建築物

イ 地下街

地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの、及びこれに類するもの

（2）防災計画の作成指導

原則として、高層建築物の新築に際し、出火防止、初期消火や避難安全性の確保等の観点から、建築物の計画条件に即した総合的な防災計画の作成を指導する。

（3）共同防火管理体制の確立

管理の権限が分かれている高層建築物、地下街において、共同防火管理体制の確立を指導する。

（4）防炎規制

高層建築物、地下街において使用する防炎対象物品については、防炎性能を有するものを使用するよう指導する。

（5）屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

3 自衛消防組織の設置指導

消防本部は、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りし、かつ、大規模なもの的所有者等に対し、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第2 消防力の充実

大規模火災などの発生に備えるため、消防力の充実に努める。

《実施担当》

消防本部

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日 消防庁告示第1号)に基づき、消防署、消防出張所、その他施設を増強する。また、消防庁舎の耐震化に努めるとともに、感染症対策等についても充実強化を図る。

2 消防水利の整備

- (1) 「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日 消防庁告示第 7 号）に基づき、消火栓等を配置する。
- (2) 大阪府地域防災計画（関連資料集）に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」の趣旨に沿って耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め地域の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

3 消防資機材等の強化

消防車両等の資機材の整備に努めるとともに、指令システムの高機能化を推進し、消防装備、情報処理能力の充実強化に努める。

また、建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

第3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するため、活動体制の整備に努める。

《実施担当》

消防本部

1 初動体制の確立

災害発生時に即応できる消防活動を展開するため、組織体制、動員体制、情報収集体制、部隊運用等の初動体制の確立を図る。

2 火災防ぎよ体制の整備

地域における延焼拡大危険を把握し実情に応じた対策の推進に努めるとともに、大規模延焼火災、同時多発火災に対応するため、企業・自治会等に消火隊の組織化を促進し、可搬式小型動力ポンプなどの消防用資機材の整備に努め、火災防ぎよ体制の整備充実を図る。

3 救助・救急体制の確立

多数の救助・救急事象の発生が予想されるため、関係機関との連携を密にするとともに、地域住民に救急講習等の受講を推奨し、自主救護活動に関する知識及び技術の普及を図る。

また、救助工作車、高度救助用資機材、高規格救急車、その他必要な資機材の整備を図り、救助体制の強化及び救急高度化計画の推進に努める。

第4 消防団の充実強化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、消防団の充実強化に努める。

《実施担当》

消防本部、消防団

1 組織の活性化

少子高齢化や核家族化が進む中で、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促

進、女性や事業所の従業員に対する入団促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などによって、組織の活性化に努める。

2 消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材、安全確保用装備、感染症対策等の充実強化を図る。

3 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

4 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

第5 広域応援体制の充実

地震等による大規模災害の発生に備え、広域的な消防機関との連携体制を強化するほか、災害発生時に応援機関が迅速かつ的確な消防活動が実施できるよう、受入れ体制の整備に努める。

《実施担当》

消防本部

第6 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化に努める。

《実施担当》

消防本部

第7 連携体制の整備

府、吹田警察署、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化された消火用機器等の活用を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

《実施担当》

消防本部

第12節 応急医療体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう、府、医療関係機関と連携しながら、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、応急医療体制を整備する。なお、別途作成する「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」に即した対応とする。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。また、市内の医療救護活動の総合調整を行うため、災害対策本部が設置された場合等は、保健医療調整本部を設置する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって設置される、救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、状況に応じて「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣及び物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応した医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての病院で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、病院は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送可能な患者は、ドクターへリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の病院へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の病院へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 病院を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあつた適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 災害医療情報の収集伝達体制の整備

《実施担当》

健康医療部、消防本部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

1 連絡体制の整備

市、市立吹田市民病院及び吹田市三師会は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

2 医療情報システムの整備

市は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の災害時の活用について啓発を行う。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 医療情報収集のための連絡員の確保

市は、情報収集伝達手段が麻痺した場合に医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集のための連絡員を確保する。

4 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 指定する医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市は、吹田市三師会と協議のうえ、救護所において応急処置などを行う現地医療体制をあらかじめ整備する。

《実施担当》

健康医療部、吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

1 医療救護班の編成等

市は、吹田市三師会と協議のうえ、災害の種類や時間の経過に伴い変化する医療ニーズを想定した医療救護班の編成等を決定する。

2 応急救護所及び医療救護所の設置体制の整備

災害の発生・拡大等の状況に応じて医療救護所が設置できるよう、中学校（第五中学校、第二中学校、豊津中学校、片山中学校、山田中学校、古江台中学校）など設置予定場所を事前に調査・検討し、医療救護所の設置体制を整備する。

なお、市内医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

応急救護所、医療救護所の設置場所・基準、運営方法等は、「地震災害応急対策編・風水害応急対策編 第3章 第2節 応急医療対策」に定めている。

3 医療救護班の受け入れ体制等の整備

市は、吹田市三師会と協議のうえ、市外から派遣される医療救護班及び医療ボランティアを受け入れ、救護所への配置調整を行うための体制及び窓口を整備する。

4 医療救護班の派遣体制の整備

市は、吹田市三師会と協議のうえ、医療救護班を医療救護所へ派遣する派遣基準や派遣方法等について検討を行い、派遣体制を整備する。

5 吹田市三師会等との協力体制の確立

市は、一時に多数の傷病者が発生し、又は交通が混雑して傷病者の搬送が困難な場合に対応できるよう、吹田市三師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

第4 後方医療体制の充実

多数の傷病者の収容力を確保するため、市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図るとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

また、災害発生時における医療要員の受け入れ及び医療用資器材等の調達が円滑に進むよう、地域医療連携を推進する。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、 吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会
--

1 市災害医療センターの整備

災害発生時に、「大阪府災害時医療救護マニュアル」に沿って、市内外の医療機関と広域連携を行い、医療救護活動を行う拠点として、市災害医療センターに指定した市立吹田市民病院について、その機能を果たすために必要な施設の耐震化、医薬品及び医療用資器材の備蓄等を推進する。

2 災害医療協力病院の強化

大阪府地域防災計画で災害医療協力病院として指定される医療機関（救急告示病院として指定される医療機関及び公的及び準公的医療機関）に吹田市地域防災計画及び「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」を周知する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

府、医療関係機関等の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

市災害医療センターである市立吹田市民病院等に医薬品及び医療用資器材について備蓄を推進するとともに、備蓄のあり方について検討を進める。

また、吹田市三師会との協力によって、医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備を図る。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路・河川を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を吹田警察署の協力を得て図る。

《実施担当》

健康医療部、消防本部、吹田警察署、大阪府

1 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した広域搬送手段について府と協議のうえ、体制の整備に努める。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配達供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

《実施担当》

健康医療部、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会、大阪府

第8 地域医療連携の推進

市は、市立吹田市民病院、吹田市三師会と連携し、災害時の医療救護方策の検討など地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第9 医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関は、共同して災害医療訓練を実施する。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第10 保健衛生活動体制の確立

発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第13節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 輸送手段の整備

災害発生時に迅速かつ的確な緊急輸送を実施するため、平常時から陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、関係機関、民間業者等との協力体制の整備に努める。

《実施担当》

総務部、土木部、吹田警察署、茨木土木事務所

1 陸上輸送体制の整備

緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急交通路の選定

府、市町村は、吹田警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。

ア 広域緊急交通路（府選定）

次に示す道路を広域緊急交通路として選定する。

(ア) 府県間を連絡する主要な道路

(イ) 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路

(ウ) 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

※「重点14路線」のうち、市域では、国道423号、大阪高槻京都線及び大阪中央環状線が該当する。

イ 地域緊急交通路（市選定）

関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、船着場、市内の備蓄拠点等、緊急医療機関（市災害医療センター、災害医療協力病院等）及び避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

(2) 緊急交通路等の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市、府、吹田警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両のうち、緊急通行車両等として使用する計画のあるものについては、公安委員会（吹田警察署）に対して緊急通行車両等の事前届出手続（「緊急通行車両事前届出書」2通と当該車両の「自動車車検証の写し」1通等を提出）を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

ア 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- (ア) 地域防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- (イ) 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- (ウ) 使用の本拠の位置が府内にある車両

イ 届出済証の返還

次の場合、速やかに吹田警察署長を経由して届出済証を返還する。

- (ア) 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- (イ) 当該車両が廃車となったとき。
- (ウ) その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

(6) 備品等の整備

通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。

(7) 道路障害物除去対策の検討

障害物を除去する道路の優先順位及び除去方法について検討する。

- ア 道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。
- イ 災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。
- ウ 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- エ 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。

2 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害発生時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。また、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

3 水上輸送体制の整備

災害発生時の神崎川を利用した水上輸送に備え、神崎川榎木橋下流及び高浜橋下流の2か所に整備した物資等の積み降ろしが可能な橋詰のテラス（緊急時の船着場）の運用体制を確立する。

第2 交通混乱の防止対策

災害発生時の交通混乱の未然防止を図るため、災害時における緊急交通路の応急点検体制の整備及び避難のあり方の周知徹底に努める。

また、吹田警察署が行う、交通規制・管制体制の整備に協力する。

《実施担当》

土木部

1 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、事前避難を除き、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

災害時における道路施設の破損・欠壊等により応急復旧を必要とする場合、道路法等に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。また、交通安全施設の整備など吹田警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第3 公共交通の確保体制の整備

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制の整備に努める。

1 各鉄軌道会社

災害発時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材の確保に努める。

鉄道事業者は、植物などが鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼす恐れがある場合などには、所要の手続きを行ったうえで、伐採などを行う等鉄道の輸送の安全確保に努める。

《実施担当》

西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)
大阪市高速電気軌道(株)

2 各乗合旅客自動車運送事業者

災害発時においても利用者の安全確保を最優先として、混乱防止を図るため可能な限り運行を確保するよう努める。

《実施担当》

阪急バス(株)、京阪バス(株)

第14節 避難体制の確立

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

第1 避難誘導体制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

《実施担当》

総務部、福祉部、市民部、教育委員会、

学校・災害時における要配慮者関連施設・不特定多数の者が利用する施設等の管理者

1 案内標識等の設置

避難地、避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 災害時における要配慮者の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にするため作成した「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき、住民へ周知する。
- (3) 災害時における要配慮者の避難誘導をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うなどの支援対策を推進するために作成した「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づいた要配慮者の情報把握、防災部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

3 学校、病院等における避難誘導体制の整備

- (1) 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。
- (2) 学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。
また、市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制を整える。

4 地下街等の避難体制の整備

市は、洪水浸水想定区域内に地下街等が建設された場合には、所有者、管理者に、国土交通省令に則した避難確保計画の作成、公表を要求する。

また、作成にあたっては、(財)日本建築防災協会の「地下空間における浸水対策ガイドライン」及び「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」を参考とするよう指導する。

5 不特定多数の者が利用する施設の避難体制の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者による集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第2 避難地、避難路の指定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるため、避難地、避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて

- (1) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等
- (2) 又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設
- (3) かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

《実施担当》

総務部、土木部

1 地震時の避難地及び避難路の指定

(1) 一時避難地

大規模地震の後の地震活動や火災等による二次災害に備えて、住民が一時的に自主避難できる、概ね 1 ha 以上の空地（小中学校のグラウンド等）を一時避難地として指定する。

(2) 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を、次の基準により広域避難地として指定する。

ア 原則として延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね 10ha 以上の空地とする。

ただし、10ha 未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

イ 想定される避難者 1 人当たり概ね 1 m²以上の避難有効面積を確保できること。（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者 1 人あたり概ね 2 m²以上の避難有効面積を確保できること。）

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難地に通じる避難路を選定する。

- ア 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）又は 10m 以上の緑道
- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）
- ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないと認められること。
- エ 水利の確保が比較的容易なこと。

2 風水害時の避難所（避難場所）・避難路の指定

洪水や土砂災害に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難所（避難場所）、避難路を指定する。

避難路は、それぞれの災害時に指定する 1 人当たり概ね 1 m² 以上を基準とした避難所（避難場所）又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員 3 m 以上の安全な道路及び緑道とする。

なお、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補 6 「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

第3 避難地、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、要配慮者にも配慮し整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

また、避難地のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設が確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

1 一時避難地

- (1) 避難地標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難地

- (1) 避難地標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進

- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第4 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。その際、感染症対策などを踏まえ、ガイドラインの策定や物資の備蓄等を関係各部（局）が連携して措置を講ずるよう努める。

避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受け入れ人数等について、あらかじめ評価とともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設やホテル等を含めた民間施設の避難所としての利用拡大を図る。また、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受け入れの確保を図る。

さらに、平常時から指定避難所の場所、受け入れ人数などについて、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況などの周知に努める。

《実施担当》

総務部、福祉部、関係各部（局）、吹田市社会福祉協議会、
避難所施設管理者、生活支援部（庶務班）

1 避難所の指定（指定避難所）

避難所は、地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や風水害時に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、市が必要に応じて開設できる場所を避難所として選定し指定とともに、住民への周知徹底を図る。

なお、想定される避難所生活者1人あたりの面積は、概ね2m²以上とするが、感染症等を踏まえ可能な限りのスペースを確保することが望ましい。

(1) 避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(2) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 洪水時避難所、土砂災害時避難所（指定緊急避難場所）

洪水浸水想定区域や土砂災害防止法の指定区域の住民等の一時的な避難収容を目的とした避難所を公的施設から指定する。また、収容する避難者1人あたりの面積は、概ね1m²以上とする。

なお、洪水浸水想定区域内の施設から選定する場合は、予測される浸水深や土砂災害危険箇所の分布等をふまえて安全な施設を指定する。

また、現状では、公的施設だけでは洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所が不足するため、身近な民間施設も避難所として利用できるように、一時避難施設として民間施設の管理者と「津波洪水避難ビル」の協定の締結を進める。

3 避難所の機能の充実

災害発生時に住家の全壊、全焼、流失等によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、避難所においては、平常時から避難所台帳の整備等、避難所としての機能の充実に努める。

（1）避難生活に必要な設備・備品の整備

避難所での生活に必要な便所、炊事場等の設備及び日常生活用具等備品の整備に努める。

また、非常用電源設備等の整備に努める。

（2）避難生活の環境整備

避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等の設備の整備に努める。また、感染症対策等についても充実強化を図る。

（3）通信設備・機器の整備

災害関連情報及び生活関連情報の収集に必要な通信設備・機器の整備を推進する。

（4）生活用水の確保

避難所での生活用水等を確保するため、避難所となる小学校及び中学校においては、既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努める。

（5）河川の氾濫時の対策

洪水浸水想定区域内の洪水時避難所は、浸水による孤立化に備えて、通信設備、食料等の整備を推進する。また、長時間孤立する場合に備えて、浸水域外の二次避難所への避難者移送体制を確立する。

4 要配慮者に配慮した避難施設の整備・確保

少子高齢化が進行する中、要配慮者となる高齢者の増加、支援の担い手の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者を保護するために、第二次避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

（1）施設管理者は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づいた避難施設の整備・改善に努める。

（2）施設管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。（ただし、障がい者等が他の施設の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りではない。）

（3）施設管理者は、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュ

二ケーション手段の確保など、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

- (4) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (5) 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

5 避難所の運営管理体制の整備

市が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、施設管理者が各避難所のマニュアルを作成し、管理運営体制を整備する。また、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等を普及させ、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

各避難所のマニュアル作成にあたっては、女性や子供、要配慮者等の参画を得るとともに、必要に応じて専門家、NPO・ボランティア等の意見を聞く機会を設ける。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自治会、自主防災組織、施設管理者、N P O等との協力体制
- (5) 施設利用計画の作成
- (6) 施設安全確認等の開設訓練の実施

6 指定避難所以外の避難者の状況把握及び集約

指定避難所以外の避難者として、在宅避難者（車中泊等を含む。）への支援及び集約の概略的な情報収集に、S N S等の活用を検討する。自治会やN P O等のボランティアの協力が得られる場合は、きめ細かい情報収集や連絡手段として活用の検討を行う。また、指定避難所への集約に努める。

市は、感染症感染者の自宅療養等の被災に備えて、自宅療養者等の避難場所の確保に向けた具体的な検討を行うとともに、自宅療養者等に対する情報共有体制の整備に努める。

第5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成・活用し、住民への周知及び意識啓発に努める。

《実施担当》

総務部

1 「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の作成

- (1) 市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報等の判断・伝達マニュアル」を改訂する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- (4) 「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の改訂にあたり、府から技術的専門的な助言を得ることができる。
- (5) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 災害の発生のおそれがある場合や避難情報が発令された際の避難場所として、指定緊急避難場所のほか避難所外避難として、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難も有効な避難行動となることを住民へ周知しておく。
ただし、避難指示等が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、自宅等安全を確保することができる場所で緊急的に屋内安全確保を図ることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所などへの避難がかえって危険を伴う場合、近隣のより安全な退避場所への「緊急安全確保」も避難行動となることを、住民へ平時から周知しておく。
- (2) 土砂災害の避難方法等について、住民の意識啓発に努める。
- (3) 市及び府、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

避難指示等により住民等に求める行動

住民等に求める行動	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ○高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ○ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断とともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

第6 洪水避難対策の強化

《実施担当》

総務部、福祉部、児童部

1 洪水避難体制の強化

淀川が氾濫した場合等は、JR線の南側の地区のほとんどが浸水する可能性があるが、JR線の北側への避難経路は、数少ない地下道等に限られるため、避難渋滞が発生し、避難に時間を要する可能性がある。

また、現状では洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所が不足しており、その他に利用可能な洪水時避難所を指定しているが、洪水時には洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所に避難者が集中し、要配慮者を十分に収容できない可能性がある。

このため、避難困難地区や要配慮者の避難に配慮した高齢者等避難の趣旨を周知し、早い避難行動を啓発するとともに、自治会、民生委員・児童委員、福祉関係者等の協力による要配慮者の避難支援体制の確立を図る。

2 広域洪水避難計画

淀川が決壊し、隣接の摂津市等もほぼ全域浸水した場合には、行き場のない避難者の一部が市内に流入することが予想される。また、淀川の決壊時には、広域かつ長時間湛水することも予想され、浸水域内に孤立した住民等の救助には、広域的な連携が必要となる。

このため、府や流域の市町村と連携して、淀川の大規模な氾濫を想定した広域避難計画の検討を推進する。

3 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

浸水想定区域内に位置し、資料編において名称及び所在地を掲載した要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。

また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第7 広域避難体制の整備

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会などの既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生する又は発生する恐れがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

《実施担当》

総務部、関係各部（局）、大阪府

1 府内市町村間の広域避難協議への支援

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについて直接協議し、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

府は市町村間で当該協議を行う際、広域自治体として当該市町村との調整を行うとともに市町村からの求めに応じて適切な助言を行う。

第15節 応急復旧体制の整備

第1 応急仮設住宅対策

住家が滅失した被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

《実施担当》

都市計画部

1 建設候補地の選定

あらかじめ、市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

なお、応急仮設住宅の候補地の一戸あたりの面積は、50 m²以上とする。

また、応急仮設住宅の用地が不足し、学校の敷地を使用する場合は、学校の教育活動に十分配慮する。これに併せて、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 要配慮者に配慮した住宅の確保

府に対し要配慮者の生活に配慮した応急仮設住宅の建設を要請する。

3 みなし仮設住宅の活用

応急的な住まいが早期に確保できる民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅の活用を促進するため、民間の宅建業者等の活用を検討する。

第2 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、住民に周知する。

さらに、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、初期対応となる応急危険度判定を始めとして、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項を一元的に集約できるような被災者台帳の整備も検討する。なお、被災者台帳の整備は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

《実施担当》

市民部、税務部、都市計画部、関係各部

第16節 二次災害防止体制の整備

被害拡大要因となる二次災害の未然防止を図るため、応急危険度判定制度の整備や斜面判定土制度の活用に努める。

平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努め、必要に応じて、空き家等の所有者等を探査し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第1 応急危険度判定体制の整備

災害時、住民の安全確保が急務となるため、府及び建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度を判定するための積極的な体制の整備に努める。

《実施担当》

都市計画部

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士等の養成、登録

被災建築物応急危険度判定講習会等の開催や被災建築物応急危険度判定士及びコーディネーターの登録・要請に対して、建築関係団体とともに協力し、積極的に被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

(2) 実施体制の整備

判定主体として、被災建築物応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府が実施する被災宅地危険度判定講習会の開催、被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施主体の整備

資器材の整備や府から派遣された被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、判定主体として、実施体制の整備を図る。

第2 斜面判定土の活用

土砂災害から住民を守るために、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会が認定した斜面判定土の活用を推進する。

《実施担当》

都市計画部

第17節 非常用物資の確保体制の整備

住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

第1 飲料水の確保

府、関係機関と協力して、発災後3日間は被災者1人あたり1日3リットルの飲料水を確保し、それ以降は順次供給量を増加できるよう応急給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備も図る。

《実施担当》

水道部、総務部

1 応急給水拠点等の整備・充実

- (1) 市内9か所の浄水所、配水場等を、災害発生時の給水拠点として更なる充実を図るとともに、非常用飲料水の備蓄に努める。
- (2) 給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 被災の状況に応じて、市内各所の消火栓や大阪広域水道企業団の「あんしん給水栓」等を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

2 応急給水用資機材等の整備・充実

加圧式給水車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、可搬式浄水装置等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

3 相互応援体制の整備

- (1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 地震発生時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、統合調整、指示、支援を実施するため、府、市町村及び大阪広域水道企業団・公益社団法人日本水道協会との連携体制を強化する。

第2 食料及び生活必需品の確保

大規模な災害が発生した場合に必要となる、食料及び生活必需品を確保するため、府と協力して備蓄に努めるとともに、民間業者との協定締結を推進する。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に配慮する。

《実施担当》

総務部、関係各部、大阪府

1 重要物資の備蓄

目標となる必要量については、府の備蓄方針に基づき設定する。

要給食者・・・想定される避難所避難者及びそれ以外の避難者（在宅）

品目	①アルファ化米、乾パンなど	②高齢者用食	③粉ミルク（乳アレルギーに対応したもの）	④ほ乳瓶
備蓄量	1食分	1食分	1日以上	必要量
品目	⑤毛布	⑥衛生用品（おむつ、生理用品等）	⑦簡易トイレ	⑧トイレットペーパー、マスク
備蓄量	避難所避難者数	1日分の必要量	必要量	必要量

※備蓄量は、市及び府各々の備蓄量を示す。

※⑦及び⑧については、市の備蓄量を示す。

2 その他の物資の確保

- (1) 精米、即席麺などの主食
 - (2) 液体ミルク（乳アレルギーに対応したもの）
 - (3) 野菜、漬物、菓子類などの副食
 - (4) 被服（肌着等）
 - (5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
 - (6) 光熱用品（LPGガス、LPGガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
 - (7) 日用品（石鹼、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
 - (8) 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
 - (9) ブルーシート、土のう袋
 - (10) 簡易ベッド、間仕切り等
 - (11) 高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器点字器等）
 - (12) 棺桶、遺体袋
- など

3 民間業者等との協定締結の推進

災害発生時における食料、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

第3 備蓄・管理体制の整備

「吹田市備蓄計画」に従い、災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用、円滑に供給できるように計画的な備蓄を推進する。また、南北の備蓄拠点の整備に併せて分散備蓄などの手段整備に努める。

常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは隨時入換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

また、定期的に流通在庫量の調査を実施するなど、供給体制の整備に努めるほか、他市町村との共同備蓄や相互融通の検討を行う。

さらに、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどをあらかじめ定め、災害時の物資供給体制を確立する。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

《実施担当》

総務部、関係各部

第4 市民による備蓄の推進

迅速かつ的確な緊急物資の供給が困難な場合に備えるため、市民に対し、推奨1週間分以上の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくよう、周知徹底を図る。

《実施担当》

総務部、関係各部（局）

第5 プッシュ型支援への対応

プッシュ型の支援については、必要に応じて国、府とともに、以下の検討を進める。

- (1) 基本的な役割分担
- (2) 効率的な輸送システムの構築
- (3) 情報共有できる情報管理システムの構築
- (4) プッシュ型支援からの切り替えや民間企業との連携 等

《実施担当》

総務部、関係各部（局）

第18節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道施設

災害発生時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《実施担当》

水道部

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（遠方監視制御装置）を活用する。
- (2) 送配水系統の多重化、複数水源としての地下水の活用等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 応急復旧活動に関するマニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。

2 応急復旧用資機材の整備点検

被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の配備を推進するとともに、加圧式給水車、給水タンク等の保有資機材の点検整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 地震発生時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、府、市町村及び大阪広域水道企業団・公益社団法人日本水道協会との連携体制を強化する。

第2 下水道施設

災害発時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《実施担当》

下水道部

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

- (2) 応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、府、市町村間や関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、近畿 2 府 7 県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電力供給施設

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

《実施担当》

関西電力送配電㈱（大阪北電力本部北摂営業所）

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から吹田市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星通信など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス供給施設

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

《実施担当》

大阪ガスネットワーク(株) (北東部事業部)

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感じると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信施設

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

《実施担当》

西日本電信電話(株)（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)（西日本営業本部）及び(株)N T T ドコモ（関西支社）、
K D D I (株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等

の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

6 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全に努める。

第6 市民への広報

災害発生時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

《実施担当》

下水道部、水道部、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)（西日本営業本部）及び(株)NTTドコモ（関西支社）、KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)

1 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、災害時給水拠点の確認、非常時の下水排除の制限、水質汚濁の防止等についての広報に努める。

2 電力供給施設、ガス供給施設

関西電力送配電株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。

3 電気通信施設

西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（西日本営業本部）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社は、災害発生時に電話回線が輻輳しないよう、緊急通話以外の電話の自肃、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害発生時の電話利用における注意事項について広報する。

第19節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

一般廃棄物処理施設等の災害対策を講ずるとともに、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿等の広域的な処理計画を作成することにより、災害時における廃棄物を円滑かつ迅速に処理を行うため、応急体制を整備する。

《実施担当》

環境部

第1 一般廃棄物処理施設の点検と浸水及び地震対策

本市の一般廃棄物処理施設（資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場）は、丘陵地に立地しており、河川の氾濫による浸水のおそれはない。しかし、丘陵地の谷を埋めた土地であることから豪雨時における背後地からの雨水流入の可能性や地震時の揺れの増幅等を考慮して施設を点検し、必要に応じて「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」を参考に対策を講ずる。

第2 廃棄物収集運搬車両の事前避難対策

1 駐車場の浸水対策

廃棄物収集運搬車両（一般廃棄物、し尿）の駐車場が浸水するおそれがある場合、計画的な嵩上げや防水壁の設置等の浸水対策を講ずる。

2 廃棄物収集運搬車両の避難場所

洪水ハザードマップ等を参考に、浸水しない場所に、廃棄物収集運搬車両の避難場所をあらかじめ計画する。

第3 災害廃棄物（粗大ごみ等）処理計画の策定

水害発生時は、収集経路の不通等、通常の処理が困難となる一方、短い期間に大量の廃棄物が発生し、また、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から水害廃棄物の迅速な処理が要求される。

市は、水害廃棄物の処理に際し迅速な対応を行うため、事前に中間処理及び再資源化計画を作成しておくものとする。

水害廃棄物の処理計画を策定するための主な検討事項は次のとおりである。

1 被災地域の想定

洪水ハザードマップ等により浸水区域を把握する。

2 水害廃棄物発生量の想定

破堤地点、浸水深、浸水区域内の建物棟数より発生量を想定する。

3 仮置場の確保と配置計画

水害廃棄物の多くは水分を多く含んだ状態で排出され、そのままでは処理することが困難である。また、一時に大量に排出されるため、通常の体制では処理を行うことが困難である。そのため、水

害廃棄物の仮置場が必要となる。

廃棄物の発生量を推計し、仮置場の候補地、必要な箇所数を検討する。

4 収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分等の処理手順

水害時には、通常時に発生する一般廃棄物と異なる性状の廃棄物が大量に発生すること、土砂などを含むため大量の最終処分物が生じることなどから、特別な配慮が必要となるため、事前に処分計画を策定する。

5 市内で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制の確保

- (1) 周辺市町単位で応援体制の整備を検討する協議会を発足させる。
- (2) 市内で処理できない廃棄物の委託処理に関する基本方針を検討する。
- (3) 連携図、関係機関のリストを作成する。
- (4) 協定書の締結を行う。

6 仮置場での破碎・分別を行う体制の確保

収集の緊急性等により、混合収集せざるを得ない場合も考慮する必要があり、仮置場で分別を行う必要が生じる。分別の手順として、重機による粗選別、破碎、磁選、手選等が考えられるので、必要な広さ、機材を確保する体制を整備する。

7 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策

- (1) 収集処理に伴う、二次公害を防止するための体制を整備する。
- (2) 仮置場の衛生状態を保持するため、必要な体制を整備する。
- (3) 府と協力し、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制の整備を行う。

8 収集運搬車両確保とルート計画

- (1) 家具類や水分を含んだ畳等重量のある廃棄物が発生するため、積込み・積下しには重機が必要となり、平常時に使用しているパッカー車よりも平積みダンプ等を使用する場合が多い。これらの必要な資機材を事前に検討し、市で備蓄あるいは関係団体等との支援協定締結により、確保体制の整備を図る。
- (2) 洪水ハザードマップ等を参考に水害時に運行可能な収集ルートを計画する。

第4 し尿処理計画の策定

水害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。そのため、事前にし尿関係の処理計画を策定しておく。

し尿関係の処理計画を策定するための主な検討事項は次のとおりである。

1 し尿及び浄化槽汚泥の回収量の想定

市は、洪水浸水想定区域内の非水洗化人口及び浄化槽人口を割り出すことによって、し尿及び浄化槽汚泥の回収量を想定し、想定した回収量から、必要な回収期間、収集運搬車両、作業員、薬剤など

を計画し、体制を整備する。

2 広域的な処理体制

くみ取りし尿や浄化槽汚泥の処理施設を確保するため、周辺市町と協力し、広域的な処理体制の整備を図る。

3 広域的な備蓄体制

収集運搬車両や消毒剤、脱臭剤等の緊急資機材について、市単独で大規模水害に対処しうる備蓄を行うことは合理的でないため、周辺市町と協力し、広域的な備蓄体制の整備を図る。

4 事業者等との連携の強化

災害発生時に迅速かつ円滑にし尿処理を行うため、協定の締結等くみ取り事業者等との連携を強化する。

第5 災害廃棄物処理計画等の整備

災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

1 緊急出動体制及び一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

- (1) 緊急出動体制
- (2) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

2 災害廃棄物の処理・処分計画

生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物等の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物等の広域的な処理・処分計画に基づき、災害時の応急体制を確保する。

また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、必要な措置を講ずる。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬体制の整備
- (2) 災害時の災害廃棄物等発生量の想定
- (3) 災害廃棄物等仮置場配置計画の作成
- (4) 災害廃棄物等の処理・処分基本計画
- (5) 有害廃棄物処理計画

3 医療廃棄物の処分体制の整備

災害時に救護所等で発生する医療廃棄物の収集・運搬・処分を行う事業者との協定締結を進める。

4 社会福祉協議会、NPO等の関係機関との連携体制の構築

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第 20 節 遺体安置所、火葬場等の確保

災害により多数発生する死者を一時的に安置し、円滑に火葬するために必要となる遺体安置所や火葬場等を確保し、公衆衛生上の危害発生の防止に努める。

なお、火葬場については、府と連携して、広域的な応援協力体制の整備に努める。

第 1 遺体安置所の確保

災害時に遺体安置所として利用可能な公共施設等をあらかじめ選定するとともに、施設管理者と災害時の施設利用条件等を調整する。

《実施担当》

都市魅力部、都市計画部

第 2 火葬に関する応援協力体制の確立

災害により死者が多数発生または火葬場が被災し、利用できない場合に備え、府と連携して、大阪府広域火葬計画に基づく応援協力体制の整備に努める。

また、災害時に応援協力可能な葬祭業者等を把握し、応援協定を締結するなど協力体制を整備するとともに、必要となる燃料、ドライアイス、柩等の資機材の在庫状況の把握、確保に努める。

《実施担当》

福祉部、環境部

<地震応急対策編>

目次

第1章 活動組織.....	1
第1節 地震時の活動組織の設置	1
第2節 地震時の動員体制	5
『初動・応急期の活動』	6
第2章 情報収集伝達.....	6
第1節 発災直後の情報の収集・伝達	6
第2節 災害広報.....	14
第3節 応援の要請・受入れ.....	16
第3章 消火、救助、救急、医療救護	21
第1節 消火・救助対策	21
第2節 応急医療対策	23
第4章 避難行動.....	26
第1節 応急避難対策	26
第2節 避難所の開設・管理.....	28
第3節 災害時における要配慮者への支援	31
第5章 交通対策、緊急輸送活動	33
第1節 緊急輸送対策	33
第2節 交通の安全確保	36
第3節 交通の機能確保	37
第6章 ライフライン確保	38
第1節 ライフラインの緊急対応	38
第2節 ライフラインの応急対策	39
『二次被害防止・生活再建』	41
第7章 二次被害防止	41
第1節 二次災害の防止対策	41
第2節 農業関係応急対策	45
第8章 被災者の生活再建支援	46
第1節 災害救助法の適用等	46
第2節 緊急物資の供給	47
第3節 建築物・住宅応急対策	49
第4節 応急教育等	53
第5節 自発的支援の受入れ	55
第9章 社会環境の確保	57
第1節 保健衛生活動	57
第2節 廃棄物の処理	59
第3節 遺体対策	61

第4節 社会秩序の維持	62
<付編 南海トラフ地震防災対策推進計画>	63
第1章 総則	65
第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	66
第3章 関係者との連携協力の確保	73
第1節 資機材、人員等の配備手配	73
第2節 他機関に対する応援要請	73
第3節 帰宅困難者への対応	74
第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する事項	75
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	76
第1節 施設等の整備方針	76
第2節 施設等の整備計画	76
第6章 防災訓練計画	78
第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施	78
第2節 学校における津波防災訓練の実施	78
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	79

第1章 活動組織

第1節 地震時の活動組織の設置

地震が発生した場合は、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、発生震度に応じた活動組織を設置する。

第1 活動体制

地震が発生した場合、震度を速やかに把握し、その震度が4以上の場合には、震度に応じた活動体制をとる。

■活動体制・配備区分・会議等構成員（地震）

災害時・平常時区分		平常時		地震発生時		
震度区分				震度4	震度5弱	震度5強以上
活動体制		平常時執務体制		災害警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制
会議の招集		市長		危機管理監	市長	市長
会議名/会議等構成員		防災会議	防災対策推進会議	防災対策会議	災害警戒本部会議	災害対策本部会議
特別職	市長	●	●		●	●
	副市長	○	○		○	○
	副市長	○	○		○	○
	水道事業管理者	○	○		○	○
	教育長	○	○		○	○
災害時 対応 部 名	参謀	危機管理監	○	○	●	○
	消防部	消防長	○	○	○	○
	総務企画部	総務部長	○	○	○	○
		行政経営部長		○	○	○
	生活支援部	会計管理者		○		○
		市民部長	○	○	○	○
		都市魅力部長		○		○
	児童部	税務部長		○		○
		児童部長	○	○	○	○
	福祉部	福祉部長	○	○	○	○
	保健医療部	健康医療部長	○	○	○	○
		保健所長	○	○		
	環境部	環境部長	○	○	○	○
	都市基盤部	都市計画部長	○	○	○	○
		土木部長	○	○	○	○
		下水道部長	○	○	○	○
	水道部	水道部長	○	○	○	○
	教育部	学校教育部長	○	○	○	○
		地域教育部長		○		○
	議会部	議会事務局長	○	○	○	○
配備 区分	緊急防災要員			★	★	★
	1号（各部で指名）			★	★	★
	2号（各部で指名）				★	★
	3号（全職員）					★

* 防災会議は、吹田市防災会議条例に定める委員とする。

* 1号、2号の名簿は、最新の状態で危機管理監が保管する。

第2 災害対策本部の設置

1 設置基準及び廃止基準

市長は、震度5強以上を観測した場合、またはその可能性がある場合、その他市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置する。

災害対策本部長が市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合、その他災害対策本部長が必要ないと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

なお、災害対策本部を設置した際は、業務継続計画に基づいた業務実施体制とする。

2 組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催する。

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長、水道事業管理者、教育長
参謀	危機管理監
本部員	災害対策本部体制下の各部長、総務企画部副部長、生活支援部副部長、 都市基盤部副部長、教育部副部長
防災関係機関	必要に応じて、吹田市防災会議条例第3条第5項の第1号委員、第2号委員、 第5号委員（消防長を除く。）、第6号委員及び第7号委員に出席を求める。

3 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長があたり、不在時には次に示す順位によって代行する。

また、本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長を行う。

順位	代理者
1	吹田市副市長事務分担規程第5条（職務代理の順序）による。
2	水道事業管理者
3	教育長

4 危機管理室兼務職員

災害対策本部が設置された際に参謀本部の職員として初動対応として情報収集や災害対策本部体制下における各部との連絡、調整に従事する職員をあてる。

兼務職員は、主体的に訓練に参加するほか、専門的な災害対策研修を受講することで知識と経験を養い、災害時において円滑な災害対策本部運営がなされるよう主体的に任務遂行に努める。

第3 現地災害対策本部の設置

1 設置基準及び廃止基準

災害対策本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、その他災害対策本部長が必要と認めた場合は、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部長が地域での災害応急対策が概ね完了したと認めた場合、その他災害対策本部長が必要ないと認めた場合は、現地災害対策本部を廃止する。

2 組織及び運営

現地災害対策本部は、災害対策本部長の指示する業務を行う。業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第4 災害警戒本部の設置

1 設置基準及び廃止基準

市長は、震度5弱を観測した場合（自動設置）、その他市長が必要と認めた場合は、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部長が市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合、その他災害警戒本部長が必要ないと認めた場合は、災害警戒本部を廃止する。

災害警戒本部長は、災害警戒本部を設置又は廃止した場合、各部にその旨を通知する。

2 組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に準じる。（危機管理室兼務職員の派遣は除く。）

第5 吹田市防災対策会議の設置（災害警戒体制）

1 設置基準及び廃止基準

震度4を観測した場合（自動設置）、その他危機管理監が必要と認めた場合は、吹田市防災対策会議を設置する。

危機管理監が市域において災害警戒体制が概ね不要と認めた場合、その他危機管理監が必要ないと認めた場合は、吹田市防災対策会議を廃止する。

2 組織及び運営

吹田市防災対策会議は、次に定める構成とし、防災対策会議で協議・決定された活動体制をとる。

災害警戒本部又は災害対策本部を設置する場合は、危機管理監の進言を受けて市長が決定する。

職　名	構　成　員
議　長	危機管理監
副　議　長	消防長、総務部長
委　員	① 都市計画部長、②土木部長、③下水道部長、④水道部長、⑤学校教育部長、⑥必要に応じて、関係部（局）長に出席を求める。

第6 緊急防災要員の配備

市長は、市域の概括的な被害・避難状況等の迅速な把握及び初動期の応急対策を実施するため、緊急防災要員（地域防災要員、校区防災要員）による初動体制を構成する。

緊急防災要員は、震度4以上を観測した場合、又は参謀本部本部班から活動指令の緊急連絡を受けた場合、あらかじめ定めた参集拠点に参集する。

第7 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、本市が関係地域の全部又は一部となつた場合、府、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2節 地震時の動員体制

地震が発生した場合は、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、発生震度に応じた動員配備を行う。

第1 動員基準

職員の動員配備は、震度5強以上を観測した場合またはその可能性がある場合は、3号配備（全職員）とし、震度5弱を観測した場合は、2号配備とする。

活動組織に応じた配備体制及び配備人員は、概ね資料編のとおりとする。

第2 動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した各部緊急連絡網や様々な方法によって連絡・参集を行い、参集の報告をする。

また、必要に応じて人員の確保を行う。

第3 福利厚生

災害対策に従事する職員の活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受け入れに際し、福利厚生の充実を図る。

『初動・応急期の活動』

第2章 情報収集伝達

第1節 発災直後の情報の収集・伝達

災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害状況の把握及び応急対策活動の実施のため、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）や府防災情報システム等を活用し、必要な情報の収集並びに伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行う。

第1 地震情報等の収集・伝達

地震発生後、直ちに地震情報、火災情報、異常現象の情報の収集・伝達を行う。

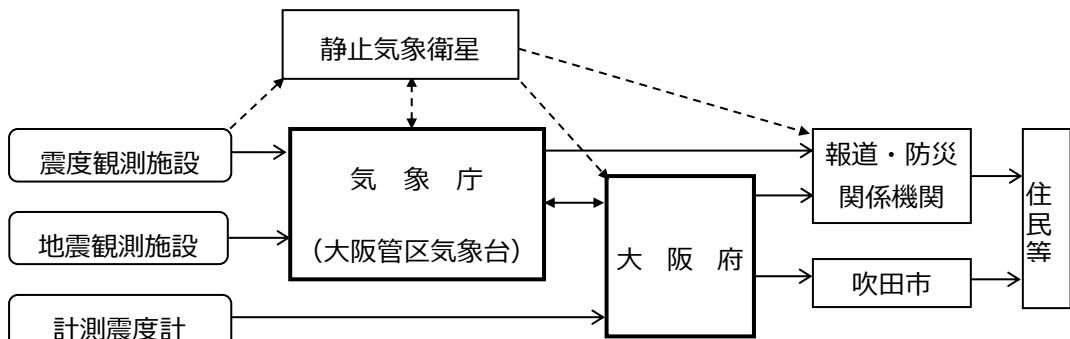
《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（広報班）、消防部、吹田警察署

1 地震情報

参謀本部本部班は、電話及び府防災情報システム（O-DIS）等を通じて、大阪管区気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオ等から入手するよう努める。



2 火災情報

火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。

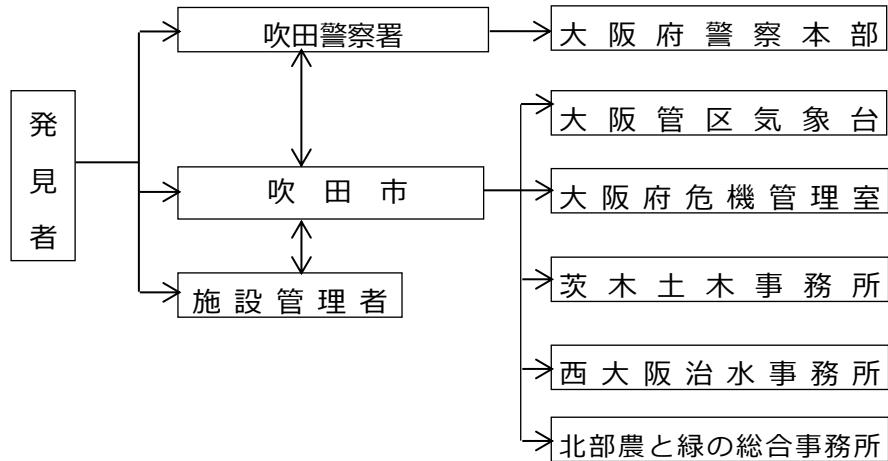
電話不通時は、市民から各消防署等への通報並びに緊急防災要員の情報による。

3 異常現象通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を施設管理者、市、吹田警察署等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

市長は異常現象の通報を受けた場合、大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。また、状況に応じて警戒区域等の設定又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。



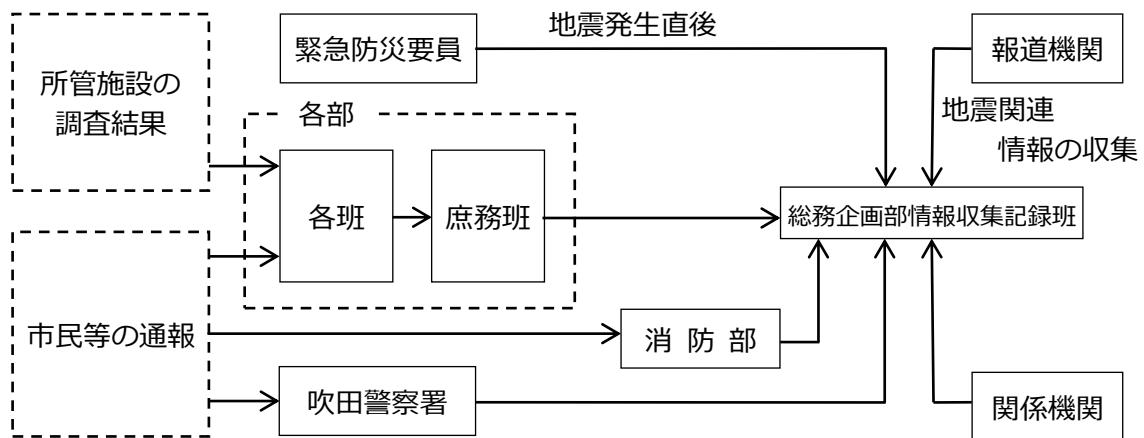
第2 情報の収集・伝達系統

収集した情報の有効かつ適切な利用を図るため、伝達系統に従い、各部及び関係機関に迅速かつ的確に伝達する。

《実施担当》

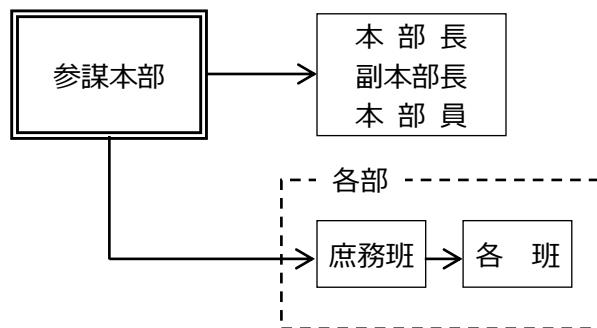
各部（庶務班）、緊急防災要員、吹田警察署、関係機関

(1) 情報収集系統

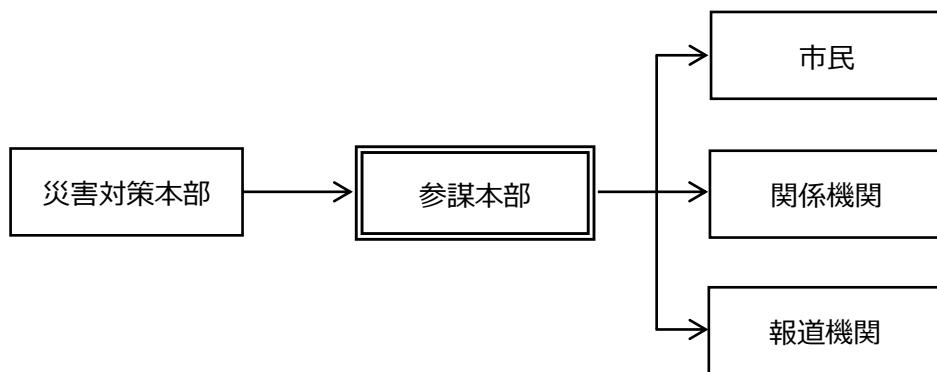


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



第3 概括的被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動、応援要請等の実施を図るため、必要となる概括的な被害状況について、災害発生後、なるべく早期に把握する。

《実施担当》

各部、緊急防災要員、西日本電信電話(株)（関西支店）、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)

1 被害概況の早期把握

各実施担当者は、把握した被害情報を総務企画部情報収集記録班に報告する。

2 被害の概括的把握

総務企画部情報収集・記録班は、緊急防災要員及び各部庶務班から入手した情報に基づき、概括的な被害状況を隨時取りまとめる。

取りまとめる被害状況は、人的被害、建物被害、公共土木施設等の被害、その他とする。

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

《実施担当》

各部、保健医療部、緊急防災要員、吹田市医師会

1 避難状況の把握

把握する内容と実施担当は、次のとおりとする。

把握する内容	実施担当
避難状況	所管施設の避難状況
	避難場所の状況
	担当地域・校区の避難状況

2 応急対策の実施状況の把握

把握する内容と実施担当は、次のとおりとする。

把握する内容	実施担当
応急対策の実施状況	応急給水の状況
	食料供給の状況
	救護所の開設状況、 医療・救護活動の状況等
	その他防災活動に必要な情報及び 応急対策に必要な状況

第5 詳細被害状況の把握

適切な応急対策活動及び復旧・復興対策活動の実施を図るため、概略的被害状況調査と並行して、関係機関、市民等の協力によって詳細な被害状況を把握する。

《実施担当》

各部、吹田警察署、西日本電信電話(株)（関西支店）、
関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、
阪急電鉄(株)、大阪市高速電気軌道(株)

1 詳細被害状況の把握

災害発生直後から概略的被害状況調査と並行して詳細な被害状況調査を実施し、時間の経過とともに判明する詳細な被害状況を把握する。

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに各部庶務班を通じて総務企画部情報収集・記録班へ報告する。また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容と実施担当は、次のとおりとする。

把握する内容	実施担当
人的被害	死者、行方不明者、安否不明者の状況 被災傷病者の状況
	福祉部（庶務班）、消防部、吹田警察署 保健医療部（保健医療班）
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 応急危険度判定（建築物、宅地）
	生活支援部（調査班） 都市基盤部（建築調査班、建築施設班）
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等） その他
	各部（庶務班） 生活支援部（調査班）
その他被害	田畠の被害状況 文教施設の被害状況 医療機関の被害状況 道路、橋梁の被害状況 河川、水路、ため池の被害状況 上水道施設の被害状況 下水道施設の被害状況 ごみ処理施設等の被害状況
	生活支援部（庶務班） 教育部 保健医療部（保健医療班）、消防部 都市基盤部（道路班） 都市基盤部（下水道班） 水道部 都市基盤部（下水道班） 環境部（清掃班）
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
	西日本電信電話(株)、関西電力送配電(株)、 大阪ガス(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、大阪市高速電気軌道(株)

2 罹災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりとする。

把握する内容	実施担当	
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	生活支援部（庶務班）
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部
	農業施設の被害金額	生活支援部（庶務班）
	その他公共施設の被害金額	関係各部
	農産、商工の被害金額	生活支援部（庶務班）

3 被害状況の集約・整理

総務企画部情報収集・記録班は、各部及び関係機関から報告を受けた被害状況を集約するとともに、集約した状況を常に整理し、各部や関係機関に速やかに報告できるよう準備する。

4 被害状況に基づく判断

市単独で災害応急対策が困難と判断された場合、参謀本部本部班は、府に対して応援要請を行う。

第6 府への報告

災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に従い、府（危機管理室）に対して被害状況等を報告する。

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（情報収集記録班）

参謀本部本部班は、総務企画部情報収集・記録班が取りまとめた情報を隨時、府へ即報する。

府への報告は、原則として府防災情報システムによる。府への報告が通信の途絶等でできない場合は、三島地域連絡部と連携して被害情報等の共有に努めるとともに直接国（消防庁）に報告する。

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整、広報等を行うため、府への報告及び府が行う情報収集・整理等に協力する。

第7 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

参謀本部本部班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検し、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

各部は、災害発生時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡責任者を置く。

総務企画部庶務班は、西日本電信電話株式会社（関西支店）に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請するほか、非常電話、災害時優先電話により通信連絡を確保する。

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（庶務班）、各部

第2節 災害広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、市民の各種相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

第1 災害広報

情報不足による混乱の発生を防止し、また、自らの判断で適切な行動がとれるよう、災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。

また、府より「災害モード宣言」が発表された際には市民へ市から発信する情報に注意するよう呼びかける。

《実施担当》

総務企画部（広報班）

総務企画部広報班は、関係機関と協力のうえ、災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等を広報車、広報紙、市ホームページ、その他の広報手段により広報活動を実施する。

視覚障がい者、聴覚障がい者等、災害時における要配慮者への広報は、文字放送や手話、FAX・テレフォンサービス等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

総務企画部広報班長を災害広報責任者とし、広報内容の一元化を図る。

第2 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

《実施担当》

総務企画部（広報班）

各部からの災害情報の報道依頼は、総務企画部広報班で取りまとめ、報道機関及び株式会社ジェイコムウエスト北大阪局、千里ニュータウンFM放送株式会社へ報道を依頼するとともに、プレスセンターを設置し適宜情報の発表を行う。

第3 市民の各種相談窓口の設置

地震によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、専用電話及び専用ファクシミリを備えた特設相談窓口を開設し、積極的な広聴相談活動を実施する。

《実施担当》

生活支援部（相談班）、関係各部

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、災害時における要配慮からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に特設相談窓口を開設する。

関係各部から対応職員を派遣し、電話及び市民応対業務全般について実施する。

第3節 応援の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、「吹田市受援計画」に基づき、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第1 行政機関等との相互応援協力

各部は、あらかじめ定めた事務分掌に基づき災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ参謀本部を通じて府及び他の市町村に応援協力を求める。

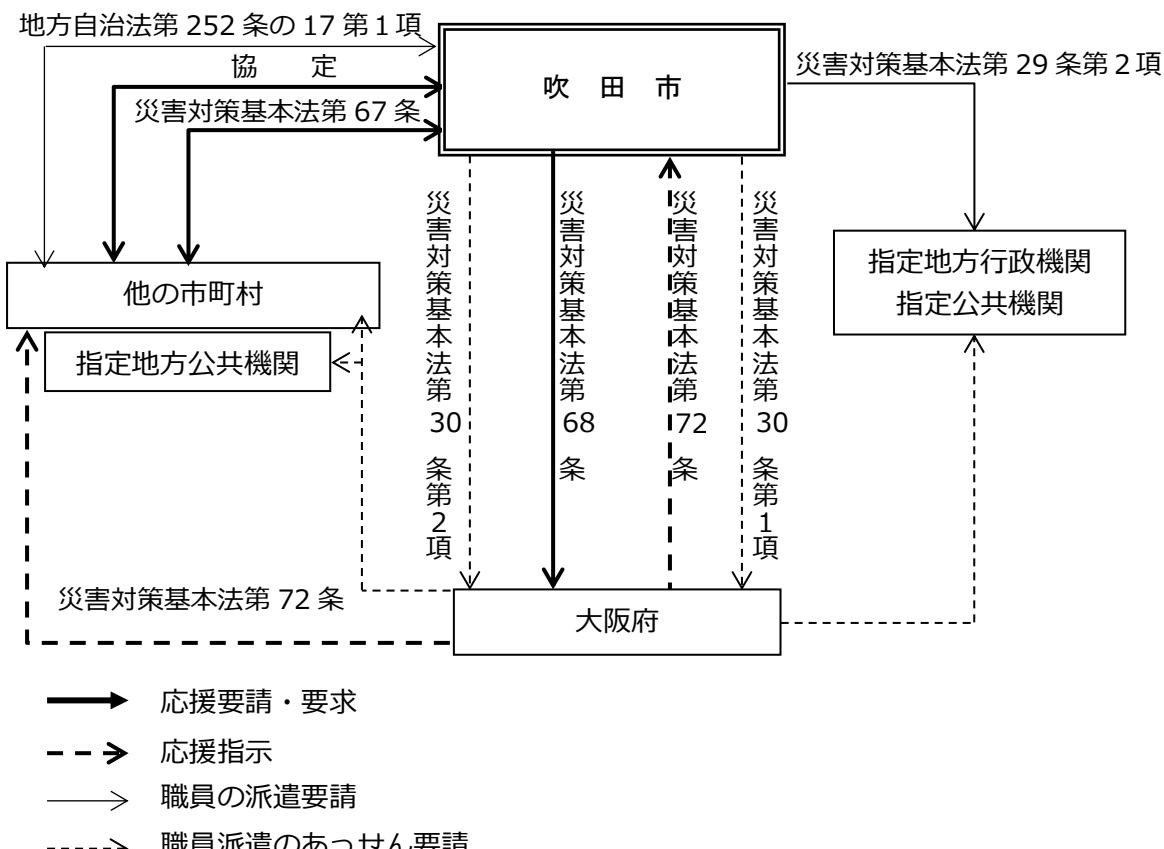
《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（受援動員班）

参謀本部は、地震が発生した場合、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力の窓口となる。

総務企画部受援動員班は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 府への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援を求める。

2 他の市町村への応援要請

災害発生時に他の市町村に応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実施する。

相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村に応援を要請する。

3 職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関に対して職員派遣を要請する。また、知事等に対して指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体、指定地方公共機関の職員派遣のあっせんを要請する。

また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む）を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 応援の受入れ

府や他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を参謀本部が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて、誘導、連絡窓口の設置、資機材等の準備、災害用臨時ヘリポートの準備を行う。

受入れにあたっては、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

5 関係機関の連絡調整

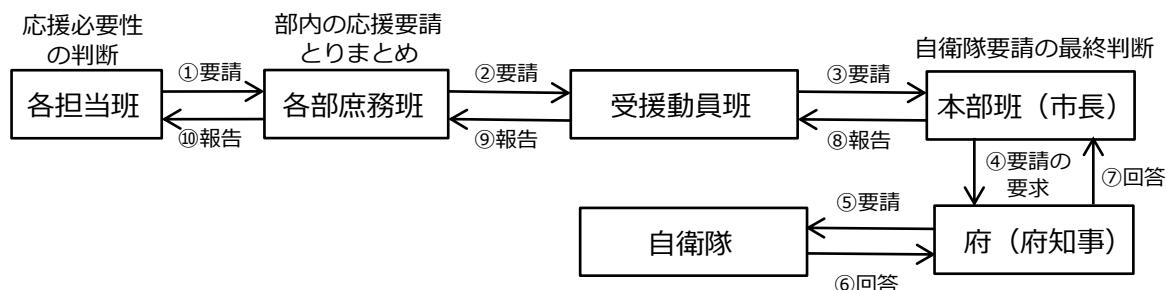
市は、内閣府が、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズなどの情報共有を行うことを目的に開催する連絡会議に必要に応じて参加する。

また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局などの代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針などの調整を行うため、調整会議が開催される。

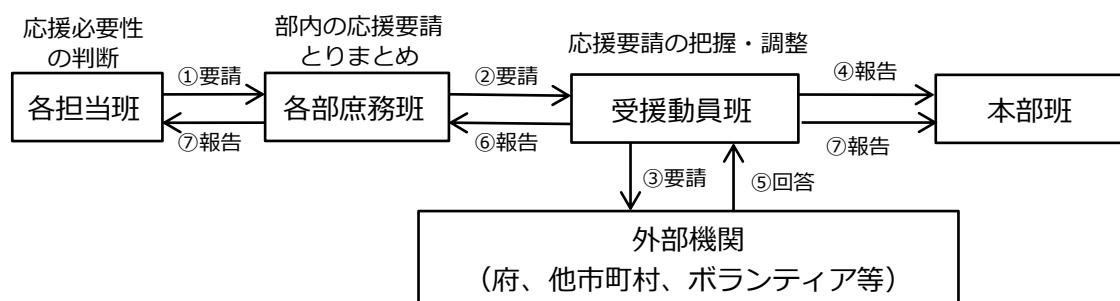
市は、府と調整会議の結果等を踏まえ、必要な情報の共有及び調整を行う。

◎ 市から応援要請する場合

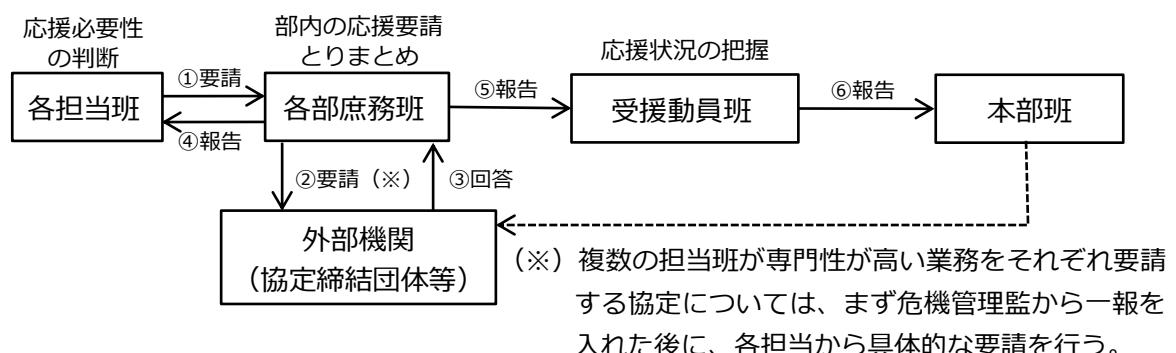
A. 自衛隊への要請 ⇒ 本部班から要請



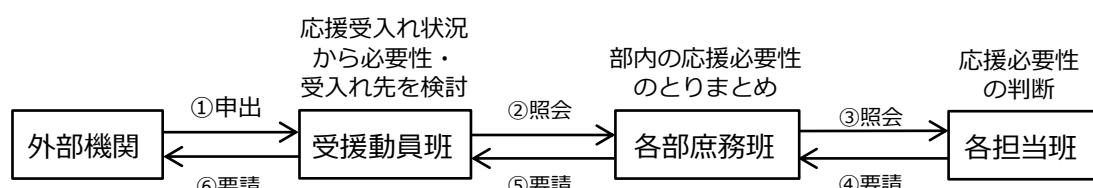
B. 府、他市町村、全国市長会、ボランティア等への要請 ⇒ 受援動員班から要請



C. 個別協定先等への要請（専門性の高い業務の応援等） ⇒ 各部庶務班から要請



◎ 応援の申出がある場合



(出典：「吹田市受援計画」)

第2 消防活動に係る応援要請

《実施担当》

消防部

市単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

災害の拡大が著しく、市単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

大規模特殊災害発生時にヘリコプターを使用することが消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

地震等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

大規模な災害が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

消防応援隊や緊急援助隊等（以下「応援隊」という。）の派遣が決定した場合、応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

第3 民間業者等に対する協力要請

《実施担当》

各部、参謀本部（本部班）、総務企画部（受援動員班）

発生した地震規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関や協定締結事業者から災害対策要員及び資機材を確保する。

総務企画部受援動員班は、状況を勘案しながら受入れ要員の宿泊場所を適宜確保する。

第4 自衛隊に対する災害派遣要請

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（受援動員班）

人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、府に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

派遣要請を要求した場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

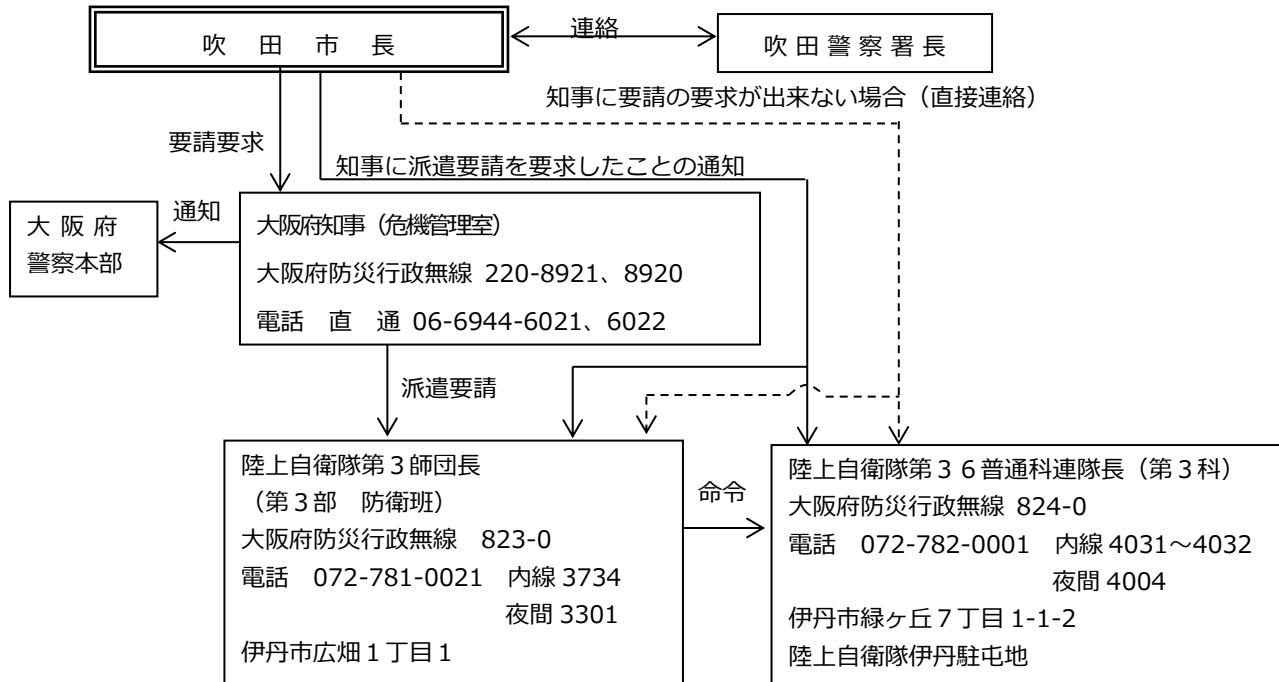
市長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、知事あてに派遣要請の要求を文書で行う。通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つことまがいときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断基準に基づいて部隊を派遣する。

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、市長は速やかに知事に対し、自衛隊の撤収要請を要求する。

【派遣要請系統図】



第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

第1 災害発生状況の把握

《実施担当》

総務部企画部（情報収集記録班）、緊急防災要員、消防部

迅速かつ的確な消火・救助対策活動を実施するため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

総務部企画部情報収集記録班及び緊急防災要員と連携を図るとともに、市民からの通報等によって、情報把握に努める。

地震等によって火災が同時多発した場合、及び多数の死傷者が発生し、消防部への通報が殺到した場合、その状況を速やかに府及び消防庁に報告する。

第2 地震時の消火活動

《実施担当》

消防部、消防団、自主防災・消火組織、事業所（自衛消防隊）

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

第3 人命救助活動

《実施担当》

消防部、吹田警察署

吹田警察署等と密接な連携を図るとともに、医療機関と連携して迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

第4 行方不明者の捜索

《実施担当》

消防部、吹田警察署

関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

第5 消防団の活動

《実施担当》

消防団

消防団員は、通常の災害にあっては市長及び消防長並びに消防団長の招集により出動するが、震度5弱以上の地震発生時にあっては自発的に分団詰所に参集する。

第6 地域住民との連携

《実施担当》

消防部、自治会、自主防災・消火組織

地域住民と連携して、消火・救助活動を実施する。

第7 相互応援

《実施担当》

消防部

市単独では、十分に消火及び救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他市町村などに応援を要請する。
応援を受ける場合、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

第8 各機関による連絡会議の設置

《実施担当》

消防部、吹田警察署、自衛隊

市、府、吹田警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

第2節 応急医療対策

府及び医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動（助産を含む。）を実施する。

なお、別途作成する「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」に即した対応とする。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療救護体制の確立

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、大阪府

保健医療部保健医療班は、市内の医療救護活動の総合調整を行うため、災害対策本部が設置された場合等は、保健医療調整本部を設置する。

第2 医療情報の収集活動

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、市立吹田市民病院、消防部、

吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

保健医療部保健医療班は、消防部、市立吹田市民病院、医療関係機関と密接な連携のうえ、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）や電話等で人的被害・医療機関の被害状況や活動状況及び被災地医療ニーズ、患者受入れ情報を把握し、速やかに府へ報告する。

また、市民にも医療機関情報を提供できるよう、総務企画部広報班に報告する。

第3 現地医療活動

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、消防部、吹田市医師会、

吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

被災市民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて応急救護所及び医療救護所を設置・運営するとともに、医療救護班を組織し医療救護所へ派遣する。

1 応急救護所の設置・運営

消防部は、必要に応じて応急救護所の設置・運営を行う。

応急救護所を設置した場合、府等にD M A T等の派遣を要請する。

2 医療救護所の設置・運営

保健医療部保健医療班は、災害の状況に応じて速やかに医療救護所の設置・運営を行う。

3 医療救護班の搬送

医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターへリ等を活用し、移動する。
搬送手段を有しない場合は、消防部が搬送手段を確保し、搬送を行う。

4 現地医療活動

医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。

第4 保健医療活動体制の確立

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、大阪府

市は、管内の医療救護活動が円滑に行えないと判断した場合は、保健医療調整本部より府保健医療調整本部に災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣支援を要請する。

第5 後方医療活動

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

市内医療機関における医療活動のほか、広域的後方医療活動の実施を要請する。

市災害医療センターである市立吹田市民病院、大阪府災害拠点病院である大阪大学医学部附属病院、済生会千里病院、及び災害医療協力病院である市内医療機関は、医療活動を実施する。

保健医療部保健医療班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、被災地域外の医療機関に広域的後方医療活動の実施を要請する。

第6 搬 送

《実施担当》

消防部、保健医療部（保健医療班）、吹田市医師会、吹田警察署

消防部は、医療機関と密接な連携のもと、傷病者の搬送を実施する。

第7 医薬品等の調達・供給

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、吹田市医師会、吹田市薬剤師会、吹田市歯科医師会、大阪府

保健医療部保健医療班は、府、医療関係機関等と協力し、医薬品、医療用資器材等を調達・供給する。

第8 個別疾病対策

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、吹田市医師会、吹田市薬剤師会、吹田市歯科医師会、大阪府

市及び府は、専門医療が必要となる疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4章 避難行動

第1節 応急避難対策

災害発生のおそれがある場合に関係機関は相互に連携し避難情報等の発令等必要な措置を講じる。

その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難情報等について、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に則して対応する。

また、災害の発生のおそれがある場合や避難情報が発令された際の避難場所として、指定緊急避難場所のほか避難所外避難として、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難も有効な避難行動となることを住民へ周知しておく。

第1 避難指示等

《実施担当》

参謀本部（本部班）、吹田警察署、自衛隊、自主防災組織、自治会、関係機関

大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、建物の倒壊やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがある危険地域の住民に対し、生命又は身体の安全を確保するため、避難指示等の発令を行う。

市長、知事、警察官、災害派遣を命じられた部隊の自衛官、知事の命を受けた府の職員、水防管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示、緊急安全確保を発令する。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

また、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

なお、大雨・洪水時には、参謀本部本部班は、府又は気象台や河川管理者（淀川河川事務所、茨木土木事務所、西大阪治水事務所）に、避難指示、緊急安全確保の発令について助言を求めることができる。

市長は、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、知事及び関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

第2 警戒区域の設定

《実施担当》

参謀本部（本部班）、消防部、消防団、自主防災組織、吹田警察署、自衛隊、関係機関

市長、知事、災害派遣を命じられた部隊の自衛官、警察署長、警察官、消防長、消防署長、消防吏員、消防団員、水防団長、水防団員、消防機関に属する者は、住民の生命又は身体に対する危険を防

止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

第3 避 難

《実施担当》

参考
参謀本部（本部班）、生活支援部（救援班）、福祉部（救護班）、都市基盤部（道路班）、
学校・要配慮者利用施設・不特定多数の者が利用する施設等の管理者、
自治会、自主防災組織

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連絡のもと、災害時要援護者（避難行動要支援者）に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

一時避難地への住民の避難は、自主避難を基本とする。

生活支援部救援班は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所への住民の避難誘導を実施する。

福祉部救護班は、「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に即して、災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿に基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに災害時要援護者（避難行動要支援者）の安否確認を行うとともに、把握している災害時要援護者（避難行動要支援者）情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。

また、関係部と連携し被災により援護の必要な災害時の要配慮者の迅速な発見、保護に努める。

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設管理者等が、避難誘導を実施する。

都市基盤部道路班は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

参謀本部本部班は、府又は運送事業者である指定公共機関に対し被災者の運送を要請する。

第2節 避難所の開設・管理

災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、避難所を開設する。

避難所の開設・運営については、市の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて各避難所の施設管理者が作成する避難所運営マニュアルに則した対応とする。

第1 避難所の開設

《実施担当》

参謀本部（本部班）、生活支援部（庶務班）、避難所施設管理者、緊急防災要員

災害が発生し、避難者が予想される場合又は被害の状況に応じ開設する必要がある場合など、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

小学校については、勤務時間外の地震発生直後は、施設管理者が到着するまでは、校区防災要員が開設する。

指定避難所だけでは不足する場合や指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合、必要に応じて、臨時避難所を開設する。臨時避難所を開設する場合は、生活支援部庶務班から職員を派遣する。

指定避難所や臨時避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

参謀本部本部班は、直ちに避難所の開設状況を知事に報告する。

第2 避難所の管理・運営

《実施担当》

関係各部（庶務班）、福祉部（救護班）、避難所施設管理者、自治会、
自主防災組織

避難所の管理責任者は、当該施設の職員又は指名された者とし、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の協力を得て、避難所を管理する。

避難が長期化する場合（概ね1週間以上）は、管理責任者、施設管理者、自主防災組織の長、自治会長、ボランティア、N P O等と連携した自主運営組織を結成し、自主的な活動によって避難所を運営する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

運営にあたってはそれぞれの施設の避難所運営マニュアルに基づいて行う。

なお、避難所の運営にあたっては、性暴力・DVの発生の防止、感染症対策、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、子供支援、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。

また、生活支援部庶務班、避難所の管理責任者は、自宅療養者や指定避難所以外で生活している被災者への支援を行う。

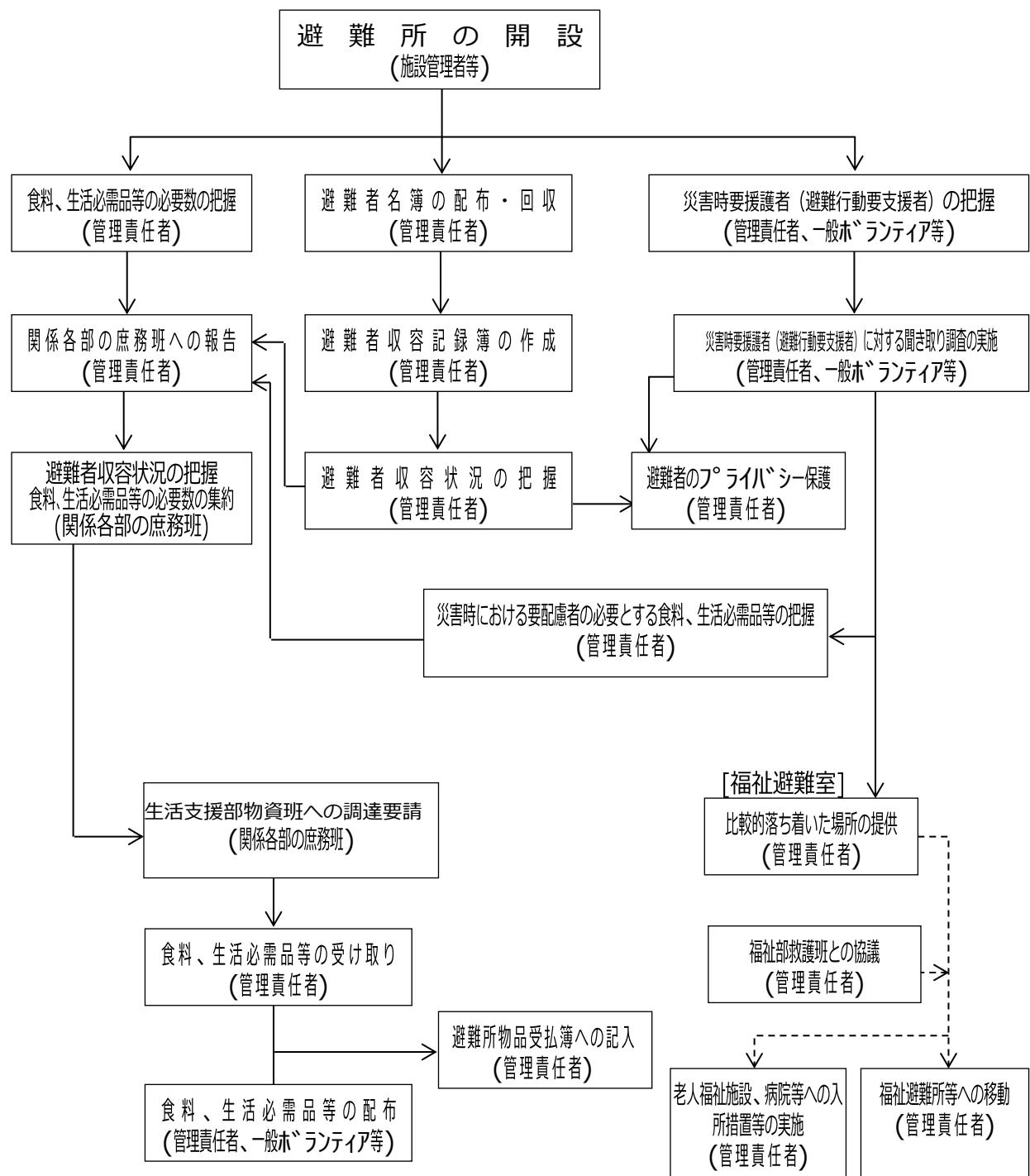
指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する

る役割分担等を定めるよう努める。

各避難所の運営とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等で避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

《避難所運営の流れ》



第3 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

《実施担当》

参謀本部（本部班）、避難所施設管理者

第3節 災害時における要配慮者への支援

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

第1 災害時における要配慮者の被災状況の把握

要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した災害時要援護者（避難行動要支援者）の福祉ニーズの把握に努める。

《実施担当》

福祉部（救護班）、児童部（庶務班）、
生活支援部（庶務班）、教育部（庶務班）、保健医療部（保健医療班）、吹田市社会福祉協議会

1 要配慮者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

福祉部救護班は、「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、吹田市社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況を把握する。

児童部庶務班は、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見及び保護に努める。

所管する社会福祉施設等については、被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

福祉部救護班は、被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

第2 被災した要配慮者への支援活動

《実施担当》

福祉部（救護班）、児童部（庶務班・救援班）、保健医療部（保健医療班）

被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

必要に応じ、府へ大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の応援要請を行う。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉部救護班は、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

福祉部救護班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

2 要配慮者の施設への緊急入所

福祉部救護班は、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人及び家族の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への移動及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

3 情報提供

福祉部救護班は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 緊急輸送対策

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

第1 陸上輸送

道路啓開によって地域緊急交通路を確保するとともに、輸送手段も確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（広報班、車両班）、都市基盤部（道路班）、水道部（庶務班）、吹田警察署、茨木土木事務所、道路管理者

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

府、市、吹田警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、吹田警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

また、府、市、吹田警察署及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

2 緊急交通路の周知

参謀本部本部班は、使用可能な緊急交通路について、関係各部の庶務班及び関係機関に連絡するとともに、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

総務企画部広報班は、緊急交通路への一般車両の進入の規制について、市民へ周知する。

3 輸送手段の確保

総務企画部車両班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、協定締結民間業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

確保した車両は、吹田警察署に対し緊急通行車両の確認等を行い、関係各部の要請に応じた車両の運用を行う。

4 物資輸送拠点の設置

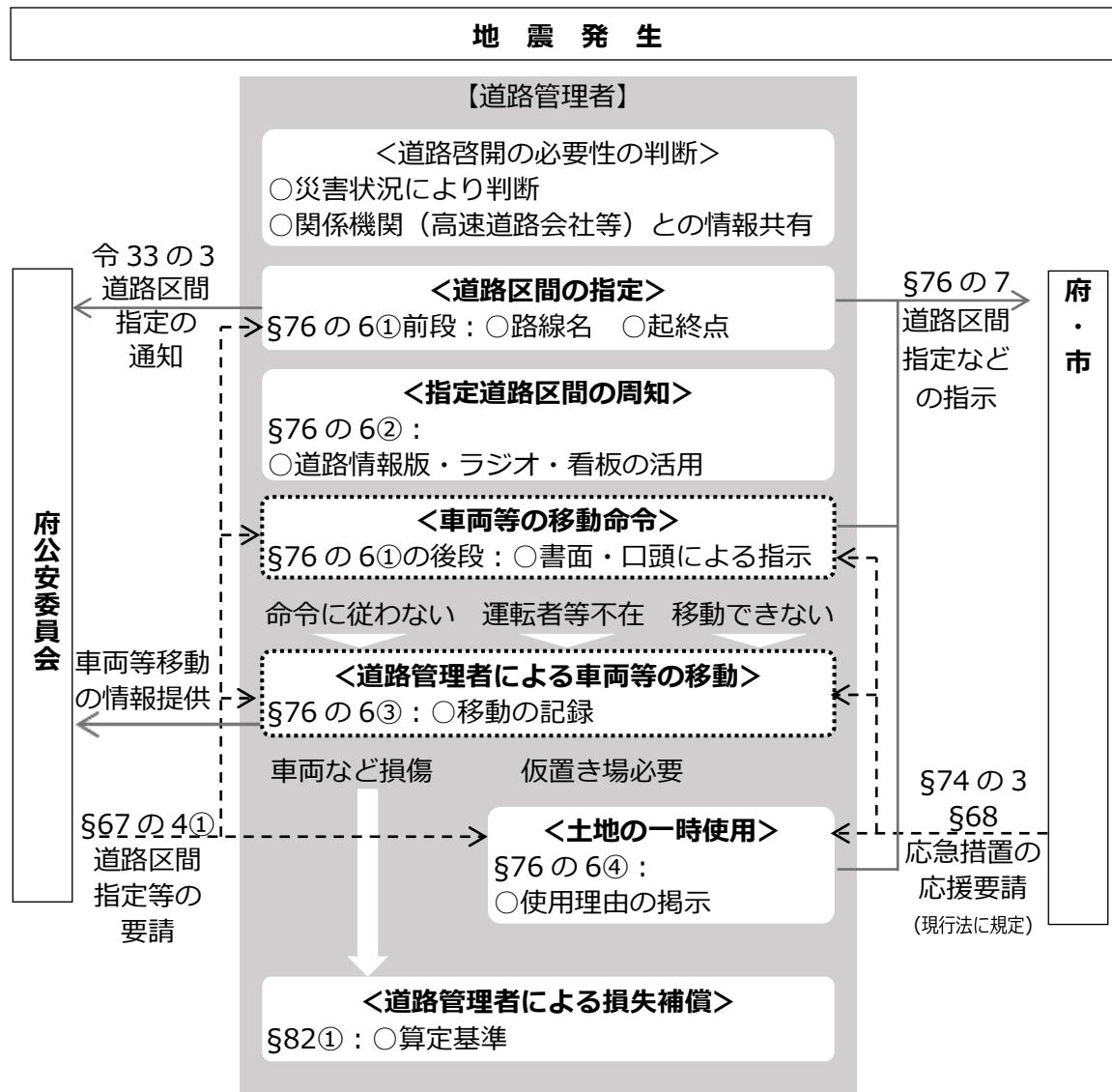
参謀本部本部班は、避難所までの物資の輸送効率を上げるため、必要に応じて、協定締結民間業者等の協力を得て、物資輸送拠点を設置する。

5 災害時における車両の移動等

立ち往生車両や放置車両によって、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係機関と連携し、車両その他の物件の移動等を行う。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要に応じて、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

《災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ》



※1 : ○による記載は、法律・政令には位置付けられていないが、施行通知・運用手引きなどに記載されている主な事項

※2 : [] 破線枠は民間事業者との連携による作業

資料「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」平成26年11月・国土交通省

第2 航空輸送

《実施担当》

参謀本部（本部班）、消防部、関係機関、吹田警察署、自衛隊

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告するほか、臨時にヘリポートが必要な場合には選定する。

また、府と連携するとともに、大阪市消防局、吹田警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第3 交通規制

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（広報班）、都市基盤部（道路班）、消防部、吹田警察署、
自衛隊、西日本高速道路株式会社、茨木土木事務所

関係機関相互の協力によって、災害応急活動に必要な交通規制・管制を行う。

1 道路管理者による交通規制

都市基盤部道路班、国、府の道路管理者、西日本高速道路株式会社は、吹田警察署との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

参謀本部本部班は、茨木土木事務所、吹田警察署と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

総務企画部広報班は、交通規制を実施する場合、吹田警察署と連携して広く一般に周知する。

2 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、同様の措置を講じる。

3 交通規制の標識等の設置

都市基盤部道路班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

第2節 交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずる。

第1 被害状況の報告

《実施担当》

都市基盤部（道路班）、茨木土木事務所、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、
西日本高速道路(株)、大阪市高速電気軌道(株)

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

《実施担当》

都市基盤部（道路班）、茨木土木事務所、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、
西日本高速道路(株)、阪急バス(株)、京阪バス(株)

各施設管理者は、あらかじめ定めた基準により、緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限、通行の禁止又は制限等を実施する。

利用者に対しては、混乱の防止措置及び安全な場所への避難誘導を行う等の安全確保措置をとる。負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防部、吹田警察署に通報し、出動の要請を行う。

第3節 交通の機能確保

被害を受けた鉄軌道施設及び道路について、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 鉄軌道施設の応急復旧

《実施担当》

西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、大阪市高速電気軌道(株)

鉄軌道施設に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

各鉄軌道施設管理者は、社内に災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

また、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

各鉄軌道施設管理者は、参謀本部本部班に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、報道機関等を通じ市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第2 道路の応急復旧等

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（広報班）、都市基盤部（庶務班、道路班）、
茨木土木事務所、西日本高速道路(株)

道路に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

都市基盤部道路班は、被災状況の把握を行い、緊急交通路を優先して応急復旧を行う。

都市基盤部道路班及び参謀本部本部班並びに府（茨木土木事務所）、西日本高速道路株式会社、吹田警察署は、相互に情報収集・交換する。

都市基盤部庶務班は、総務企画部情報収集・記録班に緊急交通路、交通規制対象路線等の情報を報告する。

総務企画部広報班は、報道機関等を通じ、市民に対して被害状況、復旧状況、今後の見通し等についての広報活動に努める。

第6章 ライフライン確保

第1節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を実施するとともに、二次災害防止対策又は必要な機能を確保する。

第1 被害状況の把握

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（情報収集記録班）、水道部（工事班）、都市基盤部（下水道班）
西日本電信電話（株）（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）（西日本営業本
部）及び（株）N T T ドコモ（関西支社）、K D D I（株）（関西総支社）、ソフトバンク（株）
関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）

被害状況調査及びライフライン事業者からの報告によって、被害状況を把握する。

水道部工事班、都市基盤部下水道班は、地震が発生した場合、速やかに所管施設の被害状況を調査し、各部庶務班を通じて総務企画部情報収集記録班に報告する。被害が生じた場合は府に報告する。

参謀本部本部班は、震度5弱以上が観測された場合には、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

第2 各事業者における対応

《実施担当》

水道部（工事班）、都市基盤部（下水道班）
西日本電信電話（株）（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）（西日本営業本
部）及び（株）N T T ドコモ（関西支社）、K D D I（株）（関西総支社）、ソフトバンク（株）
関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）

二次災害防止又は必要な機能の確保のため、必要となる措置を講じる。

また、必要に応じて、関係各部、関係機関に通報するとともに、付近住民に周知する。

第2節 ライフラインの応急対策

被害を受けたライフライン施設について、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。

第1 上水道施設

《実施担当》

総務企画部（広報班）、水道部（庶務班、工事班）

上水道施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

水道部庶務班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

水道部工事班は、医療拠点、避難所等防災上重要な施設への給水を優先して応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

水道部庶務班は、総務部企画部情報収集・記録班に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。総務企画部広報班と連携のうえ、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第2 下水道施設

《実施担当》

総務企画部（広報班）、都市基盤部（庶務班、下水道班）

下水道施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

都市基盤部庶務班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

都市基盤部下水道班は、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

都市基盤部庶務班は、総務企画部情報収集記録班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

総務企画部広報班は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第3 電力供給施設

《実施担当》

関西電力送配電(株)（大阪北電力本部北摂配電営業所）

電力供給施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

関西電力送配電株式会社は、電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努めるとともに、参謀本部本部班に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報

道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等についての広報活動に努める。

第4 ガス供給施設

《実施担当》

大阪ガス(株) (ネットワークカンパニー北東部導管部)

ガス供給施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

大阪ガス株式会社は、参謀本部本部班にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等についての広報活動に努める。

第5 電気通信施設

《実施担当》

西日本電信電話(株) (関西支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (西日本営業本部) 及び(株)N T T ドコモ (関西支社)、K D D I (株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)

電気通信施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

被災した電気通信設備等の応急復旧は、速やかに実施するとともに、応急復旧の状況等の広報を行う。

西日本電信電話株式会社 (関西支店) は、参謀本部本部班に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

『二次被害防止・生活再建』

第7章 二次被害防止

第1節 二次災害の防止対策

余震等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などの二次災害に備え、防止対策を実施する。

第1 公共土木施設等

《実施担当》

都市基盤部（庶務班、道路班、建築調査班、建築施設班、下水道班）、
府・地域連絡部（茨木土木事務所）、西日本高速道路株、西大阪治水事務所、
北部農と緑の総合事務所、ため池管理者

二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の点検を速やかに行い、被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

1 道路・橋梁

都市基盤部道路班は、道路・橋梁の被害状況等を把握する。

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

危険箇所を発見した場合は、直ちに吹田警察署に連絡のうえ交通規制を行う。

被害を受けた市道について応急復旧を実施する。市道以外の道路について事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

都市基盤部庶務班は、市単独での道路の応急復旧が困難な場合、府に対し応援を要請する。

2 公共建築物

防災拠点及び避難所を最優先に被害状況の把握を行い、応急措置を行う。

3 河川、水路、ため池等

都市基盤部下水道班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握する。

4 土砂災害危険箇所等

都市基盤部建築調査班は、危険箇所等の被害状況を調査し、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

5 避難及び立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の住民に連絡するとともに、必要に応じ災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所へ

の立入制限を実施する。

第2 被災建築物等の応急危険度判定の実施

《実施担当》

都市基盤部（庶務班、建築調査班、建築施設班）

二次災害を防止するため、地震発生後早期に概略的被害情報等を災害対策本部で掌握した上で、判定実施の決定を行い、判定実施本部を設置し、被災建築物等の応急危険度判定を実施する。

1 民間建築物

被害状況を府に報告するとともに、対象とする民間建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

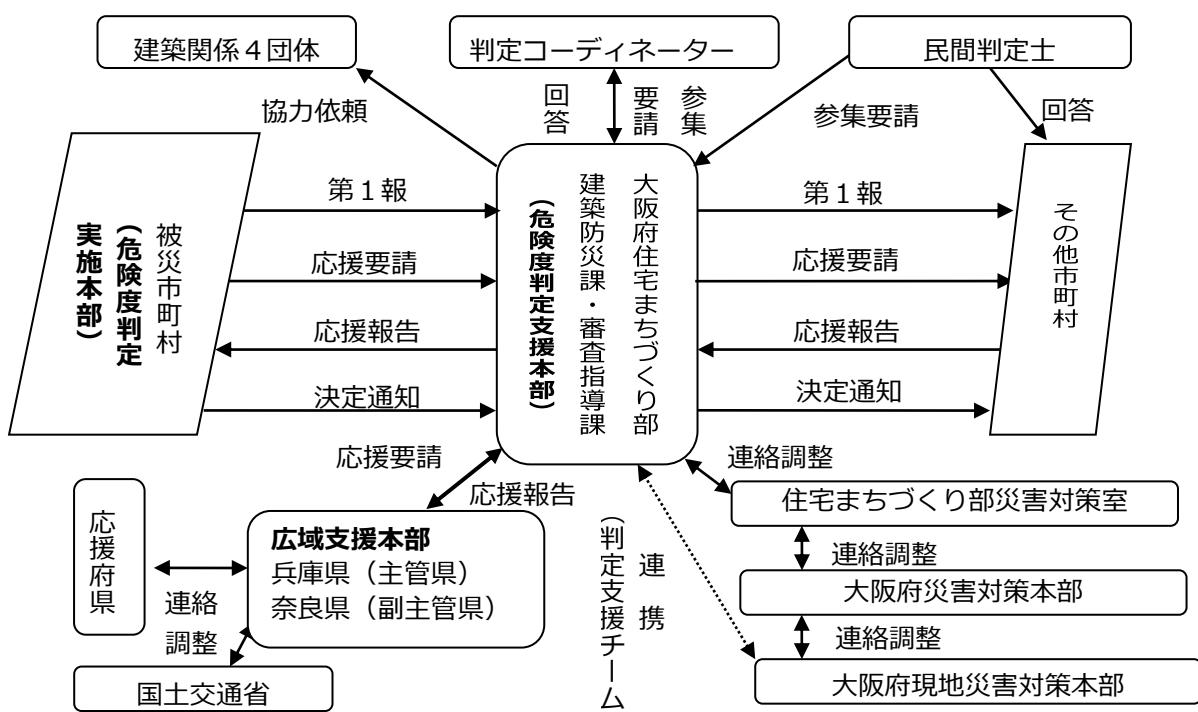
判定実施本部は、市単独で応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、府に対し被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

2 宅地

被害状況を府に報告するとともに、二次災害防止のため、都市基盤部建築調査班は、概略的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する。

市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

危険度判定実施にかかる基本フロー図（出典：大阪府災害等応急対策実施要領（令和3年3月改訂））



第3 危険物施設等の応急措置

《実施担当》

消防部、環境部、危険物施設等管理者

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物施設を保有する施設の管理者及び管理化学物質を取扱う事業者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

第4 放射性同位元素に係る施設の応急措置

《実施担当》

消防部、環境部、放射性同位元素取扱事業所

放射性同位元素に係る施設の管理者に対し、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視など必要な応急措置を講じるよう要請する。

第5 地震時の水防活動

《実施担当》

参謀本部（本部班）、都市基盤部（庶務班、下水道班）、土地改良区、ため池管理者

河川・水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

1 水門等の操作

水門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は門扉を閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、市管理の水防施設については、水位状況等から判断し、門扉の閉鎖等の措置を講じる。

2 応急措置

地震によって堤防等が被害を受け危険と認められる場合は、必要な応急措置を講じる。

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じる。災害に伴う危険が解消したと認められるときは、速やかに警戒区域を解除する。

3 水防資機材の調達

水防作業に必要な資機材は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用するが、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者等からの調達を行う。

第2節 農業関係応急対策

災害時において農林施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図るものとする。

第1 農業用施設

《実施担当》

生活支援部（庶務班）、北部農と緑の総合事務所

生活支援部庶務班及び府は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡を取り、被災地全体の総合調整の上に立って応急対策を実施する。

第2 農作物

《実施担当》

生活支援部（庶務班）、北部農と緑の総合事務所

生活支援部庶務班は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、応急措置の技術指導等を、北大阪農業協同組合と北部農と緑の総合事務所の指導のもとに、農業団体等と協力して実施する。

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

また、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

市及び府は、被災した農作物の各種病害虫の防除については、大阪府病害虫防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

第8章 被災者の生活再建支援

第1節 災害救助法の適用等

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法に基づく救助を実施するため、同法を適用する。

また、同法が適用されない場合においても、円滑に災害対応を実施するため応急的な財政措置を行う。

第1 災害救助法の適用申請

《実施担当》

参謀本部（本部班）

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、速やかに所定の手続を行う。

第2 災害発生時の応急財政措置

《実施担当》

総務企画部（企画調整・財務班）

総務企画部企画調整・財務班は、災害が発生した場合は、速やかに災害対策に必要な資金需要額を把握し、予備費や財政調整基金等の活用を検討するなど、早期にその財源確保に努める。

第2節 緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料及び生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

また、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、関係機関と相互に協力するよう努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資の供給に努める。夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに要配慮者や男女、子供、食物アレルギーを有する者等のニーズの違いに配慮する。

第1 給水活動

《実施担当》

水道部（庶務班、給水班、工事班）、参謀本部

水道部庶務班は、災害発生後、早期に情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合、府、他の市町村等に支援を要請する。又は、大阪広域水道震災対策中央本部又はブロック本部に支援を要請する。

水道部給水班、工事班は被災者1人あたり1日3リットルを目標として応急給水を実施する。

参謀本部は、「災害時協力井戸」登録者に呼びかけ生活用水の確保を図る。

水道部は、市民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を適宜行う。

第2 食料の供給

《実施担当》

生活支援部（物資班）、総務企画部（調達班）

府、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

生活支援部物資班は、総務企画部調達班と連携のもと、食料供給の対象者から必要な数量を把握し、供給計画を作成の上、同計画に基づき、備蓄食料や協定業者等から調達によって確保、供給する。

第3 生活必需品の供給

《実施担当》

生活支援部（物資班）、総務企画部（調達班）

府、協定業者等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

生活支援部物資班は、生活必需品供給の対象者から必要な品目、数量を把握のうえ、供給計画を作成し、同計画に基づき、備蓄品や協定業者等から調達によって確保、供給する。

第4 物資の調達要請

《実施担当》

総務企画部（調達班）、大阪府

総務企画部調達班は、供給すべき物資が不足し、調達する必要に応じて、府に対し、物資の調達を要請する。

なお、府は、本市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、本市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、本市に対する物資を確保し輸送する。

第3節 建築物・住宅応急対策

府と協力して、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、要配慮者を優先する。

第1 住家等被災調査・判定の実施

《実施担当》

生活支援部（調査班）、都市基盤部（建築調査班、建築施設班）

全壊や全焼といった住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

生活支援部調査班は、必要に応じて外観目視により概略的被害状況調査を実施し、調査要員の動員体制を定める。罹災証明書の交付を目的とした被害認定調査は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行い、住家の被害の程度を判定する。第1次調査は、外観の損傷状況等を調査し、住家の被災者から申請があった場合には、外観調査及び内部立入調査による第2次調査を実施する。

調査実施後、判定結果に不服のあった住家等については、都市基盤部建築調査班の協力を得て、判定会議を実施し、必要に応じて再調査を実施する。

なお、被害が複数の市にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、府と連携し、定期的に、各市における課題の共有や対応の検討、他市へのノウハウの提供等を受けること等により、被災市町村間の調整を図る。

第2 被災住宅の応急修理

《実施担当》

都市基盤部（庶務班）

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、市长が実施する。住宅が半壊、半焼又は一部損壊（準半壊）し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

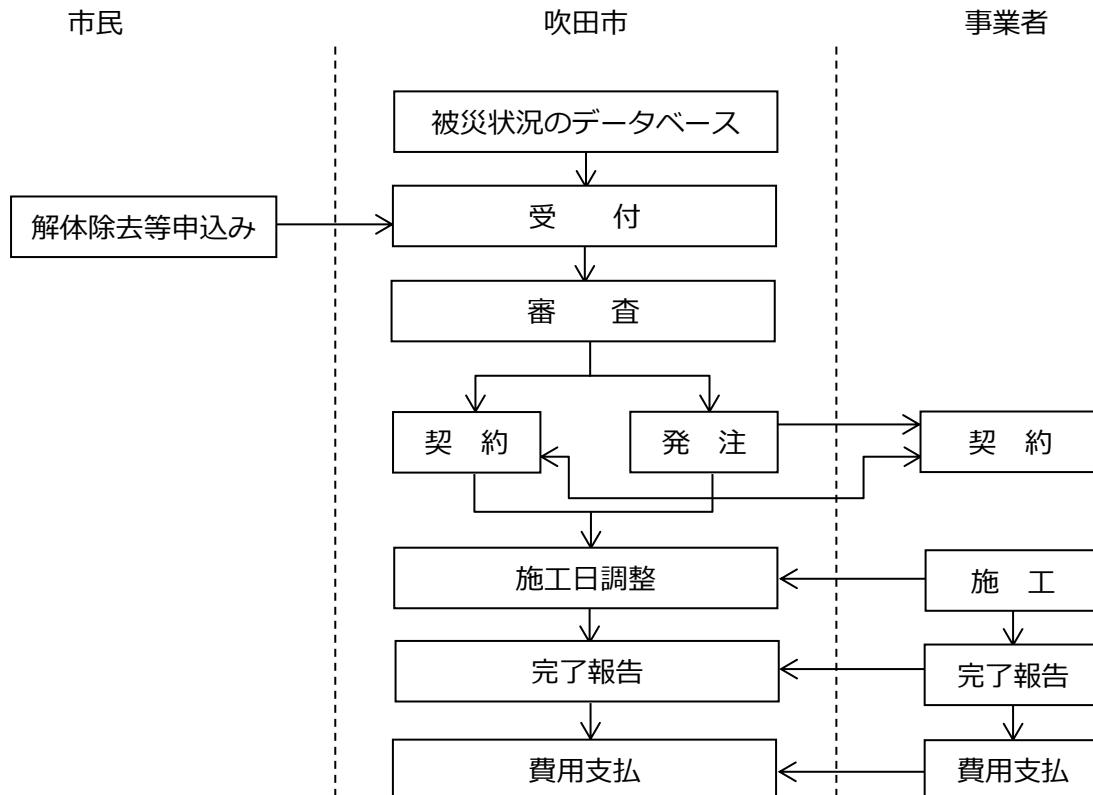
第3 被災家屋の解体

《実施担当》

都市基盤部（庶務班）、環境部（庶務班）

被災者の経済的負担の軽減を図るため、府を通じて国に対する特別の措置を要請する。

特別措置法に基づき解体・除去等を公費で実施する場合、都市基盤部庶務班は、環境部庶務班と調整のうえ実施する。



- ※ 解体除去等申込が行われた際、当該建築物にアスベスト含有建築材料の使用の有無について確認を行う。
- ※ 確認できない場合、都市基盤部庶務班と環境部庶務班は現場調査や必要に応じて定性・定量分析を実施する。
- ※ 都市基盤部庶務班がアスベスト除去工事を実施する場合、環境部庶務班はアスベストの除去工法について確認を行う。

第4 応急仮設住宅の供与

《実施担当》

都市基盤部（建築施設班、住宅施設班）

災害救助法適用による建設型応急仮設住宅の供与は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。

総務企画部庶務班及び都市基盤部住宅施設班は、総務企画部企画調整・財務班と調整のうえ、あらかじめ定めた建設型応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から建設型応急仮設住宅建設用地を決定し、府のあっせんする建設業者によって、建設型応急仮設住宅を供与する。

市長は、府から要請があった場合、建設型応急仮設住宅の管理を実施する。

第5 応急仮設住宅の借上げ

《実施担当》

都市基盤部（建築施設班、住宅施設班）

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第6 公共住宅の一時使用

《実施担当》

都市基盤部（建築施設班、住宅施設班）

都市基盤部建築施設班及び都市基盤部住宅施設班は、建設型応急仮設住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 市が管理する施設の応急対応

《実施担当》

都市基盤部（建築施設班）、教育部（庶務班）

市管理施設のうち防災拠点施設及び避難所となる施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

第8 住宅に関する相談窓口の設置等

《実施担当》

都市基盤部（住宅施設班）

住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第4節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

第1 校園の応急対応

《実施担当》

教育部（庶務班、学校教育班）、児童部（救援班）、都市基盤部（建築施設班）

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急対応及び代替校園舎の確保など必要な措置をとる。

第2 応急教育の実施

《実施担当》

教育部（学校教育班）、児童部（救援班）

教員を確保のうえ、校園の被害状況及び応急復旧状況に応じて、応急教育を実施する。

校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、市と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

教育部学校教育班及び児童部救援班は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急教育を実施する。

市は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、教員の確保の応急措置を講じる。

第3 学校給食の措置

《実施担当》

教育部（学校教育班）

災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施、又は学校給食を一時中止する。

第4 学用品等の支給

《実施担当》

教育部（庶務班）

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、学用品等の支給は、現物をもって行う。

第5 就園学援助に関する措置

《実施担当》

教育部（庶務班）、児童部（救援班）

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった園児・児童・生徒に対し、援助する。

被災により、就園学することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議の上必要な措置を講ずる。

第6 園児・児童・生徒の健康管理等

《実施担当》

児童部（救援班）、教育部（学校教育班、地域教育班）、保健医療部（保健医療班）、関係機関

被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るために、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリング及び電話相談を実施する。

児童部救援班、教育部学校教育班及び保健医療部保健医療班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るために、府教育委員会、子ども家庭センター等の専門機関等との連携のもと、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリング及び電話相談を実施する。

また、教育部地域教育班は、青少年活動サポートプラザにおいて被災者に対する心のケアを行う。

第7 社会教育施設等の管理及び応急対策

《実施担当》

社会教育施設等の管理者

人命の安全確保と施設の管理に努める。

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保するため、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第8 文化財対策

《実施担当》

教育部（地域教育班）

文化財保護条例等で指定されている文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

教育部地域教育班は、災害発生後、直ちに市内の文化財の被害について調査する。

第5節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（受援動員班）、福祉部（庶務班）、保健医療部（庶務班）、
吹田市社会福祉協議会、

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、NPO・ボランティア及びその他ボランティア活動推進機関等は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

福祉部庶務班は、関係各部が必要とする一般ボランティアを把握する。

また、吹田市社会福祉協議会と連携のうえ、一般ボランティアの受け入れ及び活動の調整を行う窓口を開設するとともに、ボランティアに対する情報提供を行う。

市単独では人材が不足する場合、参謀本部本部班は、府へ要請を行う。また、災害ボランティアや通訳ボランティアの派遣については、府へ要請を行う。

受け入れ及び配置については、総務部企画部受援動員班が行う。

なお、保健医療ボランティアの受け入れ配置については保健医療部庶務班と連携する。

第2 義援金・義援物資等の受入れ及び配分

《実施担当》

総務企画部（広報班）、生活支援部（物資班）、福祉部（救護班）、郵便局

寄託された義援金・義援物資等の受け入れ及び配分を行う。

福祉部救護班は、義援金の受け入れ及び配分を行う。

生活支援部物資班は、義援物資・救援物資の受け入れ及び配分を行う。

総務企画部広報班は、義援物資の募集をホームページで実施するほか、メール配信やSNSを活用して本部長（市長）からのメッセージを伝達するなど、なるべく早く、広く周知する。

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

第3 海外からの支援の受入れ

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（受援動員班）

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

参謀本部本部班は、海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

総務企画部受援動員班は、受入れの準備をする。

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

《実施担当》

郵便局

日本郵便株式会社近畿支社（市内郵便局 38 局）は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

第9章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

感染症の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

第1 防疫活動

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、環境部（防疫班）、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

被災地域の衛生状態を保持するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

環境部防疫班は、防疫及び保健衛生に万全を期すとともに、保健医療部保健医療班と密接な連絡体制のもとに防疫及び保健衛生活動を実施する。

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。また、災害時応援協定に基づき、他自治体や民間事業者等より、必要な人員、資機材、薬品等の確保を図る。

第2 食品衛生管理

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）

保健医療部保健医療班は、食品衛生に関する対応を行う。

1 食中毒の防止

保健医療班は、食中毒を防止するため、次の食品衛生の確保に必要な活動を実施する。

- (1) 指定避難所、臨時給食施設等の食品、器具の取扱い等についての監視、指導
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

2 食中毒発生時の対応

保健医療班は、食中毒患者が発生した場合、保健所の食品衛生監視員による調査等を実施し、原因の追究及び被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

保健医療班は、必要に応じ、食中毒の未然防止のための広報を行う。

第3 被災者の健康維持活動

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）、吹田市医師会、吹田市歯科医師会

被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。特に、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

保健医療部保健医療班は、災害発生時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。訪問指導等の結果、必要に応じて避難所における生活・環境衛生対策を実施する。なお、必要に応じて入浴施設の衛生管理の支援を行う。

また、府及び関係機関と連携して、災害発生後の心の健康相談等の健康対策を実施する。

第4 動物保護等の実施

《実施担当》

保健医療部（保健医療班）

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人達への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主の分からぬ負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等の関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は府等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び公衆衛生の維持に努める。

市は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連携調整及び支援を行う。

市内で受入れ等の調整ができない場合は、府を通じて、他府県市との連携調整及び、応援要請をおこなう。

3 動物による人等への危害防止

危険な犬等が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶ恐れがあるときに府、警察、市等の関係者と連携し、人の生命、財産などへの侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物について、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

第1 し尿処理

《実施担当》

参謀本部（本部班）、環境部（庶務班、清掃班）

被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

環境部清掃班は、避難状況等をもとに、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置し、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

環境部清掃班は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

環境部庶務班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、参謀本部本部班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

第2 ごみ処理

《実施担当》

参謀本部（本部班）、環境部（庶務班、清掃班）

被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

環境部清掃班は、ごみの収集処理見込み量を把握するとともに、処理施設の被害状況に応じて、ごみ収集・処理体制を確立する。

環境部庶務班は、市単独でごみの収集及び処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、参謀本部本部班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

第3 災害廃棄物等処理

《実施担当》

参謀本部（本部班）、環境部（庶務班、清掃班）

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物等の適切な処理を実施する。

環境部清掃班は、災害廃棄物等の発生量を把握し、災害廃棄物等の適切な処理を実施する。

環境部庶務班及び清掃班は、災害廃棄物収集・処理体制を確定するとともに、長期間の仮置きが必要な場合、参謀本部本部班と調整のうえ、公有地等を仮置場として選定する。

また、被害が甚大な場合、中長期的な災害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

環境部庶務班は、市単独で災害廃棄物の処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請す

る。それでもなお不足する場合は、参謀本部本部班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

なお、ボランティア、N P O等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、N P O等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第4 死亡・放浪動物対策

《実施担当》

環境部（防疫班、清掃班）、関係機関

被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

放浪動物の保護収容等の実施にあたっては、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、関係機関等と連携・協力する。

死亡・放浪動物の発生状況を把握する。

災害によって死亡し、放置された犬猫等は、環境部清掃班が収集し、環境部防疫班が処理を行う。

放浪動物の保護収容等の対策については、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。

第5 環境保全対策

《実施担当》

環境部（庶務班）

被災地域の環境保全のため、大気・水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

環境部庶務班は、主要工場について緊急汚染源調査を行い、適切な措置を講じるよう指導する。

地震が発生した場合の環境調査については、その都度国・府・関係機関等と協議して決める。

環境部庶務班は、建築物の有害物質等の漏洩防止対策を指導する。

環境部庶務班は、都市基盤部庶務班と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

環境部庶務班は、解体・撤去工事を行う業者に対し、原則大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等、関係法令を厳守のうえ作業を行うよう指導する。

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づける等必要な措置を講じる。

第3節 遺体対策

吹田警察署等関係機関と連携のうえ、遺体の安置・処理、埋火葬について、必要な措置を講じる。

第1 遺体の安置

《実施担当》

福祉部（救護班）、生活支援部（物資班）、市立吹田市民病院、吹田警察署、関係機関

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体安置所へ搬送し安置する。

遺体を発見した場合、発見者は速やかに吹田警察署に連絡する。

吹田警察署等関係機関は、連携して市の遺体安置所に搬送を行い、遺体検視（死体調査）その他所要の措置を行った後、安置を行う。

福祉部救護班は生活支援部物資班と連携して遺体安置所の運営を実施する。

大和大学は、「災害に強いまちづくりにおける連携協定」に基づき、支援拠点を設置し、遺族に対する心理的な支援を実施する。

第2 遺体の処理

《実施担当》

福祉部（救護班）、吹田警察署、施設管理者

遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合、関係機関、葬祭業者等の協力を得て、遺体の処理を実施する。また、必要に応じて遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的としたカウンセラーの派遣等を行う。

第3 遺体の埋火葬

《実施担当》

総務企画部（車両班）、生活支援部（庶務班）、環境部（防疫班）

遺体の埋火葬は原則として遺族が行うが、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。遺体の搬送に必要な車両は、総務企画部車両班が確保する。

第4 応援要請

《実施担当》

福祉部（救護班）、環境部（庶務班）

福祉部救護班及び環境部庶務班は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整える。

第4節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

第1 住民への呼びかけ

《実施担当》

総務企画部（広報班）

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

《実施担当》

吹田警察署、自治会、自主防災組織

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

吹田警察署は、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

《実施担当》

総務企画部（広報班）、生活支援部（相談班、物資班）

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

生活支援部相談班は、市民からの電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。また、府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

生活支援部相談班は、総務企画部広報班と協力して、消費者の立場を守るとともに、消費者情報の提供に努める。

生活支援部物資班は、生活必需品等の物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

<付編 南海トラフ地震防災対策推進計画>

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第1部 第6章 市・関係機関の業務大綱」に定めるところによる。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8 以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0 以上の地震が発生したと評価された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記 1、2 のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

市、府、防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化

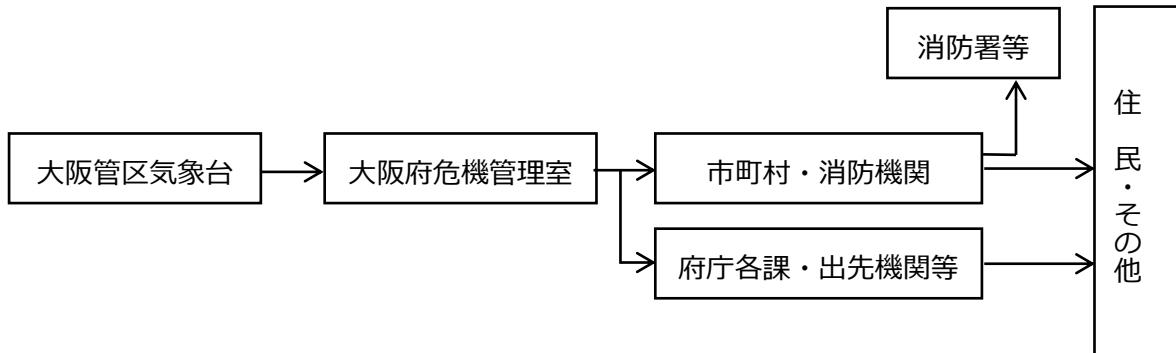
が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

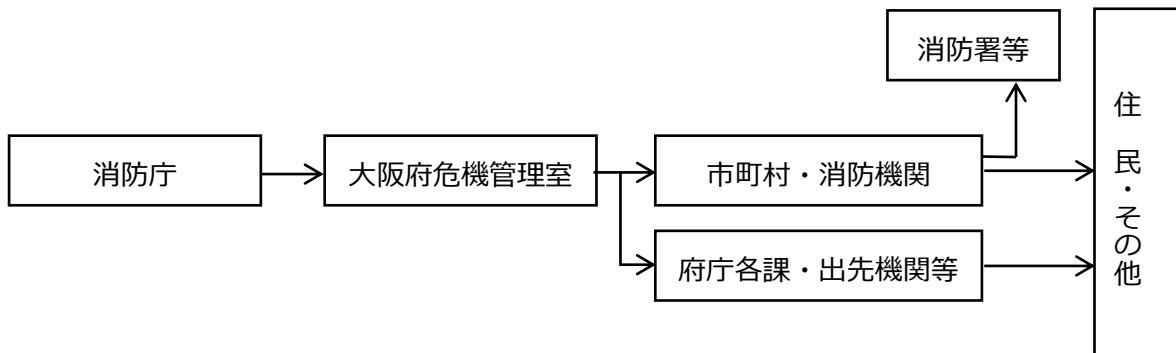
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4 警戒態勢の確立

《実施担当》

災害対策本部体制下の各部

市は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、国・府からの情報収集、防災関係機関等への情報伝達、留意事項の周知を行うとともに、必要な体制等の準備を行う。

1 設置基準及び廃止基準

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合（ただし、南海トラフ地震が発生し、市域が震度4以上のときは除く。）、その他危機管理監が必要と認めた場合は、吹田市防災対策会議を設置する。

危機管理監が市域において災害警戒体制が概ね不要と認めた場合、その他危機管理監が必要ないと認めた場合は、吹田市防災対策会議を廃止する。

2 組織及び運営

吹田市防災対策会議は、次に定める構成とし、防災対策会議で協議・決定された活動体制をとる。

災害警戒本部又は災害対策本部を設置する場合は、危機管理監の進言を受けて市長が決定する。

職名	構成員
議長	危機管理監
副議長	消防長、総務部長
委員	① 都市計画部長、②土木部長、③下水道部長、④水道部長、⑤学校教育部長、⑥必要に応じて、関係部（局）長に出席を求める。

第5 警戒活動

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（広報班）

市は、府が設置する「大阪府防災・危機管理指令部」と連絡体制を確保し、国や府の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震への備えを徹底する。

また、地震への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

1 動員配備体制

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、2号配備要員をとり、該当職員を招集する。また、勤務時間外に、南海トラフ地震に関連する情報が発表されたことを確認した2号配備職員は、招集連絡の有無に関わらず参集する。

2 活動内容

（1）配備の確認

ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡調整を徹底する。

イ 関係機関等との情報連絡を緊密にする。

(2) 出動の準備

- ア 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。
- イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

(3) 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

(4) 各部の措置

- 各部は、地震発生時に備えて次の措置を講じる。
- ア 出張事務等をできる限り抑制する。
- イ 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する。
- ウ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検を行う。
- エ 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う。
- オ 地震発生時に備え、職員の参集体制及び応急対策実施に対する体制を整備する。
- カ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。
- キ 要配慮者等の状況を把握する。

3 消防・水防

市、消防機関、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

4 交通の確保・混乱防止

吹田警察署及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

5 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもと運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

6 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

7 危険箇所対策

- (1) 市及び府は、地震時において災害発生が予想される危険箇所に対して、巡回点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想されるがけ崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、吹田警察署等の関係機関と連携し、避難所に事前避難させる。

8 社会秩序の維持

(1) 警備活動

吹田警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

9 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル、地下街（地階）等多数の者を受入れる施設の管理者は、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第6 市民・事業所等に対する広報

《実施担当》

総務企画部（広報班）

南海トラフ地震に関する情報が発表された場合、市民、事業所、旅行者等に対して、混乱するこ
となく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む観光客・旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や市の指
示に従うよう協力を要請する。

1 広報の内容

南海トラフ地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報す
る。

- (1) 南海トラフ地震に関する情報等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動を含む身の安全確保の方法
- (3) 出火防止措置
- (4) 初期消火措置
- (5) 避難時の注意
- (6) 家庭や事業所における危険の防止
 - ア 家具や事務用品等の転落防止対策
 - イ ブロック塀や屋根瓦等の補強
- (7) 社会的混乱防止の注意
 - ア 自動車使用の自粛
 - イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
 - ウ 不要な買い物の自粛
 - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- (8) 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
 - ア 地域ぐるみの応急救護体制づくり（自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ）
 - イ 地域内での要配慮者に対する対処（要配慮者への支援の呼びかけ）
- (9) 非常用持出し品の用意
- (10) 防災関係機関が行う防災活動への協力

2 広報の方法

車両による巡回広報のほか、複数の手段によって実施する。

- (1) 市の所有する車両、消防自動車等による巡回広報
- (2) 株式会社ジェイコムウェスト北大阪局、千里ニュータウンFM放送株式会社での広報
- (3) 自治会への情報伝達の協力要請
- (4) 広報にあたっては、要配慮者に配慮する。

第7 災害応急対策をとるべき期間等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

《実施担当》

災害対策本部体制の関係各部

- 1 関係各部は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の点検・確保に努めるものとする。
- 2 市は、府に対して住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請するものとする。

第2 人員の配置

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（受援動員班）

参謀本部本部班は、府に、人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請するものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

《実施担当》

関係機関

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

第1 応援協定の運用

《実施担当》

総務企画部（受援動員班）

総務企画部受援動員班は、必要に応じて、他の市町村等と締結している応援協定に従い応援を要請するものとする。

第2 自衛隊の災害派遣要請の求め等

《実施担当》

参謀本部（本部班）

市長は、必要に応じて、府知事に対し、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第36普通科連隊長又は第3師団長等に対する自衛隊災害派遣要請を行うよう求めるものとする。

- (1) 災害の情況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、「地震災害応急対策編 第2章 第3節 第4 自衛隊に対する災害派遣要請」の定めるところによるものとする。

第3 消防、警察の広域応援の受入れ

《実施担当》

総務企画部（受援動員班）、消防部

府から名神・中国自動車道経由の消防、警察の広域応援の受入れについて、指示があったときは、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

《実施担当》

参謀本部（本部班）

- 1 帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒步帰宅者のための支援策等について、検討を進めるものとする。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する事項

《実施担当》

総務部

本市には、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第7条第1項及び第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講すべき者に係る区域（以下「地震津波避難対策特別強化地域」という。）はない。

平成24年（2012年）8月29日に国は、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域及び、被害想定によると、本市の震度は最大で「6強」、津波浸水区域については、津波が河川を遡上することにより、神崎川沿いの10ヘクタール未満のエリアで、浸水深2メートル未満の被害を受ける可能性があるとされている。

一方、平成25年8月20日に大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会が、国の公表結果を検証し、府域の詳細な被害想定を実施した公表結果によると、本市の震度は最大で「6弱」、津波被害はないとしている。

しかし、府内には、大阪市（北区、旭区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、城東区、鶴見区、住之江区、住吉区、西成区）、堺市（堺区、西区）、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町の11市3町が津波により浸水すると想定されており、市民の通勤・通学地及び訪問地になっている。そのため、市は、職員・市民に対して、以下のとおり必要な防災教育を行い、円滑な避難の確保に資するよう努めるものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

また、最大級の被害に対応するため、市は、住民等が緊急的に避難・退避する施設として津波・洪水避難ビルを指定するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

《実施担当》

各部（局）、関係機関

第1節 施設等の整備方針

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施するものとする。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮するものとする。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第2節 施設等の整備計画

第1 市有施設の耐震化

市は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うものとする。「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪」（大阪府耐震改修促進計画）を踏まえた本市の耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

第2 一般建築物耐震化の促進

市は、耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、「共通編 第2部 第2章 第2節 第1 建築物等の耐震化対策」の定めるところによる。

第3 避難地の整備

一時避難地、広域避難地の整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第1節 第1 市街地の面的整備」及び同「第2 都市基盤施設の防災機能の強化」の定めるところにより行う。

第4 避難路の整備

避難路の整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第1節 第1 市街地の面的整備」及び同「第2 都市基盤施設の防災機能の強化」の定めるところにより行う。

第5 消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第11節 消防体制の整備」の定めるところにより行う。

第6 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第1節 市街地の面的整備」及び同「第2 都市基盤施設の防災機能の強化」の定めるところにより行う。

第7 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第13節 緊急輸送体制の整備」の定めるところにより行う。

第8 医療機関における整備

医療機関における整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第2節 建築物等の安全対策」の定めるところにより行う。

第9 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第2節 建築物等の安全対策」の定めるところにより行う。

第10 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第2節 建築物等の安全対策」の定めるところにより行う。

第11 通信施設の整備その他

通信施設の整備は、大阪府第5次地震防災緊急事業五箇年計画及び「共通編 第2部 第2章 第10節 情報収集伝達体制の確立」の定めるところにより行う。

第6章 防災訓練計画

《実施担当》

各部（局）、関係機関

第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

- 1 実施担当部及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、避難、情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第2節 学校における津波防災訓練の実施

- 1 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めるものとする。
- 2 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れるものとする。
- 3 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮するものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

《実施担当》

各部（局）、関係機関、大阪府

第1 市職員に対する防災知識の普及

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関が行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 職員等が果たすべき役割
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 7 家庭内での地震防災対策の内容
- 8 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第2 住民等に対する教育及び広報

市は、住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させるために関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地区、土砂災害危険箇所等に関する知識

- 7 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 平素住民が実施しうる応急手当、1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- 10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 11 南海トラフ地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項
- 12 防災マップ等による災害危険箇所、防災関連施設等の位置情報
- 13 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒の地震災害に対する知識を深め、災害への対応力を高めるため、避難訓練や応急措置の充実等について児童・生徒の発達段階や校園等の実態に応じた防災教育を行うものとする。

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府、市が実施する研修に参加するよう努めるものとする。府、市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとする。

第5 自動車運転者に対する教育

市のホームページ等を通じ地震発生時の避難については、自動車を使わない等の啓発を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

<風水害応急対策編>

目次

第1章 活動組織.....	1
第1節 活動組織の設置	1
第2節 動員体制	5
『警戒期の活動』	6
第2章 災害警戒期の活動	6
第1節 気象予報等の伝達	6
第2節 警戒活動.....	15
第3節 避難行動.....	19
第4節 避難所の開設・管理.....	22
第5節 災害時における要配慮者への支援.....	23
第6節 災害救助法の適用等.....	23
『災害発生後の活動』	24
第3章 情報収集伝達.....	24
第2節 災害広報.....	24
第1節 発災直後情報の収集・伝達	24
第3節 応援の要請・受入れ.....	24
第4章 消火、救助、救急、医療救護	25
第1節 消火・救助対策	25
第2節 応急医療対策	25
第5章 避難行動.....	25
第1節 応急避難対策	25
第2節 避難所の開設・管理.....	25
第3節 災害時における要配慮者への支援.....	26
第6章 交通対策、緊急輸送活動	26
第1節 緊急輸送対策	26
第2節 交通の安全確保	26
第3節 交通の機能確保	26
第7章 ライフライン確保	26
第1節 ライフラインの緊急対応	26
第2節 ライフラインの応急対策	26
『二次被害防止・生活再建』	27
第8章 二次被害防止.....	27
第1節 二次災害の防止対策.....	27
第2節 農業関係応急対策	27
第9章 被災者の生活再建支援.....	28
第1節 緊急物資の供給	28

第2節 建築物・住宅応急対策	28
第3節 応急教育等	28
第4節 自発的支援の受入れ	28
第10章 社会環境の確保	29
第1節 保健衛生活動	29
第2節 廃棄物の処理	29
第3節 遺体対策	29
第4節 社会秩序の維持	29

第1章 活動組織

第1節 活動組織の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた活動組織を設置する。

第1 活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模その他の状況に応じた活動体制をとる。

■活動体制・配備区分・会議等構成員（風水害）

●本部長、議長 ◎副本部長 ○本部員 ★参考 ☆各会議で参考決定

災害時・平常時区分		平常時	風水害時				
設置基準			気象警報	災害が発生するおそれあり	市内で小・中規模災害発生時	市内で大規模災害発生時	
活動体制		平常時執務体制		災害警戒体制		災害応急対策体制	災害応急対策体制
会議の招集		事務局（総務部危機管理室）		危機管理監	危機管理監	市長	市長
会議名/会議等構成員		防災会議	防災対策推進会議	防災対策会議	災害対策準備室	災害警戒本部会議	災害対策本部会議
災 害 時 対 応 部 名	市長	●	●			●	●
	副市長	○	○			○	○
	副市長	○	○			○	○
	水道事業管理者	○	○			○	○
	教育長	○	○			○	○
配 備 区 分	参謀	危機管理監	○	○	●	●	○
	消防部	消防長	○	○	○	○	○
	総務企画部	総務部長	○	○	○	○	○
		行政経営部長		○	○	○	○
		会計管理者		○			○
	生活支援部	市民部長	○	○	○	○	○
		都市魅力部長		○			○
		税務部長		○			○
	児童部	児童部長	○	○	○	○	○
	福祉部	福祉部長	○	○	○	○	○
	保健医療部	健康医療部長	○	○	○	○	○
		保健所長	○	○			
	環境部	環境部長	○	○	○	○	○
	都市基盤部	都市計画部長	○	○	○	○	○
		土木部長	○	○	○	○	○
		下水道部長	○	○	○	○	○
	水道部	水道部長	○	○	○	○	○
	教育部	学校教育部長	○	○	○	○	○
		地域教育部長		○			○
	議会部	議会事務局長	○	○	○	○	○
配 備 区 分	緊急防災要員				☆	☆	☆
	準備配備（各部で指定）			★	★	★	★
	1号（各部で指名）					☆	★
	2号（各部で指名）					☆	☆
	3号（全職員）						☆

* 防災会議は、吹田市防災会議条例に定める委員とする。

* 1号、2号の名簿は、最新の状態で危機管理監が保管する。

第2 活動体制の決定

1 防災対策会議の開催

災害が発生し、又は気象警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合に防災対策会議を開催し、災害の種類・規模・発生時間などの災害に関する情報の分析を行い、災害対策本部を設置するに至らない場合における組織体制・動員体制を決定する。

会議の招集は危機管理監が行い、議長に事故ある場合は副議長が行う。

防災対策会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
議長	危機管理監
副議長	総務部長、消防長
委員	①都市計画部長、②土木部長、③下水道部長、④学校教育部長、⑤水道部長、 ⑥必要に応じて、関係部（局）長に出席を求める。

2 動員体制

防災対策会議で協議・決定された動員体制をとる。

災害対策本部を設置する場合は、防災対策会議の進言を受けて市長が決定する。

第3 災害対策準備室の設置

1 設置基準及び廃止基準

危機管理監は、気象予警報等が発表され災害が発生するおそれがあり、かつ防災対策会議において準備を整えることが必要であると判断した場合、その他勤務時間外など防災対策会議を開催するいとまがない場合で、防災対策会議の議長（危機管理監）が必要と認めた場合、災害対策準備室を設置する。

災害対策準備室長が、災害に備える必要がないと認めた場合、災害対策準備室を廃止する。

災害対策準備室長は、災害対策準備室を設置又は廃止した場合、各部にその旨を通知する。

2 組織及び運営

災害対策準備室の組織、運営は、別に定めた災害対策本部組織及び事務分掌に準じる。（危機管理室兼務職員の派遣及び緊急防災要員の配備は除く。）

第4 災害警戒本部の設置

1 設置基準及び廃止基準

市長は、市域に小規模又は中規模な災害が発生し、若しくは気象予警報等が発表され小規模又は中規模な災害が発生するおそれがある場合で、危機管理監が必要であると判断した場合、その他市長が必要と認めた場合、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部長が市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合、その他災害警戒本部長が必要ないと認めた場合、災害警戒本部を廃止する。

災害警戒本部長は、災害警戒本部を設置又は廃止した場合、各部にその旨を通知する。

2 組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に準じる。(危機管理室兼務職員の派遣は除く。)

第5 災害対策本部の設置

1 設置基準及び廃止基準

市長は、市域に大規模な災害が発生し、又は気象予警報等が発表され大規模な災害が発生するおそれがある場合で、防災対策会議の進言を受け市長がその設置を決定した場合、その他市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置する。

災害対策本部長が市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合、その他災害対策本部長が必要ないと認めた場合、災害対策本部を廃止する。

2 組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催する。

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長、水道事業管理者、教育長
参謀	危機管理監
本部員	災害対策本部体制下の各部長、総務企画部副部長、都市基盤部副部長、生活支援部副部長、教育部副部長
防災関係機関	必要に応じて、吹田市防災会議条例第3条第5項の第1号委員、第2号委員、第5号委員（消防長を除く。）、第6号委員及び第7号委員に出席を求める。

3 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長があたり、不在時には次に示す順位によって代理する。

また、本部員（各部長）及び班長の代理は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

順位	代 理 者
1	吹田市副市長事務分担規程第5条（職務代理の順序）による。
2	水道事業管理者
3	教育長

第6 現地災害対策本部の設置

1 設置基準及び廃止基準

災害対策本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、その他災害対策本部長が必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部長が地域での災害応急対策が概ね完了したと認めた場合、その他災害対策本部長が必要ないと認めた場合、現地災害対策本部を廃止する。

2 組織及び運営

現地災害対策本部は、災害対策本部長の指示する業務を行う。業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第7 緊急防災要員の配備

市長は、市域の概括的な被害・避難状況等の迅速な把握を実施するため、緊急防災要員（地域防災要員、校区防災要員）による初動体制を構成する。

災害が発生し被害が生じた場合において、活動指令の緊急連絡を受けた場合、あらかじめ定められた参集拠点に参集する。

第8 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、本市が関係地域の全部又は一部となつた場合、府、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2節 動員体制

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、災害の規模に応じた動員配備を行う。

第1 動員基準

職員の動員配備基準は、防災対策会議の開催及び災害対策準備室が設置された場合は、準備配備とし、災害警戒本部が設置された場合は、気象状況に応じて1号配備若しくは2号配備を決定する。

災害対策本部が設置された場合は、2号配備若しくは3号配備（全職員）とする。

活動組織に応じた配備体制及び配備人員は、概ね資料編のとおりとする。

第2 動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した各部緊急連絡網や様々な方法により、連絡・参集を行い、参集報告をする。

また、必要に応じて人員の確保を行う。

第3 福利厚生

災害対策に従事する職員の活動の長期化に対処する。

『警戒期の活動』

第2章 災害警戒期の活動

第1節 気象予報等の伝達

大阪管区気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた連絡系統によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも付すものとする。

第1 情報の収集

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（情報収集記録班、広報班）、消防部、吹田警察署、大阪府

参謀本部本部班は、災害発生に備え、気象予警報等や異常現象に関する情報の収集を行う。

1 気象予警報等の種類

(1) 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(2) 淀川洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、淀川の洪水予報を共同で発表する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

(3) 神崎川・安威川洪水予報

大阪管区気象台と府は、神崎川・安威川の洪水予報を共同で発表する。

府は、洪水予報を水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(4) 高川、山田川の避難判断水位、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報等

高川、山田川の洪水に関して、府は、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合に、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めてこれを一般に周知する。

また、避難判断水位に到達した場合にも同様とする。

(5) 土砂災害警戒情報等

大阪管区気象台と府は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂

災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。

避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ●防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ●ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	●氾濫注意情報 ●洪水キックル（洪水警報の危険度分布）(注意) ●土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ●高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ●高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市町村長が発令)	●氾濫警戒情報 ●洪水警報 ●洪水キックル（洪水警報の危険度分布）(警戒) ●大雨警報（土砂災害） ●土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） ●高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ●危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市町村長が発令)	●氾濫危険情報 ●洪水キックル（洪水警報の危険度分布）(非常に危険) ●土砂災害警戒情報 ●土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）※1 ●高潮警報 ●高潮特別警報
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ●指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市町村長が発令)	●氾濫発生情報 ●（大雨特別警報（浸水害））※2 ●（大雨特別警報（土砂災害））※2 ●高潮氾濫発生情報

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待

たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的に「避難指示」のみが発令される。

- 注2 市町村長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。
- 注3 市町村長が発令する避難指示等は、市町村長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ」と呼ぶ。
- 注5 ※1の土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和3年災害対策基本法改正に伴う「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル4相当情報となる。
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
- 注6 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※2の大気特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。
- 注7 気象庁では令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」と定めた。

第2 情報の伝達系統

《実施担当》

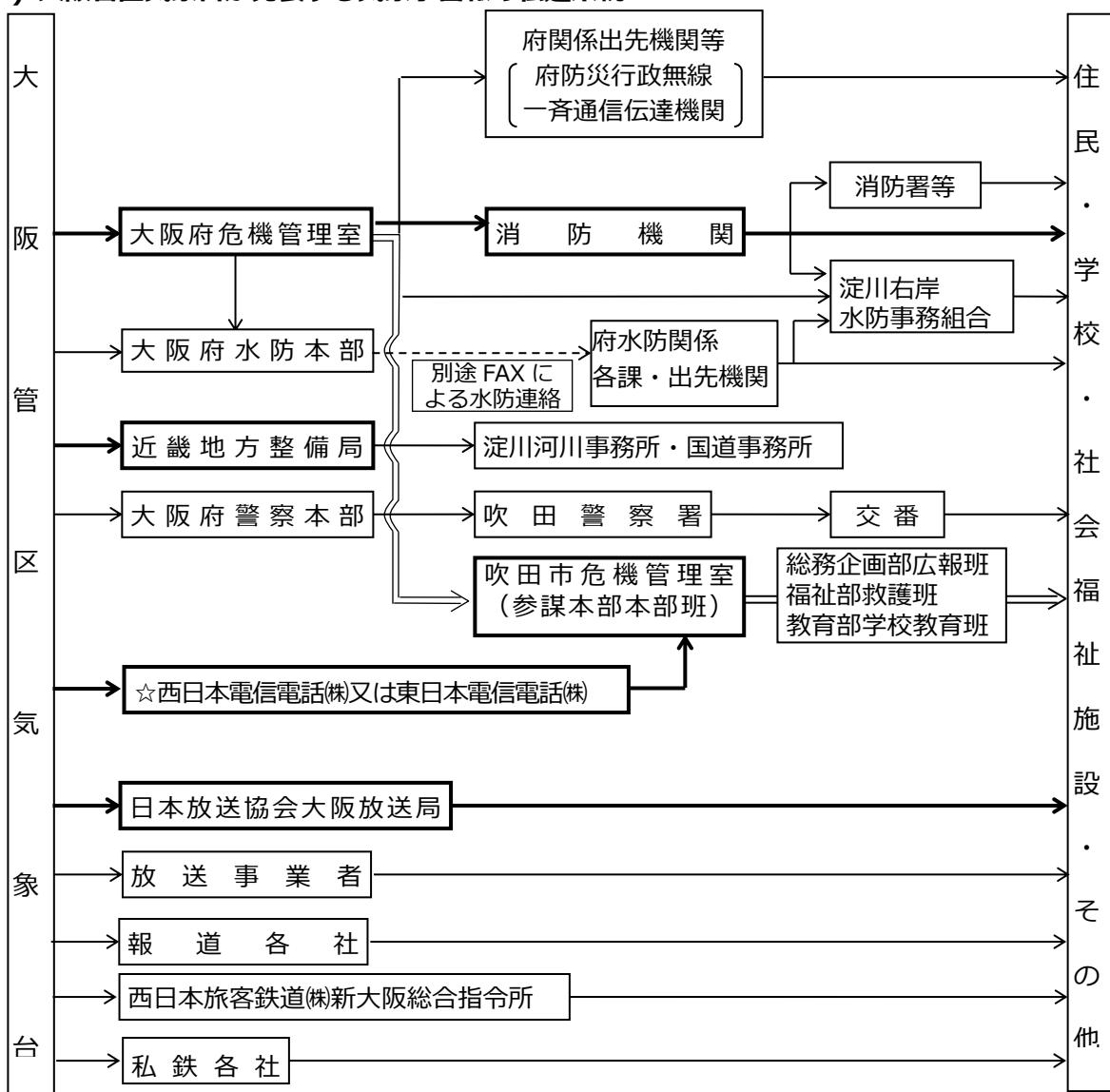
参謀本部（本部班）、総務企画部（広報班、庶務班）、福祉部（救護班）、教育部（学校教育班）、
消防部、吹田警察署、淀川右岸水防事務組合、自主防災組織、自治会

気象予警報等の情報は、伝達系統に従い、迅速かつ的確に伝達する。

1 気象予警報等の伝達経路

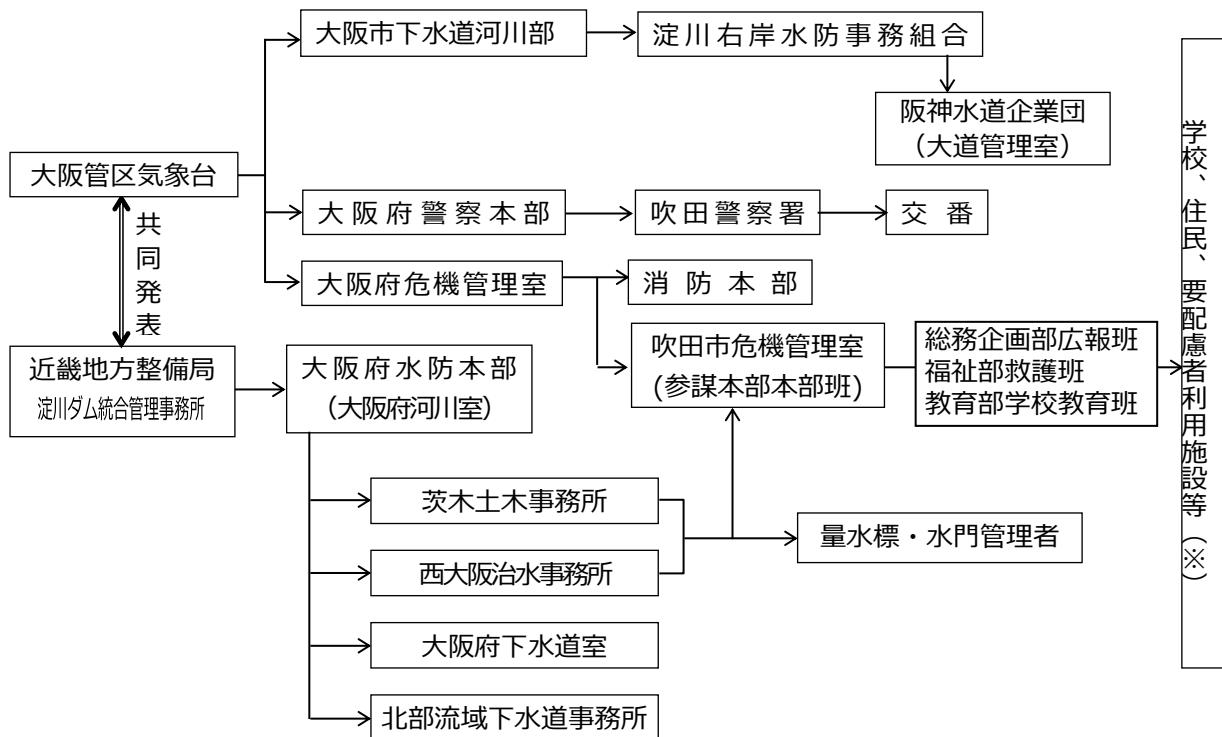
被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、各関係機関からの伝達は、府水防計画に定めるとおりである。

(1) 大阪管区気象台が発表する気象予警報の伝達系統



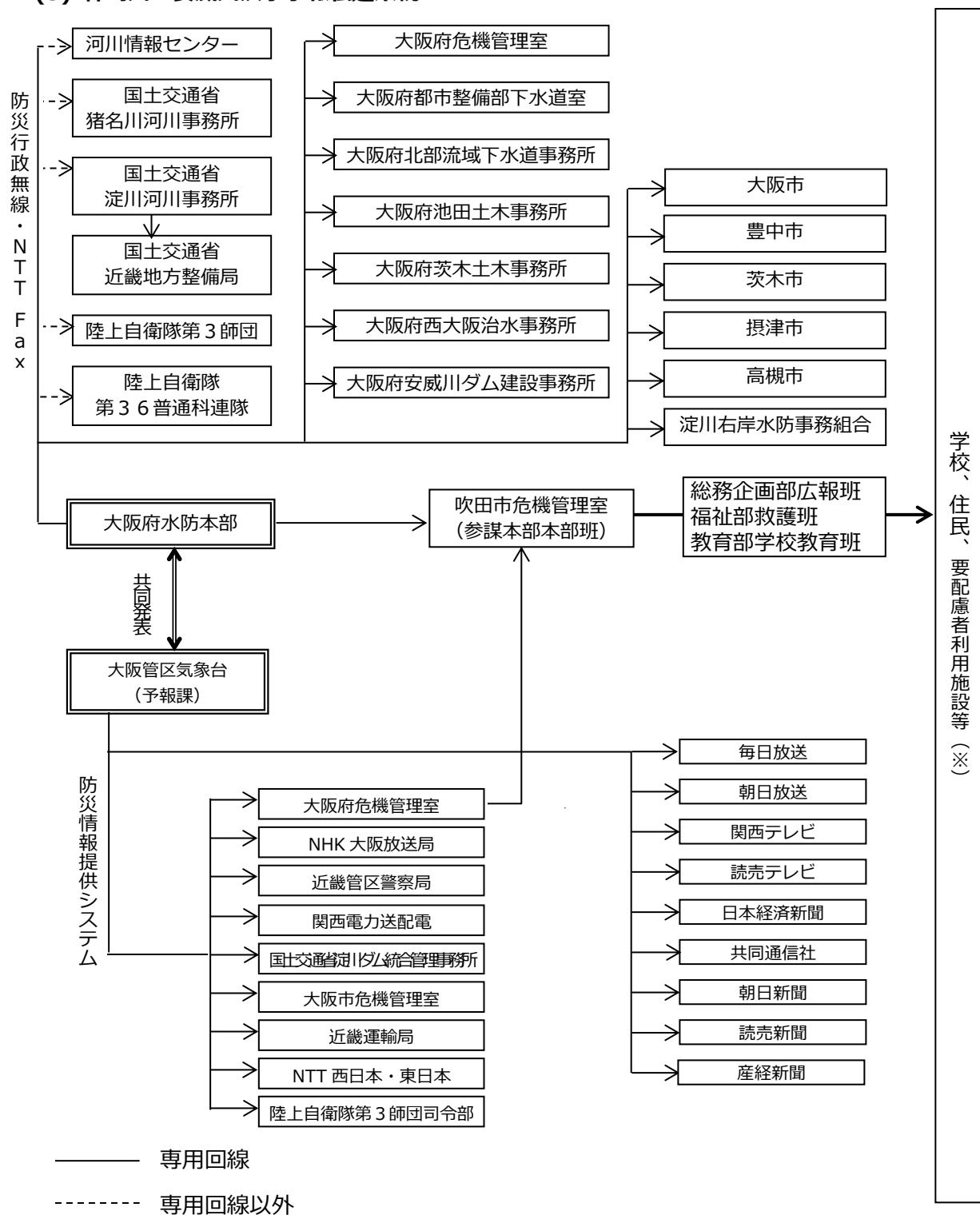
※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、大雪または暴風雪）に関する特別警報が市に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(2) 淀川洪水予報等の伝達系統



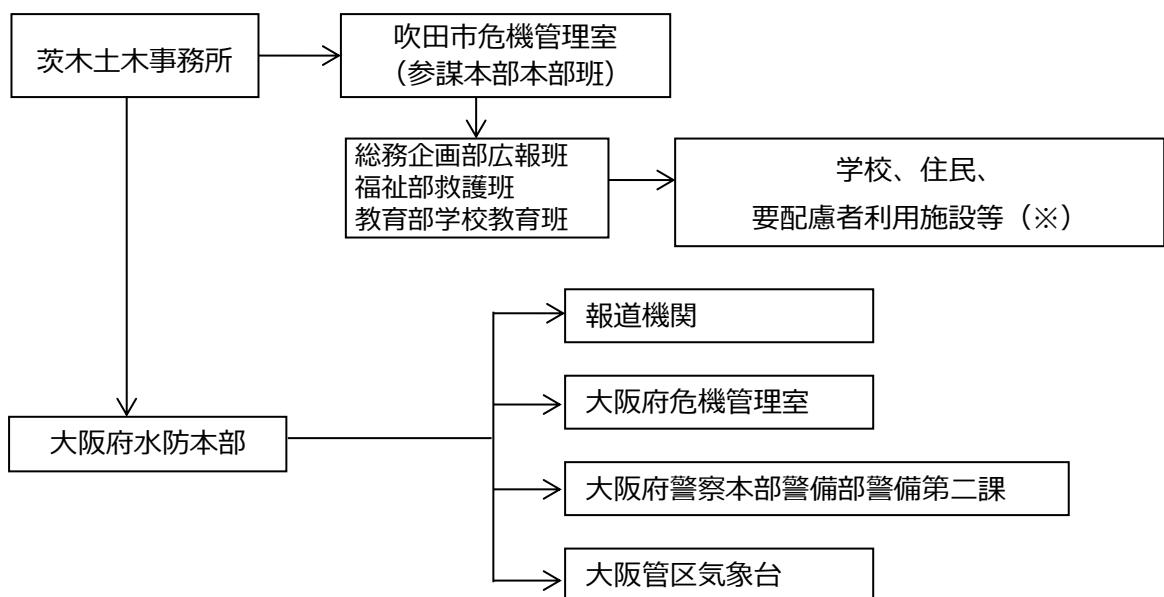
※洪水浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（水防法第15条）

(3) 神崎川・安威川洪水予報伝達系統



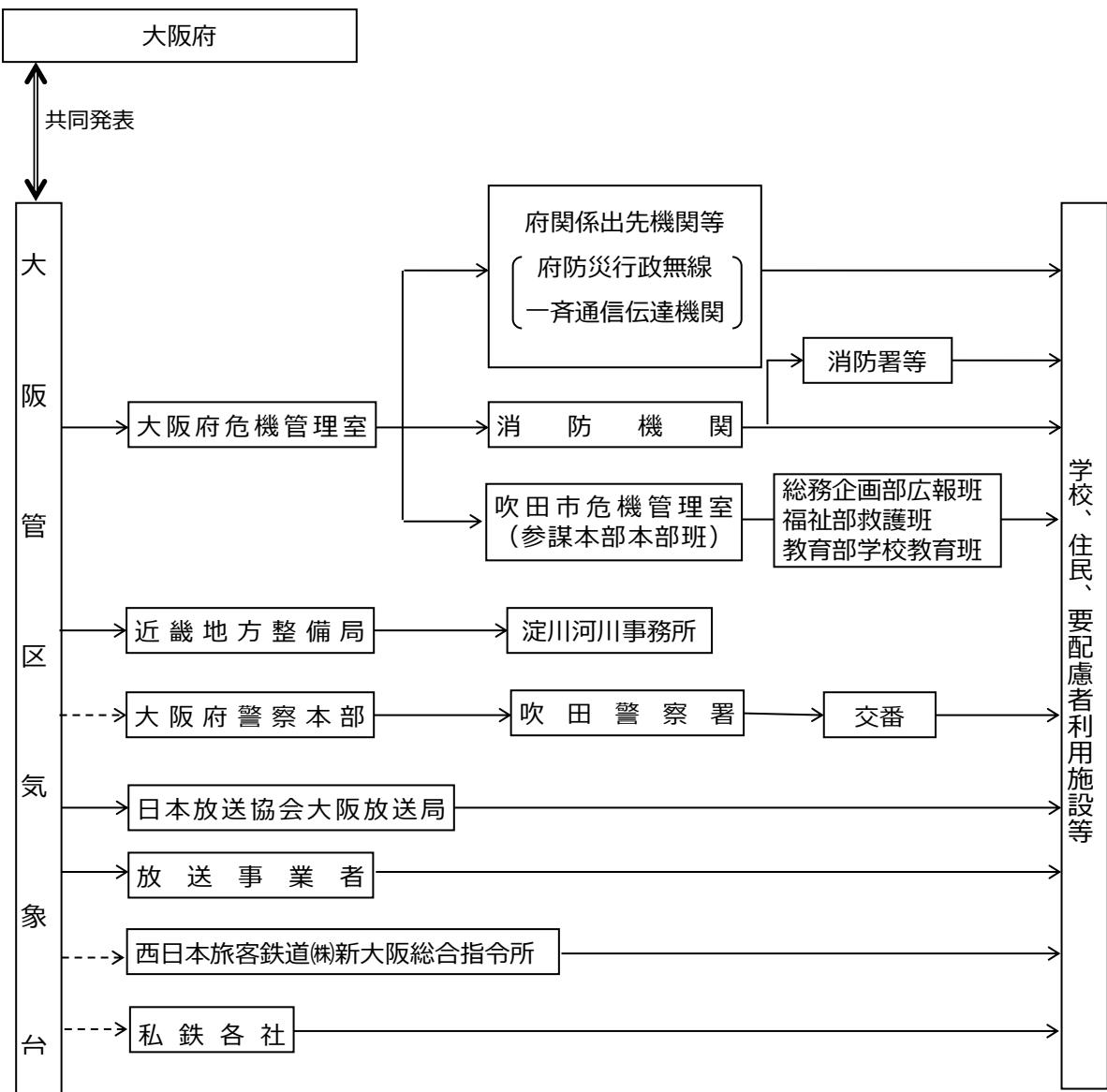
※洪水浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（水防法第15条）

(4) 高川、山田川の避難判断水位、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報等伝達系統



※洪水浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（水防法第 15 条）

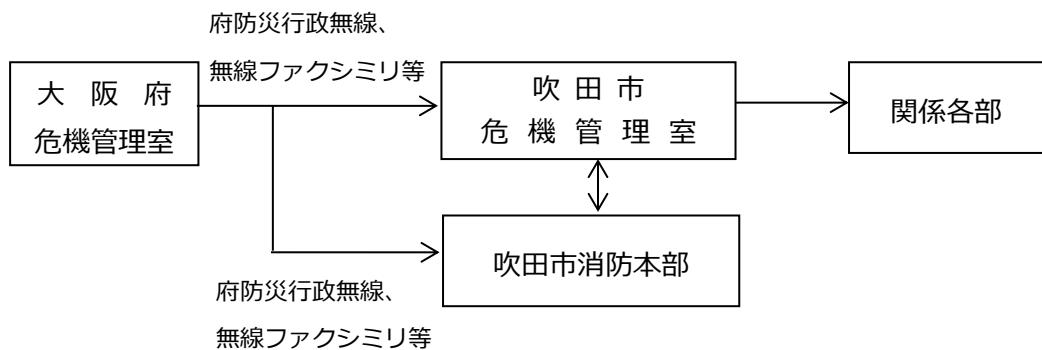
(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統



※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、大雪または暴風雪）に関する特別警報が市に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

2 庁内の伝達系統

警報が発表された場合の各部への連絡は、総務部（災害対策本部及び災害警戒本部体制下では、参謀本部（本部班）が伝達する。



3 住民への周知

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘などを利用し、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

なお、周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

第2節 警戒活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒活動を行う。

第1 水防活動

《実施担当》

参謀本部（本部班）、都市基盤部（下水道班、道路班）、消防部、消防団、淀川右岸水防事務組合、茨木土木事務所、西大阪治水事務所、北部農と緑の総合事務所、ため池管理者、土地改良区

河川・水路又はため池等の浸水、破堤等に伴う洪水による災害を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図るため、関係機関との連携のもと、必要な監視、警戒等を実施する。

1 水防区域

水防管理者（市長）が所管する水防区域は、淀川右岸水防事務組合の所管する水防区域を除く市内全域とする。また、指定河川については「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき監視を行う。

2 水防体制

参謀本部本部班は、防災対策会議において協議・決定した活動体制、動員体制によって、水防活動の発令又は解除を行う。なお、必要に応じて、災害協定締結事業者と連携した活動を行う。

3 雨量観測及び水位観測

参謀本部本部班は、雨量について府及び大阪管区気象台からの情報収集に努める。

都市基盤部下水道班は、消防部及びため池管理者と協力して河川・水路及びため池の水位状況を把握するとともに、水位の状況を参謀本部本部班に連絡する。

参謀本部本部班は、府水防本部、茨木土木事務所、西大阪治水事務所、北部農と緑の総合事務所、淀川右岸水防事務組合、ため池管理者と連絡を密にして、情報の収集に努める。

4 水防警報、洪水予報等

近畿地方整備局又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、近畿地方整備局又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。

5 出動準備及び出動

参謀本部本部班は、河川・水路及びため池の水位が上昇し、洪水の危険が予想される場合など、都市基盤部下水道班、消防部に対し出動の準備を連絡する。

参謀本部本部班は、水防警報が発令された場合、又は河川・水路及びため池の水位が警戒水位に達した場合など、都市基盤部下水道班、消防部に出動を通知するとともに、茨木土木事務所、西大阪治水事務所、北部農と緑の総合事務所、淀川右岸水防事務組合、ため池管理者と情報共有する。

6 監視及び警戒

都市基盤部下水道班、道路班及びため池管理者は、気象状況に応じ、河川・水路及びため池を巡視し、異常を発見した場合、直ちに参謀本部本部班に連絡する。

参謀本部本部班は、洪水や堤防の決壊等のおそれがある場合は、府水防本部、茨木土木事務所、西大阪治水事務所、北部農と緑の総合事務所、淀川右岸水防事務組合、ため池管理者に通知する。

参謀本部本部班は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講じる。

7 水防作業

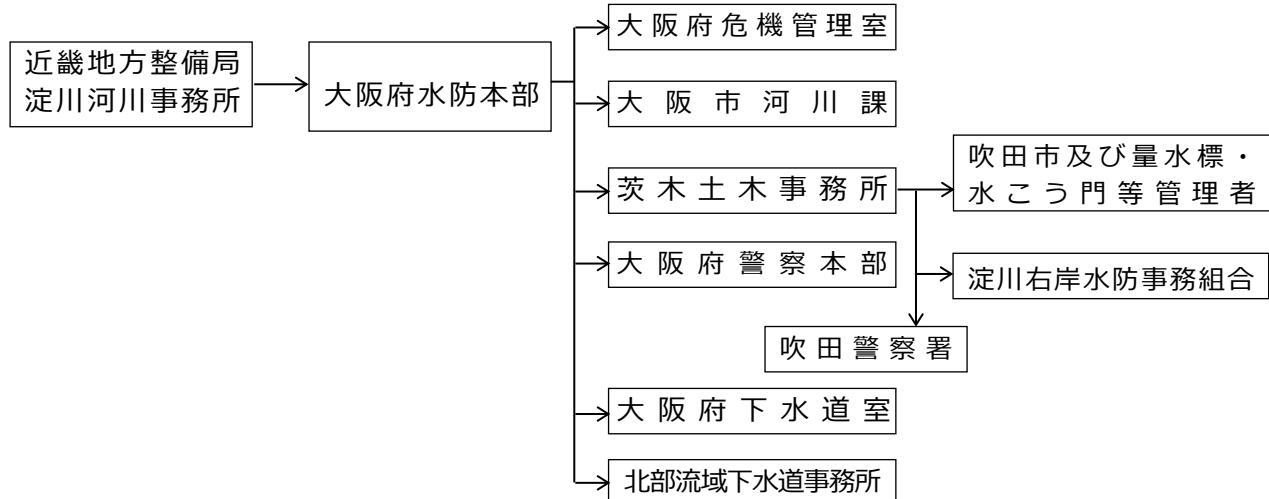
都市基盤部下水道班及びため池管理者は、気象の状況及び水位の変動に応じ、門扉等の開閉を行う。

都市基盤部下水道班は、消防部と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び崩れ、溢水等のそれぞれの異常状態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

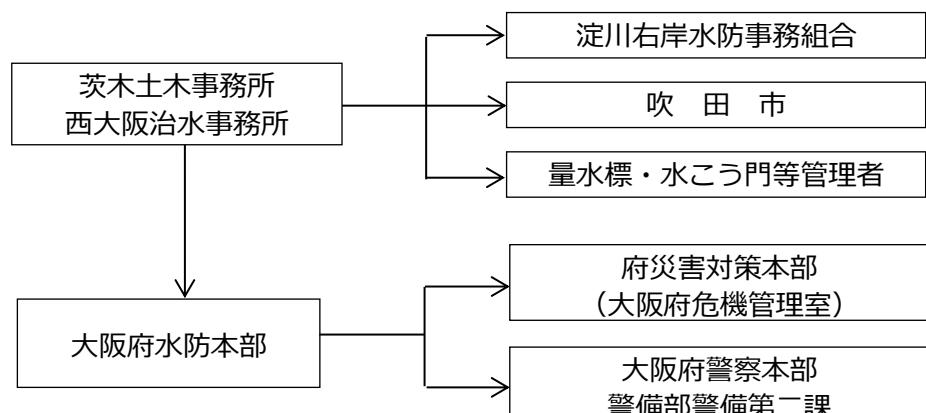
8 情報の伝達系統

近畿地方整備局が発表する水防警報（淀川）、知事が発表する水防警報（安威川、高川、山田川、神崎川）は、あらかじめ定めた伝達系統により伝達する。

（1）近畿地方整備局が発表する水防警報の伝達系統（淀川）



（2）知事が発表する水防警報の伝達系統（安威川、高川、山田川、神崎川）



第2 土砂災害警戒活動

《実施担当》

都市基盤部（都市整備班）

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士との連携によって、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

1 警戒活動の基準

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域において警戒活動をとる基準は、第1次警戒体制は大雨警報発令時、第2次警戒体制は土砂災害警戒情報の発表時とする。

宅地造成工事規制区域については、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域において警戒活動をとる基準を参考に警戒活動を開始する。

2 斜面判定士制度の活用

二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

3 情報交換の徹底

府、他の市町及び関係団体と、気象観測情報等の交換に努める。

第3 異常現象発見時の通報

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（広報班）、消防部、吹田警察署

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市又は吹田警察署に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

市長は、市民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要に応じて大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、市民に対してその周知徹底を図るとともに状況に応じて警戒区域等の設定を行う、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

第4 ライフライン・交通等警戒活動

《実施担当》

都市基盤部（庶務班、道路班、下水道班）、水道部（庶務班、給水班、工事班）、
関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)（関西支店）、エヌ・ティ・テ
ィ・コミュニケーションズ(株)（西日本営業本部）及び(株)NTTドコモ（関西支社）
KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、日本放送協会
西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、西日本高速道路(株)、茨木土木事務所、
大阪市高速電気軌道(株)、阪急バス(株)、京阪バス(株)

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風雨によって起こる災害に備えるため、気象情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて警備警戒体制をとる。また、指定河川については「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき監視を行う。

水道部庶務班・給水班・工事班、都市基盤部庶務班・下水道班・道路班、電力事業者、ガス事業者、
電気通信事業者、放送事業者、鉄軌道施設管理者、道路施設管理者、各乗合旅客自動車運送事業者は、
気象情報等の収集に努めるとともに、必要な警備警戒体制をとる。

第5 物資等の事前状況確認

《実施担当》

生活支援部（物資班）、大阪府

大規模な災害発生の恐れがある場合、府及び市は事前に吹田市防災情報システム等を用いて備蓄
状況の確認を行い、物資供給の準備に努める。また、国・府等からの物資の受入れに備え、物資の
輸送拠点を速やかに開設できるよう準備に努める。（物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続
については、関係者間で共有しておく。）

第3節 避難行動

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報を適切なタイミングで発令するとともに必要な措置を講じる。

その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等について、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に則して対応する。

第1 洪水、土砂災害による避難準備の周知（高齢者等避難）

《実施担当》

参謀本部（本部班）、総務企画部（広報班）、自治会、自主防災組織

気象予警報等が発表され、浸水やかけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に高齢者等避難、避難指示などの災害発生情報の発令が予想される場合は、当該地域の住民に対し、避難の準備を周知する。

大阪府水防本部長またはその命を受けた水防要員若しくは水防管理者（市長）は、洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、避難の準備及び災害時要援護者（避難行動要支援者）等、特に避難行動に時間要する者の避難開始を周知する。

大雨・洪水時には、参謀本部本部班は気象台や河川管理者（淀川河川事務所、茨木土木事務所、西大阪治水事務所）に、避難情報の発表について助言を求めることができる。

市長は、土砂災害警戒区域において、その危険地域の住民に対し、避難の準備を周知する。特に避難行動に時間要する者の避難開始を周知する。

市長は、高齢者等避難を行った場合、知事及び関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

第2 避難指示等

《実施担当》

参謀本部（本部班）、吹田警察署、自衛隊、自主防災組織、自治会、関係機関

気象予警報等が発表され、浸水やかけ崩れなどによる被害を受けるおそれがある危険地域の住民に対し、生命又は身体の安全を確保するため、避難指示等の災害発生情報の発令を行う。

市長、知事、警察官、災害派遣を命じられた部隊の自衛官、知事の命を受けた府の職員、水防管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示、緊急安全確保を発令する。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

また、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

なお、大雨・洪水時には、参謀本部本部班は、府又は気象台や河川管理者（淀川河川事務所、茨木

土木事務所、西大阪治水事務所)に、避難指示、緊急安全確保の発令について助言を求めることがある。

市長は、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、知事及び関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

第3 警戒区域の設定

《実施担当》

参謀本部(本部班)、消防部、消防団、自主防災組織、吹田警察署、自衛隊、関係機関

市長、知事、災害派遣を命じられた部隊の自衛官、警察署長、警察官、消防長、消防署長、消防吏員、消防団員、水防団長、水防団員、消防機関に属する者は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

第4 避 難

《実施担当》

参謀本部(本部班)、生活支援部(救援班)、福祉部(救護班)、都市基盤部(道路班)、
学校・要配慮者利用施設・不特定多数の者が利用する施設等の管理者、
自治会、自主防災組織

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連絡のもと、災害時要援護者(避難行動要支援者)に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

一時避難地への住民の避難は、自主避難を基本とする。

生活支援部救援班は、住民組織、自主防災組織等の協力を得て、避難所への住民の避難誘導を実施する。

福祉部救護班は、「吹田市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」に則して、災害時要援護者(避難行動要支援者)名簿に基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに災害時要援護者(避難行動要支援者)の安否確認を行うとともに、把握している災害時要援護者(避難行動要支援者)情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。

また、関係部と連携し被災により援護の必要な災害時の要配慮者の迅速な発見、保護に努める。

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設管理者等が、避難誘導を実施する。

都市基盤部道路班は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

参謀本部本部班は、府又は運送事業者である指定公共機関に対し被災者の運送を要請する。

第5 自主避難への対応

《実施担当》

参謀本部（本部班）、避難所施設管理者、関係各部（庶務班）

台風の接近・上陸のおそれがあるときなど、市民からの問合せ状況等を勘案して、適切な施設を選定し、自主避難所を開設する。

避難所の開設・運営については、市の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて各避難所の施設管理者が作成する「避難所運営マニュアル」に則した対応とする。

▶ 「地震応急対策編 第4章 第2節 避難所の開設・管理」参照

第6 広域避難・広域一時滞在への対応

《実施担当》

参謀本部（本部班）、避難所施設管理者、関係各部（庶務班）

1 府内市町村間の広域避難協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議する。

他の市町村からの避難者受け入れについて、市内の広域避難の用にも供することができる施設等をあらかじめ検討する。また、市外からの避難者も市内からの避難者と同様のサービスを提供するものとする。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は助言を行う。

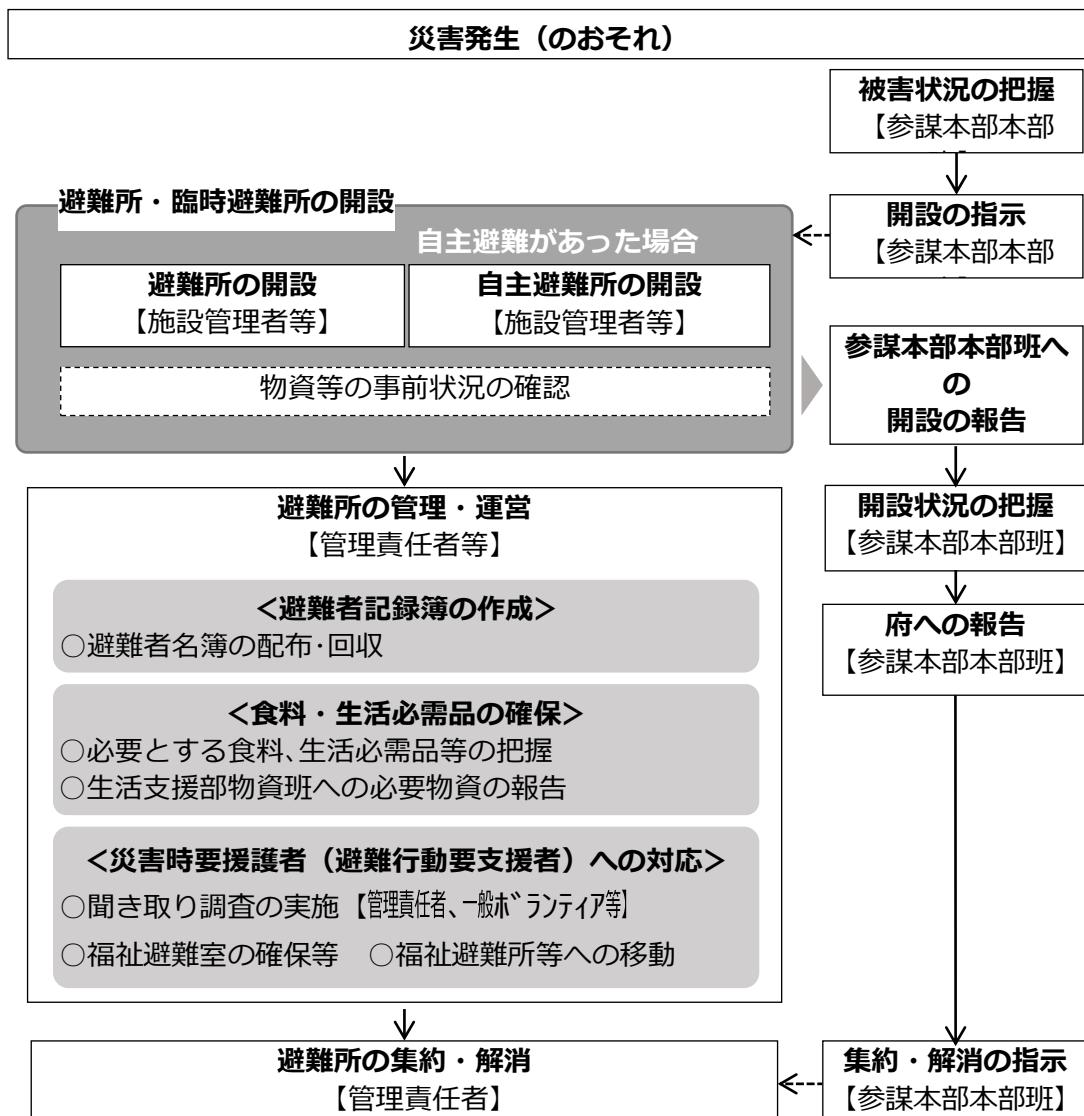
第4節 避難所の開設・管理

災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、避難所を開設する。

避難所の開設・運営については、市の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて各避難所の施設管理者が作成する「避難所運営マニュアル」に則した対応とする。

▶ 「地震応急対策編 第4章 第2節 避難所の開設・管理」参照

《避難所運営の流れ》



第5節 災害時における要配慮者への支援

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

- ▶ 「地震応急対策編 第4章 第3節 災害時における要配慮者への支援」参照

第6節 災害救助法の適用等

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法に基づく救助を実施するため、同法を適用する。

また、同法が適用されない場合においても、円滑に災害対応を実施するため応急的な財政措置を行う。

- ▶ 「地震応急対策編 第8章 第1節 災害救助法の適用等」参照

『災害発生後の活動』

第3章 情報収集伝達

第2節 災害広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、市民の各種相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫った場合、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

▶ 「地震応急対策編 第2章 第2節 災害広報」参照

第1節 発災直後の情報の収集・伝達

災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害状況の把握及び応急対策活動の実施のため、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）や府防災情報システム等を活用し、必要な情報の収集並びに伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行う。

▶ 「地震応急対策編 第2章 第1節 発災直後の情報の収集・伝達」参照

第3節 応援の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、受援計画に基づき、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

受入にあたっては、感染症対策の徹底及び、適切な空間の確保に配慮する。

▶ 「地震応急対策編 第2章 第3節 応援の要請・受入れ」参照

第4章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

▶ 「地震応急対策編 第3章 第1節 消火・救助対策」参照

第2節 応急医療対策

● 「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」

府及び医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動（助産を含む。）を実施する。

なお、別途作成する「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」に即した対応とする。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

▶ 「地震応急対策編 第3章 第2節 応急医療対策」参照

第5章 避難行動

第1節 応急避難対策

災害発生のおそれがある場合に関係機関は相互に連携し、避難情報等の発令等必要な措置を講じる。

その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難情報等について、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に則して対応する。

また、災害の発生のおそれがある場合や避難情報が発令された際の避難場所として、指定緊急避難場所のほか避難所外避難として、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難も有効な避難行動となることを住民へ周知しておく。

▶ 「地震応急対策編 第4章 第1節 応急避難対策」参照

第2節 避難所の開設・管理

災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、避難所を開設する。

避難所の開設・運営については、市の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて各避難所の施設管理者が作成する「避難所運営マニュアル」に則した対応とする。

▶ 「地震応急対策編 第4章 第2節 避難所の開設・管理」参照

第3節 災害時における要配慮者への支援

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

▶ 「地震応急対策編 第4章 第3節 災害時における要配慮者への支援」参照

第6章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 緊急輸送対策

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

▶ 「地震応急対策編 第5章 第1節 緊急輸送対策」参照

第2節 交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずる。

▶ 「地震応急対策編 第5章 第2節 交通の安全確保」参照

第3節 交通の機能確保

被害を受けた鉄軌道施設及び道路について、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

▶ 「地震応急対策編 第5章 第3節 交通の機能確保」参照

第7章 ライフライン確保

第1節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を実施するとともに、二次災害防止対策又は必要な機能を確保する。

▶ 「地震応急対策編 第6章 第1節 ライフラインの緊急対応」参照

第2節 ライフラインの応急対策

被害を受けたライフライン施設について、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。

▶ 「地震応急対策編 第6章 第2節 ライフラインの応急対策」参照

『二次被害防止・生活再建』

第8章 二次被害防止

第1節 二次災害の防止対策

余震等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などの二次災害に備え、防止対策を実施する。

- ▶ 「地震応急対策編 第7章 第1節 二次災害の防止対策」参照

第2節 農業関係応急対策

災害時において農林施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図るものとする。

- ▶ 「地震応急対策編 第7章 第2節 農業関係応急対策」参照

第9章 被災者の生活再建支援

第1節 緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料及び生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

また、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、関係機関と相互に協力するよう努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに要配慮者や男女、子供等のニーズの違いに配慮する。

▶ 「地震応急対策編 第8章 第2節 緊急物資の供給」参照

第2節 建築物・住宅応急対策

府と協力して、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、要配慮者を優先する。

▶ 「地震応急対策編 第8章 第3節 建築物・住宅応急対策」参照

第3節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

▶ 「地震応急対策編 第8章 第4節 応急教育等」参照

第4節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

▶ 「地震応急対策編 第8章 第5節 自発的支援の受入れ」参照

第10章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

感染症の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

- ▶ 「地震応急対策編 第9章 第1節 保健衛生活動」参照

第2節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物について、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

- ▶ 「地震応急対策編 第9章 第2節 廃棄物の処理」参照

第3節 遺体対策

吹田警察署等関係機関と連携のうえ、遺体の安置・処理、埋火葬について、必要な措置を講じる。

- ▶ 「地震応急対策編 第9章 第3節 遺体対策」参照

第4節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

- ▶ 「地震応急対策編 第9章 第4節 社会秩序の維持」参照

<事故等災害応急対策編>

目次

第1章 大規模火災	1
第1節 警戒活動	1
第2節 応急対策	2
第2章 その他災害	6
第1節 市街地災害応急対策	6
第2節 危険物等災害応急対策	8
第3節 大規模交通災害応急対策	11
第4節 その他突発災害応急対策	14

第1章 大規模火災

第1節 警戒活動

火災が発生するおそれのある場合は、警戒活動を実施するとともに、火災発生状況の早期把握に努める。

《実施担当》

消防部、消防団、自主防災組織

第1 火災警報

大阪管区気象台は、気象状況が火災の予防上危険であると認めるときに、消防法第22条第1項に基づき、知事に火災気象通報を行う。知事は市町村長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

市長は、知事から火災気象通報を受けた場合において、次のいずれにも該当し、かつ、必要と認める場合は、火災警報を発令する。

- (1) 実効湿度が60%以下となり、かつ、最低湿度40%以下となる見込みの場合
- (2) 最大風速（10分間の平均風速の最大値をいう。）が毎秒10メートル以上となる見込みであるとき

第2 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市条例で定める火の使用の制限に従う。

第3 火災発生状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、高所見張り等を通じて火災発生状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

第4 市民への周知

防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、注意を促すため市民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

第2節 応急対策

火災が発生した場合は、火災の状況に応じた消火活動を実施するとともに、人命救助活動を行う。また、必要に応じて、消防活動に係る応援要請を行う。

《実施担当》

消防部、消防団、吹田警察署、自治会、自主防災組織、事業所（自衛消防隊）

第1 消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

2 火災防ぎよ活動の原則

ア 同時に多数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難地及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等で火災が発生した場合	他の延焼拡大の危険性が大きい火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等からの火災が既に延焼拡大した場合	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

3 火災防ぎよ活動の区分

ア 分散防ぎよ活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数隊で防ぎよする。
イ 重点防ぎよ活動	延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 抱点防ぎよ活動	広域避難地の安全確保のみを目的とする。

4 大規模市街地火災の防ぎよ対策

- (1) 初動体制の確立
- (2) 火災態様に応じた部隊配備
- (3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- (4) 延焼阻止線の設定
- (5) 自主防災組織、事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

5 高層建築物等火災の防ぎよ対策

- (1) 活動期における出動隊の任務分担
- (2) 排煙、進入時等における資機材の活用
- (3) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (4) 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- (5) 水損防止

6 広域断水時火災の防ぎよ対策

- (1) 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- (2) タンク車の優先出動と活動
- (3) 有効かつ的確な水利統制
- (4) 機械性能の保持と積載ホースの増加
- (5) 広報車等の巡回による警戒体制の確立
- (6) 火気使用者に対する啓発
- (7) 危険区域の重点立入検査
- (8) 大量送水システムの活用

7 同時多発火災の防ぎよ対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防ぎよ地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- (1) 部隊運用
 - ア 出動部隊数の調整
 - イ 活動部隊数の合理化と無線統制
 - ウ 消防団との連携強化
- (2) 部隊の確保
 - ア 非常招集による緊急増強隊の編成
 - イ 他市町消防応援隊の要請及び活用
- (3) その他の
 - ア 出動体制の迅速化
 - イ ホースの確保
 - ウ 防火水槽、自然水利等の活用
 - エ 広報

第2 人命救助活動

吹田警察署等との密接な連携を図り、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 吹田警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。また、必要に応じ消防相互応援協定を締結している市町に協力を要請するとともに、参謀本部本部班を通じて自衛隊等にも協力を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 吹田警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重症・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。
- (7) 作業の長期化に備え交代要員の確保を図る。

第3 消防活動に係る応援要請

市単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

火災の拡大が著しく、市単独では十分に消火活動、人命救助・救出活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

火災時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模な火災が発生し、必要な場合は、相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

大規模市街地火災等の災害時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

2 受入れ体勢

応援隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊及び府との連絡職員を指名する。
- (3) 消防作業実施中は、現場に責任者を置き応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する。

第4 地域住民との連携

消防部が災害現場に到着するまでの間、地域住民が初期消火・救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

第2章 その他災害

第1節 市街地災害応急対策

高層建築物等のガス漏洩事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

《実施担当》

消防部、大阪ガスネットワーク(株)、高層建築物・地下街等の管理者

第1 ガス漏洩事故

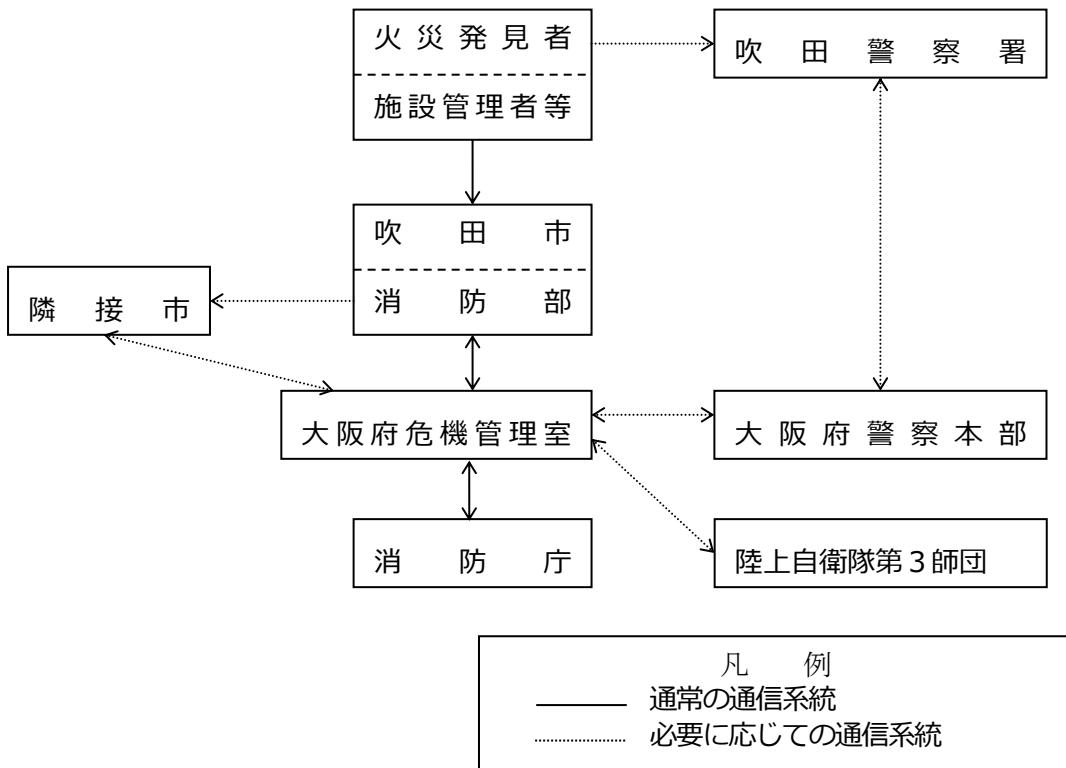
- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
範囲は、地下街（地階）にあっては、原則として当該地下街（地階）全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。
- (4) 避難誘導
避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、吹田警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。
- (5) 救助・救急
負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
- (6) ガスの供給遮断
 - ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社が行う。
 - イ 大阪ガスネットワーク株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガスネットワーク株式会社に連絡する。

第2 火災等

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動期における情報収集、連絡
- (3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物、地下街（地階）等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

第3 高層建築物、地下街（地階）の管理者等

- (1) ガス漏洩、火災等が発生した場合、高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
- (4) 通報連絡体制
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2節 危険物等災害応急対策

火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を少なくし、周辺住民に対する危害防止を図る。

《実施担当》

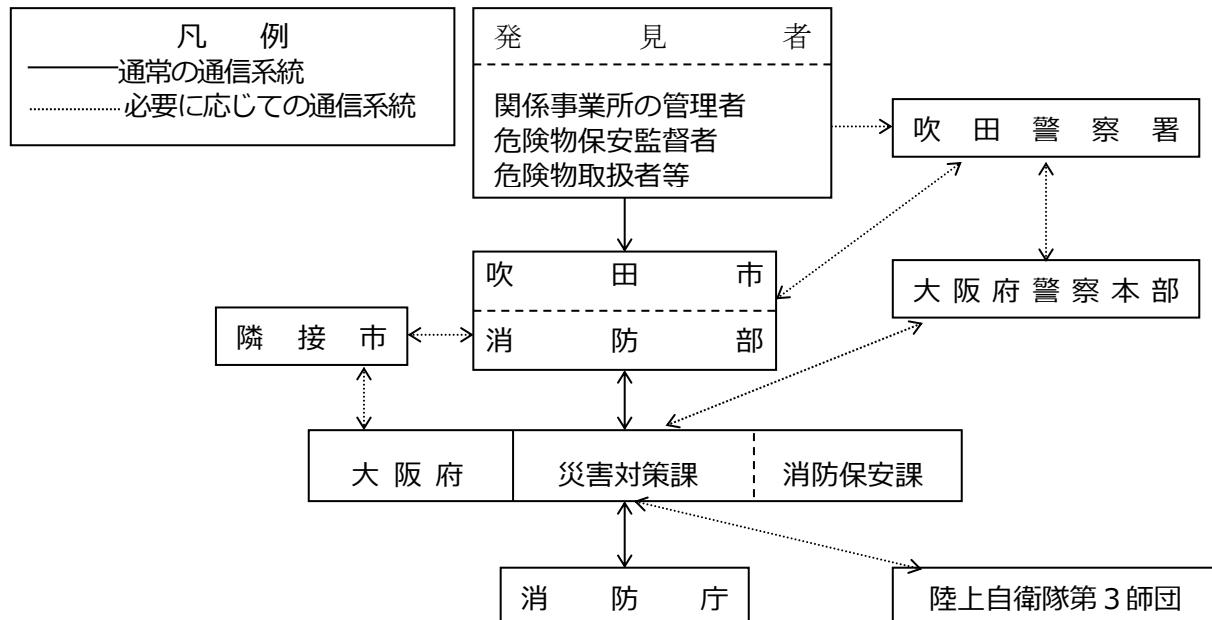
消防部、危険物施設等の管理者、関係機関

第1 危険物災害応急対策

危険物災害が発生した場合、施設の管理責任者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

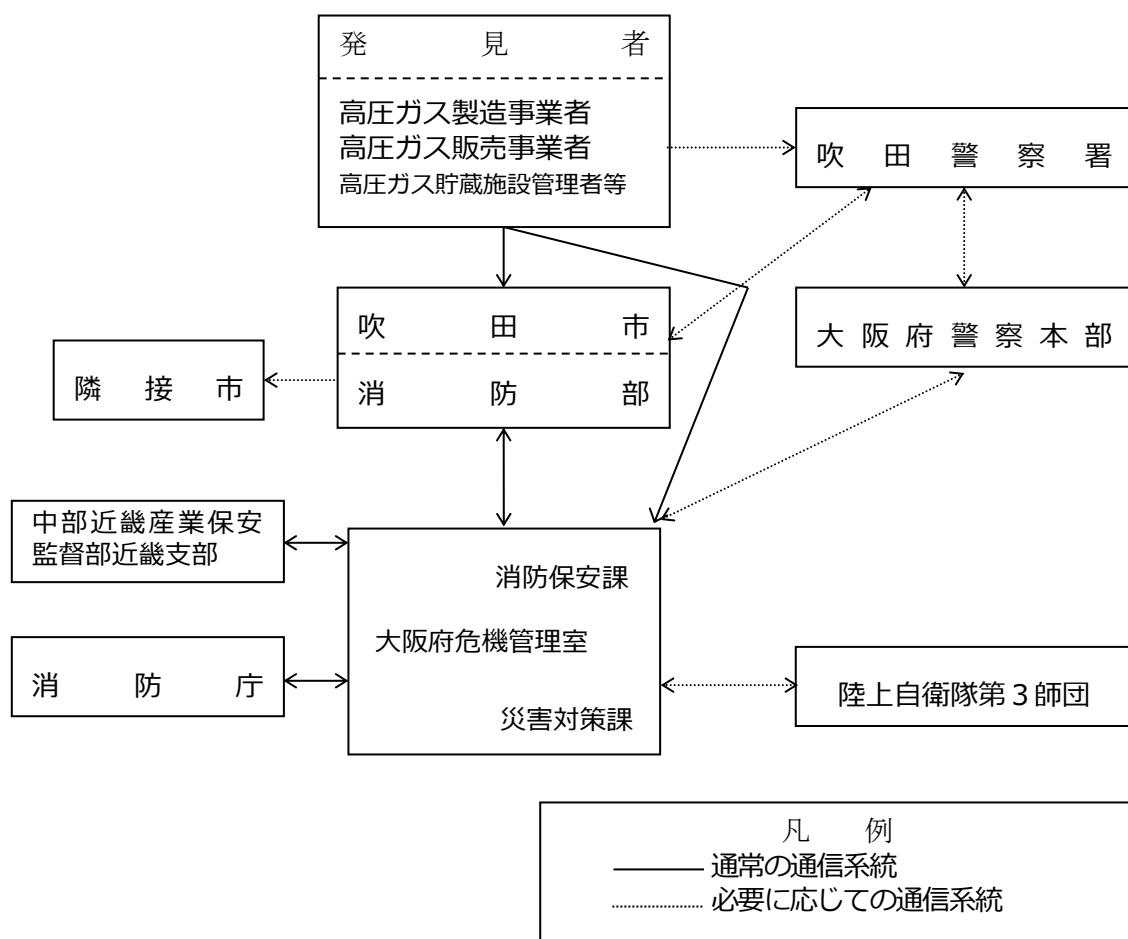
- 1 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示（緊急）等必要な応急対策を実施する。
- 4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



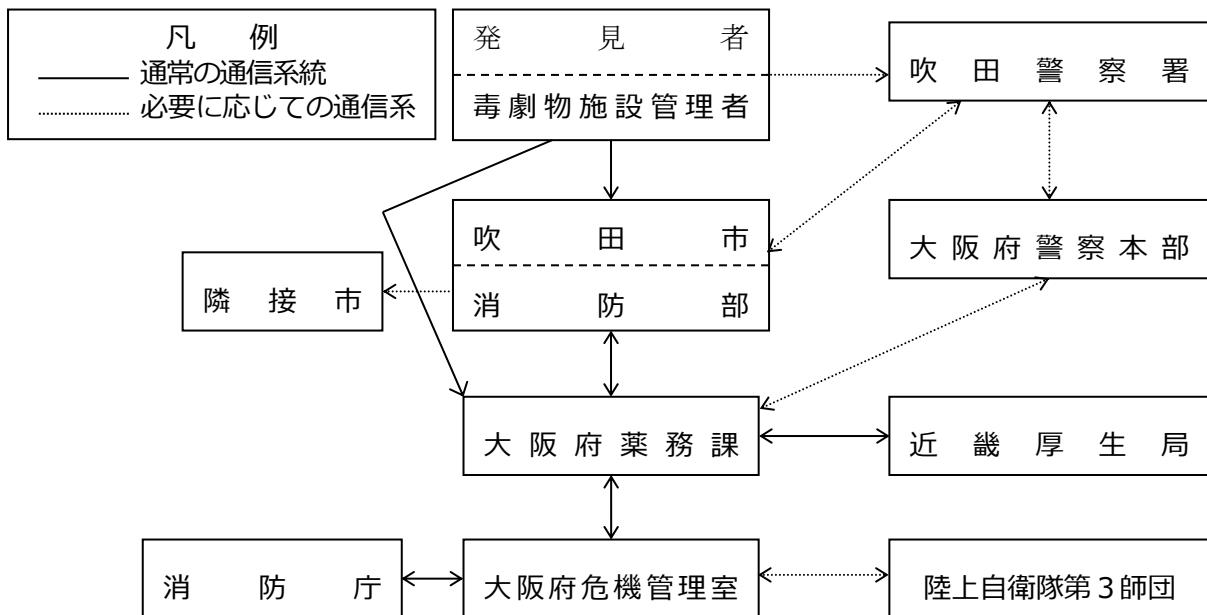
第2 高圧ガス災害応急対策

- 1 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示（緊急）等必要な応急対策を実施する。
- 2 通報連絡体制
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3 毒物・劇物災害応急対策

- 1 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示（緊急）等必要な応急対策を実施する。
- 2 事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び陸上輸送される放射性物質の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じる。

放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、相互に協力して適切な措置を講じる。

また、放射性物質の陸上輸送中に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、輸送責任者及び国から派遣される専門家と協力して適切な措置を講じる。

応急対策の内容は次のとおり。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- 4 付近住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 放射線災害医療救護
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

第3節 大規模交通災害応急対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《実施担当》

参謀本部（本部班）、生活支援部（物資班）、都市基盤部（庶務班、道路班）、

保健医療部（保健医療班）、消防部、市立吹田市民病院、吹田警察署、

西日本高速道路（株）、茨木土木事務所、関係機関

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は、次のとおりとする。

- 1 航空機墜落事故
- 2 旅客列車の衝突転覆事故
- 3 大規模な自動車事故

第2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

1 連絡体制

(1) 事故発見者及び施設管理者からの通報

事故発見者及び施設管理者は、119番通報等によって消防部へ大規模交通災害の発生を連絡する。

(2) 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、吹田警察署及び関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 市の災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

(2) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難指示（緊急）等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ 関係機関との連携

府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

ウ 緊急医療班の派遣

消防部及び府は、事故・事件等の発生を察知したさいには、直ちに府及び直近の災害拠点病院に、把握した災害情報を報告するとともに、緊急医療班の出動要請を行う。

緊急医療班は、災害の現場等において、トリアージ、応急処置等を行う。

エ 患者の受入れ

- ① 災害拠点病院は、重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）を受け入れ、市災害医療センターである市立吹田市民病院及び近隣の災害医療協力病院は、中等症患者（同黄色）を中心に受け入れる。
- ② 死亡等（トリアージタグ黒色）の患者は、市立吹田市民病院など近隣の公立病院等がそれぞれ受け入れることを原則とする。

オ 消防活動

消防部は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

カ 義援物資・救援物資の輸送

生活支援部物資班、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

キ 応急復旧用資機材の確保

都市基盤部、消防部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

ク 交通対策

吹田警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(3) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市、府県と協力体制をとる。

3 事故処理

当該事故関係機関は、吹田警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

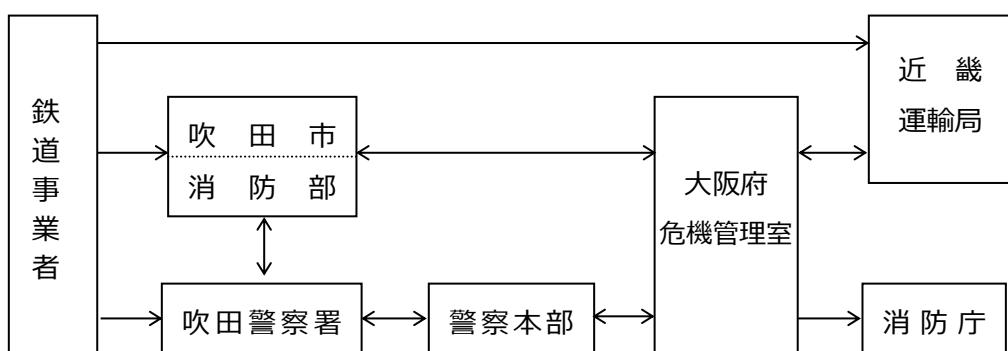
4 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道事故

ア 情報収集伝達経路



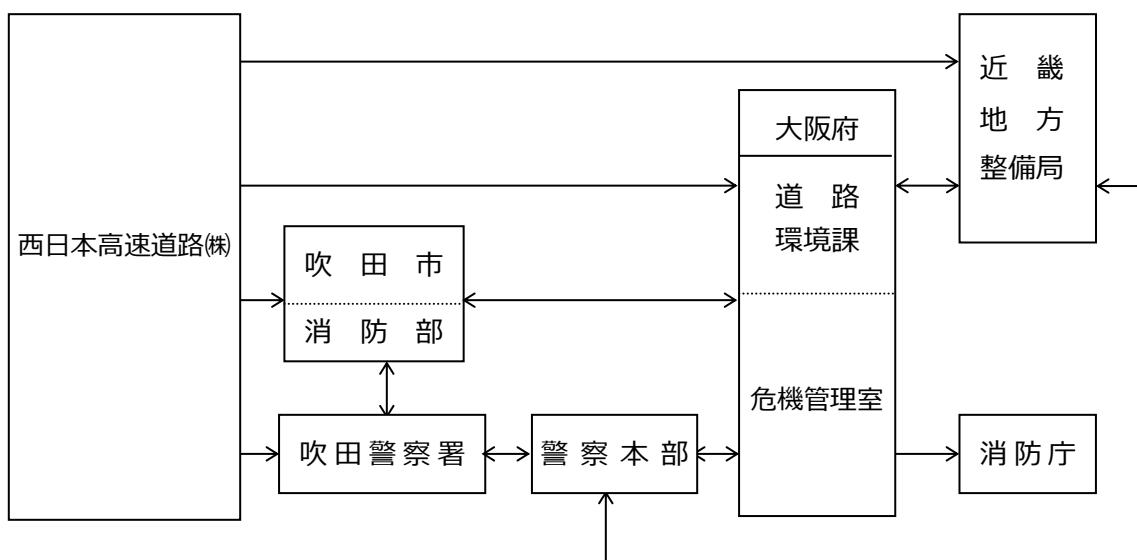
イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等

- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

第4節 その他突発災害応急対策

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

《実施担当》

関係各部、関係機関

本編においては、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒や大規模工場における有害ガスの漏洩等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部及び関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

多様化、複合化する災害

本編において、過去の吹田市の経験などから、「自然災害」として地震・風水害、「事故等災害」として大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し整理してきたところである。

近年、想定外の自然災害の頻発や感染症などの突発的なパンデミックや国際情勢の変化、複数の災害の同時発生等、これまで経験したことの無いような事象が発生しており、こうした不測の事態への柔軟な対応が求められている。

こうした事象に対して、過去の経験などを参考に対応を準用することで、対策を講じてきたところである。

自然災害

- 突発的な風水害
 - 雹 ○竜巻 など
- 雪害
 - 雪崩 ○吹雪 など
- 森林火災
- 火山噴火
- 宇宙関連災害
 - 天体地球衝突（隕石）
 - 宇宙天気現象に関する災害
(太陽フレア爆発等による影響)

大規模な事故など

- 鉄道事故 ■ 航空事故
- 道路災害（大規模交通事故等）
- 陥没 ■ 建造物崩壊
- 大規模停電 ■ ダム崩壊
- 渇水 ■ 群衆事故

特殊災害（CBRNE 災害等）

- 工場爆発 ■ 水質事故（油流出など）
- 集団食中毒 ■ 不発弾による事故
- 突発重大事案（テロなど）

今後の突発的な事態に備え、対応検討のきっかけとなるよう、本編で明記していない国内や海外の災害や事故等の事例を下記に示す。

<自然災害>

■突発的な風水害

○雹

1933年6月 兵庫県中部

暴風や雷をともない、直径 4~5cm の雹が降った。人的被害は、死者 10 人、負傷者 164 人に上り、日本最大の雹害と言われている。

○竜巻

2006年11月 北海道佐呂間町竜巻災害

死者 9 人、負傷者 31 人をだした、国内の突風被害で最悪の人的被害。

■雪害

○大雪

2018年1月 北陸豪雪

2018 年福井県、石川県等 除雪作業中の事故で 20 人以上犠牲、約 300 人が負傷、国道で 1,500 台以上の車が立ち往生した。

○雪崩

1918年1月 新潟県湯沢町 三俣の大雪崩

6~7mの大雪崩 小学校、家屋 28 戸倒壊 158 人の犠牲が出た。

■森林火災

2019年9月 オーストラリア

延焼面積 11 万 km² 以上、34 人犠牲、約 3,000 件の家屋及び数千のビルが焼失した。

■火山噴火

2014年9月 御嶽山噴火

御嶽山の噴火により、死者・行方不明者 63 名、負傷者 69 名（重傷 29 名、軽傷 40 名）にのぼる人的被害をもたらした。

■宇宙関連災害

○天体地球衝突（隕石）

2013年2月 チェリヤビンスク州の隕石落下

人口密集地帯上空を隕石が通過し、衝撃波や熱線により、100km 以上にわたる範囲で窓ガラスが壊れるなどの被害を受け、1,500 人ほどが負傷した。原因が天体衝突と確定している中で初の大規模災害。

○宇宙天気現象^{※1} に関する災害

太陽フレア爆発等による影響

1989 年 3 月にカナダでおよそ 10 時間に及ぶ大規模な停電が起きて 600 万人に影響が出たほか、2003 年 10 月にはスウェーデンでも 1 時間の停電が起き 5 万人が影響を受けた。

<大規模な事故など>

■鉄道事故

2005年4月福知山線脱線事故

塚口駅～尼崎駅間ににおいて、制限速度を大幅に超える速度で進入し、車両の脱線、及び進行方向左側のマンションへ衝突。乗客106名、運転士1名が死亡し、562名の乗客、付近を通行中の1名が怪我をした。

■航空事故

2015年7月調布市PA-46墜落事故

離陸後、調布飛行場周辺での民家に墜落し、搭乗者含め死者3名、負傷者5名を出す事故となった。

■道路災害（大規模交通事故など）

1979年7月 日本橋トンネル火災事故

トンネル内で大型トラック4台と乗用車2台が玉突き衝突し、トラックの積み荷の危険物やガソリンに引火。事故に気づかずトンネル内に進入した車両を含む計173台が燃え、死者7人、負傷者2人を出す事故となった。

■陥没

2016年11月 博多駅前道路陥没事故

市営地下鉄の工事現場において、縦断約30m、深さ約15mにわたって陥没した、けが人などはなかった。博多駅周辺では、停電や断水、ガス供給が停止された。

■建造物崩壊

2012年12月 笹子トンネル落盤事故

トンネル換気ダクト用に設置されている天井版が138mにわたり崩落し、9名の死者が出た。

■大規模停電

2019年9月令和元年房総半島台風15号による停電被害

関東地方を中心に、きわめて強い台風による暴風およびその飛来物による配電設備の故障などにより、2週間以上にわたり最大約93万戸が停電した。

■ダム崩壊

1941年6月 幌内ダム決壊事故

集中豪雨によりダムが決壊。幌内集落では死者60名の被害となった。

■渇水

1994年8月 列島渇水

水道水の断水や減圧給水により一度でも影響を受けた人口は全国で約1,600万人に上るとともに、全国で約1,400億円の農作物被害が発生した。

■群衆事故

2001年7月 明石花火大会歩道橋事故

花火会場に向かう観客と帰路についていた観客が押し合いになり、死者11人負傷者247人に被害が出た。

<特殊災害（CBRNE 災害^{※2}等）>

■工場爆発

2022年3月 工場爆発事故（宮崎県延岡市）

産業火薬製造会社の工場で起きた爆発事故。工場内外で4人が軽傷、1人が行方不明となつた。

■水質事故（油流出など）

1997年1月 日本海でロシアタンカー「ナホトカ号」の重油流出事故

12市町村の海岸員大量の重油が押し寄せ、海域の環境はもとより、沿岸の採貝藻漁場や沖合の漁業操業への支障など漁業や観光などに大きな被害をもたらした。

■集団食中毒^{※3}

1996年7月 埼市学童集団下痢症（大腸菌 O-157）

埼市小学生の間で病原性大腸菌 O-157 による下痢・嘔吐等の症状を訴え、罹患が確実であると判断された児童及び教職員やその家族等の患者の人数は、総数 9,492 名、児童 3 名が溶結性尿毒症症候群により死亡した。

■不発弾による事故

1974年3月 那覇市

下水道工事中、地中に埋まっている不発弾に建設機械が接触して爆発。30 数名の死傷者を出す事故となつた。

■突発重大事案（テロなど）

1995年3月 地下鉄サリン事件（化学物質テロ）

新興宗教団体メンバーにより、東京都心の地下鉄の3路線で、猛毒サリンがまかれ、14人が死亡、約 6300 人が負傷する事件となつた。

※1 宇宙天気現象とは、太陽から到来する現象や地球周辺で発生する現象。まれに発生する、太陽フレア爆発等の宇宙空間の状態に大規模な変動をもたらす現象により、電波を使用する通信・放送インフラの受信障害、航空機が使用する短波通信の途絶、衛星測位の精度劣化、人工衛星の誤動作や太陽電池の劣化、誘導電流の発生による停電、宇宙飛行士や航空機乗務員等の被ばく等の被害をもたらす可能性がある。

※2 CBRNE 災害とは、Chemical（化学）・Biological（生物）・Radiological（放射性物質）・Nuclear（核）・Explosive（爆発）による災害の総称。

※3 食中毒の原因として、細菌、ウイルス、自然毒、化学物質、寄生虫などさまざまあり、食べてから症状が出るまでの期間やその症状、また予防方法も異なります。

<復旧・復興計画編>

目次

第1章 災害復旧対策	1
第1節 公共施設等の復旧	1
第2節 罹災証明の交付	3
第3節 激甚災害の指定	5
第4節 被災者の生活再建等の支援	7
第5節 中小企業の復旧支援	13
第6節 農業関係者の復旧支援	14
第7節 ライフライン等の復旧	15
第2章 災害復興対策	16
第1節 復興対策本部の設置	16
第2節 災害復興計画の策定	17
第3節 災害復興事業の実施	17

第1章 災害復旧対策

市、府をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、子供、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1節 公共施設等の復旧

災害対策本部体制下の関係各部は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

《実施担当》

関係各部、総務企画部（企画調整・財務班）

復旧事業計画は、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、地震による被害の再発防止に努めるよう、各実施担当において作成するものとする。また、総務企画部（企画調整・財務班）は、その内容を取りまとめるとともに、各事業の推進にあたり、必要に応じて、大阪府や国と協議を行うものとする。

第2 災害復旧事業の種類

《実施担当》

関係各部

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 中小企業の振興に関する事業計画
- 11 その他の災害復旧事業計

第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担又は補助する事業は、次のとおりである。

《実施担当》

関係各部

法　律　等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公園、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道及び道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症法	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設及び共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

第2節 罹災証明の交付

各種罹災者に対し早期に支援措置を講じるため、罹災証明の交付体制を確立し、罹災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度の確認は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第1 罹災台帳の作成

被災状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、必要事項を登録する。

《実施担当》

生活支援部（庶務班）

- 1 家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について、罹災台帳を作成する。
- 2 生活支援部調査班が行う建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 罹災証明書の発行

市長が、罹災者に対し必要があると認めた場合は、罹災証明書を発行する。

《実施担当》

生活支援部（庶務班）

罹災者から不動産の被災に関して証明書の交付請求があった場合は、罹災台帳に基づき、罹災証明書を作成し交付する。ただし、被災状況が確認できない場合は、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する「罹災届出証明書」を交付する。

なお、動産の被災に関する証明についても「罹災届出証明書」を交付する。

第3 被災者台帳の作成

市長が被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めた場合、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成する。

《実施担当》

生活支援部（庶務班、調査班）、総務企画部（庶務班）、福祉部（救護班）、児童部（庶務班）

生活支援部（庶務班）は、必要に応じて、災害対策本部体制下の各部が把握した個々の被災者の被災の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等の提供を基に一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、府に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別

- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の災害
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第3節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、速やかに「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律(昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。)」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

第1 激甚災害指定の手続

激甚災害の政令指定や特別財政援助等が必要な場合は、適切な措置を講じる。

《実施担当》

参謀本部（本部班）、大阪府

1 激甚災害の指定

府は、市の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

2 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

《実施担当》

関係各部、大阪府

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障がい福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (14) 滞水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3 特定大規模災害

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市から要請があり、かつ、市の工事実施体制等地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興の必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金及び見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、住宅の確保等を行う。

府及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 災害弔慰金等の支給

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金等を支給し、被災者又はその遺族の早期立ち直りを推進する。

《実施担当》

福祉部（救護班）

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づき、条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

- (1) 市域内に住所を有する者が次のような地震により、死亡又は障害を受けた場合に適用する。
 - ア 市域において、5世帯以上の住家が滅失した地震
 - イ 府域において、災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある地震
 - ウ 府域において、住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
 - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害
- (2) 次の場合、支給を制限する。
 - ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合
- (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡當時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- (4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に對して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

被災者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

《実施担当》

福祉部（救護班）、吹田市社会福祉協議会

1 災害援護資金の貸付

地震により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに必要な災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

大阪府社会福祉協議会は、府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得者世帯に対して行う、生活福祉資金の災害援護資金貸付が、迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

第3 市税等の減免・徴収猶予等

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収の猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等により被災者の負担の軽減を図り、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

《実施担当》

生活支援部（調査班）、福祉部（救護班）、保健医療部（庶務班）

1 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納稅義務者等が地震によって、期限までに申告等又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

地震により財産に損害を受けた納稅義務者等が、市税を一時的に納付若しくは納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期限に限り、その徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる時には、さらに1年以内の期限に限り延長する。

(3) 減 免

被災によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて、個人の市民税・固定資産税等の市税を軽減又は免除する。

2 国民健康保険料の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が、保険料を一時的に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期限に限り徴収を猶予する。

(2) 保険料減免

災害によって被保険者の居住する住宅に著しい損害を受けた場合に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(3) 一部負担金減免

療養を受ける被保険者の属する世帯が、災害により財産に著しい被害を受けた場合は、前年度所得及び被害状況に応じて最高6か月を超えない期間で一部負担金を免除する

3 介護保険料の特例措置

災害によって被災した住民に対して、介護保険法に基づき、次の特例措置を講じる。

- (1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保健法第28条）
- (2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）
- (3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、吹田市介護保険条例施行規則第11条・第13条）

4 その他徴収金の減免等

地震により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき軽減又は免除する。

第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いだり、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るために、公営住宅等の空き家の活用、仮設住宅等の提供等による支援を行う。

なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

《実施担当》

都市基盤部（住宅施設班）

1 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るために、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

2 住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な被災者に対して優良賃貸住宅のあっせんを行う。

3 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅の復旧

都市基盤部住宅施設班は、地震により公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅を復旧する。

4 災害復興住宅資金の貸付

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう、府や独立行政法人住宅金融支援機構等と調整を図るとともに、相談体制の確立に努める。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 被災者生活支援金

《実施担当》

福祉部（救護班）、大阪府

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2つ以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・上記(3)ア～ウの世帯 100万円
 - ・上記(3)エの世帯 50万円

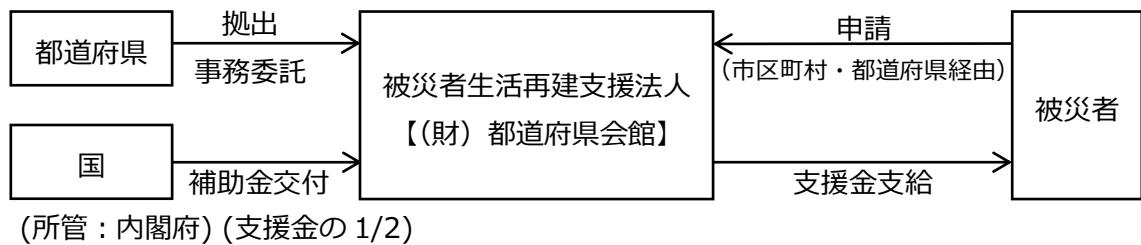
※世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
 - ・住宅を建設又は購入した場合
上記(3)ア～エの世帯 200万円
上記(3)オの世帯 100万円
 - ・住宅を補修した場合
上記(3)ア～エの世帯 100万円
上記(3)オの世帯 50万円
 - ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く。）
上記(3)ア～エの世帯 50万円
上記(3)オの世帯 25万円

※いったん住宅（公営住宅を除く。）を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1／2）

※世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県から拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次のとおり。



第5節 中小企業の復旧支援

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、市は、これらの対策が迅速かつ的確に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

なお、市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第1 資金需要の把握・調査

《実施担当》

生活支援部（庶務班）

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 中小企業者に対する金融制度の周知

《実施担当》

総務企画部（広報班）、生活支援部（庶務班）

総務企画部広報班、生活支援部庶務班は、商工会議所やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

ア 中小企業事業

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。

イ 国民生活事業

据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどによる融資を行う。

第6節 農業関係者の復旧支援

被災した農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、府が政府系金融機関及び一般金融機関に対する特別の配慮を講ずるよう要請するとともに、災害復旧に必要な資金の融資が行われるよう対処するための協力をを行う。

第1 資金の融資措置

《実施担当》

生活支援部（庶務班）、北部農と緑の総合事務所、北大阪農業協同組合

生活支援部庶務班、府は、農業関係団体の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第2 融資制度の周知

《実施担当》

生活支援部（庶務班）、北部農と緑の総合事務所、北大阪農業協同組合

生活支援部庶務班、府は、農業関係団体を通じて、国・府が行う被災した農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産事業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第7節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第1 復旧方針

《実施担当》

総務企画部（広報班）、各事業者等

1 復旧計画

- (1) 各事業者等は、当該諸施設等の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 諸施設等の復旧完了時には、十分な点検を行い、二次災害等の防止に努める。
- (4) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の事業者等からの応援を受ける。

2 広報

総務企画部広報班は、被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、各事業者等のホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章 災害復興対策

府内に大規模な災害が発生し、被災した場合には、国、府が策定した「災害復興基本方針」に則して、速やかに復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施する。

《実施担当》

関係各部、関係機関

第1節 復興対策本部の設置

市は、大規模災害により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織とし、その組織体制は次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長、水道事業管理者、教育長
本部員	危機管理監、災害対策本部体制下の各部長、総務企画部副部長、都市基盤部副部長、生活支援部副部長、教育部副部長
防災関係機関	必要に応じて、吹田市防災会議条例第3条第5項の第1号委員、第2号委員、第5号委員（消防長を除く。）、第6号委員及び第7号委員に出席を求める。

第2節 災害復興計画の策定

《実施担当》

総務企画部（企画調整・財務班）、関係各部

復興計画等の作成に当たっては、都市基盤部を始めとする関係各部と連携を図りながら、総務企画部（企画調整・財務班）が中心となり策定するものとする。

- 1 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。
- 2 復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。また、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。
- 3 基本理念や基本目標などの復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次の事項について定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や子供、要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。
 - (1) 復興計画の区域
 - (2) 復興計画の目標
 - (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
 - (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
 - (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
 - (6) 復興計画の期間
 - (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第3節 災害復興事業の実施

市は、府及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。